

統計資料編 目次

環境行政全般

1	平成 19 年度環境保全関連施策	1
2	平成 18 年度環境保全関連施策の監視・測定結果	9
3	酸性雨モニタリング調査結果	13
4	環境アドバイザー名簿（平成 19 年度）	16
5	平成 18 年度環境関係調査研究一覧	17

自然環境関係

6	ふくしまレッドリスト（植物）	20
7	ふくしまレッドリスト（昆虫類）	22
8	ふくしまレッドリスト（鳥類）	23
9	ふくしまレッドリスト（淡水魚類）	23
10	ふくしまレッドリスト（両生・爬虫類）	23
11	ふくしまレッドリスト（ほ乳類）	23
12	自然環境保全地域一覧（平成 19 年 12 月 31 日現在）	24
13	緑地環境保全地域一覧（平成 19 年 12 月 31 日現在）	25
14	野生動植物保護地区一覧（平成 19 年 12 月 31 日現在）	25
15	自然環境保全地域及び緑地環境保全地域位置図	26
16	自然公園の指定状況（平成 19 年 12 月 31 日現在）	27
17	自然公園の利用状況	28
18	自然公園等の許可・届出処理状況（平成 18 年度）	28
19	自然保護指導員等の配置状況（平成 19 年 12 月 31 日現在）	28
20	県立自然公園指定植物一覧	29
21	平成 18 年度の主な鳥獣の有害捕獲数	29
22	狩猟者登録件数の推移	30
23	自然公園等施設整備状況（平成 18 年度）	30
24	裏磐梯ビジターセンターの利用者状況	31
25	風致地区一覧表（平成 19 年 3 月末現在）	31
26	都市公園整備状況表（平成 19 年 3 月末現在）	32
27	緑地協定締結状況表（平成 19 年 3 月末現在）	34

廃棄物関係

28	地方振興局及び郡山市・いわき市別浄化槽設置状況 （平成 18 年度末現在）	35
29	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可 （法第 14 条第 1 項及び第 2 項、法第 14 条の 4 第 1 項及び第 2 項） （平成 18 年 4 月 1 日現在）	36

30	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の変更許可 （法第14条の2第1項、法第14条の5第1項）（平成17年度実績）	36
31	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出 （法第14条の2第3項、法第15条の5第3項）（平成17年度実績）	36
32	産業廃棄物処理施設の設置許可（法第15条第1項）	37
33	産業廃棄物処理業者・処理施設設置者に対する 行政処分（許可取消し）件数	39
34	不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業実施状況	39
35	都道府県別不法投棄件数・投棄量（平成9年～18年度）	40
36	自動車リサイクル法に係る登録・許可の状況（平成19年3月31日現在）	41

化学物質関係

37	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。） 及び土壌汚染に係る環境基準について	42
38	環境ホルモン調査対象化学物質一覧	43
39	平成18年度ダイオキシン類一般環境大気調査結果	44
40	平成18年度ダイオキシン類発生源周辺環境大気調査結果	44
41-1	平成18年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質（河川）調査結果	45
41-2	平成18年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質（湖沼）調査結果	46
41-3	平成18年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質（海域）調査結果	46
41-4	ダイオキシン類汚染範囲確定調査結果	46
42-1	平成18年度ダイオキシン類地下水調査結果	47
42-2	ダイオキシン類汚染井戸周辺地区調査結果	47
43	平成18年度ダイオキシン類一般環境土壌調査結果	48
44-1	平成18年度ダイオキシン類発生源周辺土壌調査結果	50
44-2	平成18年度ダイオキシン類土壌汚染範囲確定調査結果	51
44-3	平成18年度ダイオキシン類発生源周辺環境調査結果	52
45	平成18年度ダイオキシン類指標生物（水生生物）調査結果	52
46	平成18年度ダイオキシン類処分場周辺調査結果	52
47	平成18年度ダイオキシン類煙道排ガス調査結果	53
48	平成18年度ダイオキシン類廃棄物焼却炉等放流水調査結果	53
49-1	平成18年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場 （周縁地下水）調査結果	54
49-2	平成18年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場 （放流水）調査結果	54
50	平成18年度ダイオキシン類産業廃棄物最終処分場 （放流水等）調査結果	54
51-1	平成18年度環境ホルモン一般廃棄物最終処分場（放流水等）調査結果	55
51-2	平成18年度環境ホルモン産業廃棄物最終処分場（放流水等）調査結果	56
52	平成18年度ダイオキシン類排出ガス自主測定実施状況	57
53	平成18年度ダイオキシン類排水自主測定実施状況	57
54	平成18年度ダイオキシン類ばいじん及び燃え殻等自主測定実施状況	57

大気関係

55	大気汚染に係る環境基準の概要	58
56	大気監視測定局一覧（平成19年3月31日現在）	59
57	発生源測定局一覧（平成19年3月31日現在）	60
58	環境基準の達成状況の推移	61
59	二酸化硫黄濃度の測定結果（平成18年度年間値）	61
60	二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化（年平均値）	63
61	二酸化窒素濃度の測定結果（平成18年度年間値）	64
62	二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	65
63	二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（日平均値の年間98%値）	66
64	光化学オキシダント濃度の測定結果（平成18年度年間値）	67
65	光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化 （昼間の1時間値の年平均値）	68
66	光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化 （昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）	69
67	浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成18年度年間値）	70
68	浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化（年平均値）	71
69	非メタン炭化水素濃度の測定結果（平成18年度年間値）	72
70	非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	72
71	一酸化炭素濃度の測定結果（平成18年度年間値）	73
72	一酸化炭素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	73
73-1	有害大気汚染物質モニタリング測定地点（平成18年度）	73
73-2	有害大気汚染物質モニタリングの結果（平成18年度）	74
74	一般環境アスベスト濃度調査の結果（平成18年度）	75
75	ばい煙発生施設届出件数等（平成18年度）	76
76	揮発性有機化合物排出施設届出件数等（平成18年度）	77
77	一般粉じん発生施設届出件数等（平成18年度）	77
78	ばい煙等の立入検査実施状況（平成18年度）	77
79	ばい煙等の立入検査による指導状況	78

水質関係

80	水質汚濁に係る環境基準	79
81	水質環境基準の類型あてはめ一覧表	85
82	河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況 （平成19年12月31日現在）	90
83	窒素及び燐の排水規制対象湖沼	91
84	窒素及び燐の排水規制対象海域	91
85	阿賀野川水系の水質測定結果（平成18年度）	92
86	阿武隈川水系の水質測定結果（平成18年度）	93
87	久慈川、川上川、黒川の水質測定結果（平成18年度）	94
88	相双地区河川の水質測定結果（平成18年度）	94
89	いわき地区河川の水質測定結果（平成18年度）	95

90	湖沼の水質測定結果（平成18年度）	96
91	海域の水質測定結果（平成18年度）	97
92	水浴場の水質測定結果（平成18年度）	99
93	地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準	102
94	管内別特定事業場数及び排水規制対象特定事業場数（平成18年度）	103
95	業種別特定事業場数及び排水規制対象特定事業場数（平成18年度）	106

土壌関係

96	土壌の汚染に係る環境基準	107
----	--------------	-----

騒音・振動・悪臭関係

97	騒音に係る環境基準	108
98	騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例による騒音規制の概要	109
99	騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく 工場・事業場に係る騒音規制基準	110
100	騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく 特定建設作業騒音及び騒音指定建設作業騒音に係る勧告基準	110
101	工場・事業場に係る振動規制法に基づく規制基準及び 県振動防止対策指針に基づく基準	110
102	建設作業に係る振動規制法に基づく規制基準及び 県振動防止対策指針に基づく基準	111
103	騒音規制法に基づく地域別の騒音特定施設設置状況 (平成19年3月31日現在)	111
104	振動規制法に基づく地域別の振動特定施設設置状況 (平成19年3月31日現在)	111
105	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の実施状況 (平成18年度)	112
106	平成4年中央公害対策審議会中間答申及び平成7年 中央環境審議会答申において示された許容限度設定目標値	112
107	騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度	113
108	振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度	113
109	福島空港周辺の騒音測定結果（平成18年度）	113
110	県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜営業騒音の規制概要	114
111	県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機の使用基準	114
112	うつくしまの音30景	115
113	悪臭防止法に基づく規制対象物質	116
114	県内の悪臭防止法による悪臭の規制	117
115	県悪臭防止対策指針に基づく基準	117
116	環境汚染を伴う事故の発生件数の推移	118
117	公害防止管理者等選任届出の状況（平成19年3月31日現在）	118

公害対策関係

118	工場立地件数	119
119	公害の種類別苦情件数の推移及び構成比	119
120	公害の発生源別苦情件数（平成18年度）	120
121	典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数の推移	120
122	典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比	121
123	地区別公害苦情件数の推移及び構成比	121
124	公害苦情処理係属件数の推移	121
125	市町村別公害苦情件数（平成18年度）	122

その他

126	用語解説	123
-----	------	-----

環境行政全般

1 平成19年度環境保全関連施策

環境基本計画の展開体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当領域・グループ名
大	中	1 自然と人の共生			
		1 多様な自然環境の保全			
		1 自然公園美化清掃事業	県内の自然公園の清潔保持を図るため、美化清掃実施団体に応分の負担をする。	2,250	環境共生領域 自然保護G
		2 自然公園管理事業	自然公園法及び福島県立自然公園条例に基づき指定された自然公園の適正な管理を行う。	1,937	環境共生領域 自然保護G
		3 自然保護対策事業	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定された保全地域等の保護管理、巡視指導、自然とのふれあいを通じた自然保護思想の普及啓発を行う。	10,663	環境共生領域 自然保護G
		4 自然環境保全基礎調査事業	自然環境基礎調査(生物多様性調査)を環境省から受託し、保全上重要地域の分布や自然衰退等を監視するモニタリングに資する基礎データを蓄積するため、植生や動物等の自然環境調査を行う。	15,000	環境共生領域 自然保護G
		5 「うつくしま”ふなっこふるさと川づくり事業”	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したランドの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を行う。	10,000	河川港湾領域 河川整備管理G
		6 総合的水管理推進事業	健全な水循環の確保を図るため平成18年度に策定した「うつくし封水との共生プラン」の推進に向け、出前講座等を実施するとともに、夏井川流域において産学民官の連携のもと、実践的な計画を策定する。	6,501	企画調整総務領域 首都機能移転・超学際G
		7 中山間地域等直接支払事業	中山間地域においては、他の地域に比べ過疎化・高齢化が急速に進行する中で、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。このため、生産条件の不利益を直接的に補償し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・保全等を図るため、中山間地域等において適切な農業生産活動等を行う集落等に対して交付金を支払う。	1,488,300	農村整備領域 農山村整備G
		8 遊休農地対策総合支援事業	農地の有する公益的機能を維持するため、遊休農地の活用や農地としての保全を推進する。	26,860	農村整備領域 農山村整備G
		9 中山間ふるさと水と土保全基金事業	中山間地域の有する多面的機能を将来にわたり良好に発揮させるため、基金運用益により、多面的機能を維持保全する地域住民活動を活性化するための調査研究事業、指導者等の人材育成のための研修事業及び地域住民活動を啓発普及するための推進事業を実施する。	7,311	農村整備領域 農村環境整備G
		10 森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るため、森林GISを構築する。	82,401	森林林業領域 森林計画G
		11 森林環境交付金事業	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らした事業を展開できるよう、森林環境基金の一部を交付する。	309,575	森林林業領域 森林計画G
		12 森林ボランティア総合対策事業	森林づくり活動の広報、森林ボランティアに関する情報収集・提供、相談窓口業務等を行う森林ボランティアサポートセンターを設置するとともに、森林づくりを先導する事業やボランティア団体及び企業が行う森林づくり活動を支援する。	13,916	森林林業領域 担い手緑化G
		13 緑化活動県民参加推進事業	森林づくりへの県民参加を促進するため、参加者を公募して実施する森林整備活動に対し助成する。	3,633	森林林業領域 担い手緑化G
		14 県営林管理事業	県土の保全、水資源のかん養、森林資源の充実を図ることを目的として、県営林(県有林、県行造林、部分林、水源林)を管理している。	124,495	森林林業領域 森林整備G
		15 森林病害虫等防除事業	森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒除根、薬剤による予防措置などを実施する。	248,946	森林林業領域 森林整備G
		16 一般造林事業	植栽、下刈等の造林事業を計画的、適切に行うことで健全な森林の整備を図るとともに、安全で快適な森林空間の整備を行うことにより、県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等の公益的な機能の発揮や山村経済の振興等を図る。	1,027,438	森林林業領域 森林整備G
		17 福島県林業公社事業資金	森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、造林・育林等森林の整備事業を推進する。	3,395,235	森林林業領域 森林整備G
		18 森林整備事業	手入れが行われず荒廃が懸念される公益的機能の高い水源区域の森林について、調査・測量及び間伐等の森林整備を実施する。	614,500	森林林業領域 森林整備G
		19 治山事業	保安林の機能を多面的に発揮させるため、荒地等の復旧整備、水土保持施設の整備及び森林整備を実施する。	2,685,144	森林林業領域 治山対策G
		20 森林保全管理事業	重要な森林について保安林に指定し適正な管理を行うとともに、それ以外の森林については土地の適正な利用を確保するため、林地開発許可及び連絡調整を行う。	6,387	森林林業領域 治山対策G
		2 生物多様性の保全			
		21 きじやまどり放鳥事業	狩猟鳥であるキジ、ヤマドリ保護増殖を図るため、休猟区等に計画的に放鳥する。	10,710	環境共生領域 自然保護G
		22 狩猟行政事務事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟登録事務及び狩猟免許試験等を行う。	4,449	環境共生領域 自然保護G
		23 狩猟運営事業	狩猟事故及び狩猟違反の防止を図るため、社団法人福島県猟友会が行う研修会や広報活動等の事業について補助を行う。	1,750	環境共生領域 自然保護G
		24 傷病鳥獣保護事業	傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、鳥獣保護センターを委託により管理運営する。また、傷病鳥獣の救命率を向上させるため、(社)福島県獣医師会と連携し、ボランティア獣医師に対する研修会開催や普及啓発を行う。	30,811	環境共生領域 自然保護G
		25 野生生物管理事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護員を設置する。	29,219	環境共生領域 自然保護G
		26 鳥獣保護区等整備事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の設定、休猟区、銃撃禁止区域等の設定、管理を行う。	1,697	環境共生領域 自然保護G
		27 野生動物保護管理事業	農業被害等をもたらしている野生動物について、モニタリング調査や生息状況調査を実施し、保護管理のための検討を行なうことにより、人と野生動物の共生を図る。	7,731	環境共生領域 自然保護G
		28 カワウ被害防止対策事業	カワウによる被害を防止し、内水面漁業及び養殖業の健全化を図るため、関係者による対策協議を行うとともに漁業者が実施する被害防止対策事業を支援する。	3,035	生産流通領域 水産G
		29 外来魚拡散防止緊急対策事業	外来魚の生息域の拡大防止を図るため、河川域において生態調査等を実施し、有効な駆除方法の確立を図る。また、漁業者等が実施する外来魚の駆除事業を支援する。	5,751	生産流通領域 水産G
		3 自然との豊かなふれあいの推進			
		30 県設裏磐梯野鳥の森管理委託事業	北塩原村にある県設裏磐梯野鳥の森の管理を地元北塩原村に委託して行う。	458	環境共生領域 自然保護G
		31 国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	33,555	環境共生領域 自然保護G
		32 自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	10,500	環境共生領域 自然保護G

環境基本計画の体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当領域・グループ名
	33	自然公園等施設整備事業補助金	自然公園等における優れた自然の保護とその利用促進を図るため、施設の整備を行う市町村に対して補助を行う。	10,500	環境共生領域 自然保護G
	34	温泉源の保護適正利用対策	福島県自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。	685	健康衛生領域 業務G
	35	うつくしま、ふくしま観光地さわやかトイレ普及事業	観光地の快適な公衆トイレの整備を促進するため、資金の貸付を行う。	191,767	地域経済領域 観光G
	36	地域用水環境整備事業	ダム、ため池等の農業水利施設を対象に、保全管理等と一体的に水辺空間を活用し、快適な生活環境の整備を行う。	141,750	農村整備領域 農業基盤整備G
	37	海岸環境整備事業	農地保全に係る海岸の区域において、休養の場としての利用に供するため海岸環境の整備を行う。	12,000	農村整備領域 農業基盤整備G
	38	ふくしま県民の森管理事業	県民に森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供し、自然との共生に関する理解の向上を図ることを目的として整備された「県民の森」(平成10年オープンしたオートキャンプ場を含む)を管理運営する。	45,300	森林林業領域 担い手緑化G
	39	昭和の森施設管理事業	「昭和の森」は、昭和天皇の御在位50年を記念して、全国植樹祭地(猪苗代町天鏡台)に、県民が親しめるレクリエーションの場として整備され、施設の管理・運営を実施する。	15,184	森林林業領域 担い手緑化G
	40	漁港環境整備統合事業	漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、緑地等の整備を行う。	50,080	河川港湾領域 港湾漁港G
	41	都市公園整備事業	レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、うるおいある都市景観の形成、都市防災機能の向上など、公園緑地の多様な機能を活かし、安全で個性と魅力ある地域づくりを進めるため県営都市公園の整備を行う。	475,000	都市領域 都市整備G
	42	ふくしま海洋科学館運営事業	「海を通じて『人と地球の未来』を考える」という基本理念のもとに、水族館の機能を中心として海をさまざまな視点から紹介し、海に関する文化・学習機会を提供する施設の維持・管理・運営を行う。	635,827	生涯学習領域 施設運営G
	43	自然体験活動推進モデル事業	本県の豊かな自然環境を保全しつつ、中山間地域の振興を図るため、モデル地域においてエコツーリズムを中心とした自然体験活動を推進する。	1,584	環境共生領域 自然保護G
	44	森林療法(森林セラピー)モデル事業	過疎・中山間地域の活性化、地域振興を図ることを目的に、森林療法(森林セラピー)のモデル事業を実施する。	4,969	森林林業領域 担い手緑化G
	45	「緑の輪」推進事業	緑の少年団の育成支援を行い、緑化思想の普及を図る。	3,258	森林林業領域 担い手緑化G
	46	(再掲) 緑化活動県民参加推進事業	森林づくりへの県民参加を促進するため、参加者を公募して実施する森林整備活動に対し助成する。	3,633	森林林業領域 担い手緑化G
	47	もりの案内人等指導者養成事業	もりの案内人を養成するため、審査委員会や養成講座を開催するとともに、森林環境やその指導方法に関する研修会及び森林整備ボランティア団体のリーダーを養成する講座を開催する。	3,948	森林林業領域 担い手緑化G
	4	良好な景観の保全と創造			
	48	景観条例の運用	福島県景観条例の適正かつ円滑な運用を図り、県土全域を対象とした本県の景観形成を総合的に推進する。	2,233	環境共生領域 環境評価景観G
	49	景観形成推進事業	福島県景観条例に基づき、県民、事業者、市町村等に対し、技術的又は財政的な支援を行い、本県における景観形成を推進する。	6,170	環境共生領域 環境評価景観G
	50	景観形成普及啓発事業	福島県景観条例に基づき、景観形成に関する知識の普及や景観形成への意識啓発を行い、本県における景観形成を推進する。	2,800	環境共生領域 環境評価景観G
	51	磐梯高原広域サイン計画推進事業	景観形成重点地域の関係6市町村等が磐梯高原広域サイン計画に基づき行う広域誘導案内板等の整備に対し支援をし、本県の貴重な財産である当該地域の優れた景観の保全と創造を図る。	18,105	環境共生領域 環境評価景観G
	52	工場緑化推進指導事業	工場立地法に基づく特定工場の緑化を推進するとともに、ニューファクトリーの普及啓発を図る。	74	地域経済領域 立地G
	53	建築文化推進事業	地域の環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰し、魅力あるまちづくりに対する意欲の高揚を図る。	1,076	建築領域 建築住宅企画G
	54	電線共同溝整備事業	安全かつ円滑な道路交通空間の確保、良好な都市景観の形成等を図ることを目的として、電線共同溝方式により電線類の地中化整備を実施する。	274,000	道路領域 道路環境G
	5	尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全			
	55	尾瀬地域保護適正化事業	本州最大の高層湿原である日光国立公園尾瀬地区の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため各種施策を実施する。	5,568	環境共生領域 自然保護G
	56	(財)尾瀬保護財団への職員派遣事業	平成7年8月に設立された(財)尾瀬保護財団を活用して、より良い尾瀬全体の保護と利活用を図っていくため、本県1名を引き続き派遣し、当該財団の運営に積極的に貢献する。	8,741	環境共生領域 自然保護G
	57	尾瀬地域単独国立公園化推進事業	日光国立公園尾瀬地域のあり方や、自然環境などの変遷に関する文献収集調査を行い、関係機関と協力しながら、尾瀬地域単独国立公園化を推進する。	8,008	環境共生領域 自然保護G
	58	裏磐梯自然体験活動推進事業	平成15年4月に開設した「裏磐梯ビジターセンター」は、当該地観光客に対し、自然保護思想の普及啓発を図る重要な拠点施設であり、当該施設を管理運営する「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に対して負担金を支出し、裏磐梯の優れた自然の適正な保護と利用の増進を図る。	6,000	環境共生領域 自然保護G
	2	環境への負荷の少ない循環型社会の形成			
	1	ごみゼロ社会形成の推進			
	59	「もったいない」が生きている社会づくり事業	「もったいない50の実践」に係る絵画・ポスター等を県民等から募集して、優秀な作品を選定するとともに、カレンダーを作成・配布し、「もったいない」の実践を促す。さらに、民間団体が主体となって設立される「もったいない運動推進協議会」に参加し、運動の促進を図る。	4,162	環境共生領域 循環型社会推進G
	60	マイバッグ(もったいないバッグ)推進事業	ごみ減量化の観点から環境にやさしい買い物を推進するために、環境にやさしい商品を購入した消費者等を対象として、ポイントに応じてマイバッグ(もったいないバッグ)をプレゼントする等のキャンペーンを実施する。	960	環境共生領域 循環型社会推進G
	61	うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間事業	10月の「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」に普及啓発キャンペーンを実施し県民の減量化意識の啓発を行う。	602	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	62	リサイクル関連推進事業	自動車、容器包装、家電、及び建設リサイクル法に基づき、県民・関連事業者への普及啓発、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。さらに、分別収集促進計画の適切な運用を図る。	2,752	環境共生領域 循環型社会推進G
	63	産業廃棄物減量・リサイクル総合対策事業	産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、リサイクル製品の認定・普及啓発等の業務を総合的に実施する。また、ごみ減量化に向けた具体的な取組の募集を行い、優良活動事例を表彰する。	12,805	環境共生領域 循環型社会推進G
	64	廃棄物再生事業者登録指導事業	廃棄物のリサイクルの推進において再生事業者が重要な役割を担うことから、廃棄物再生事業者登録制度を活用して優良な廃棄物再生事業者の育成を図る。	18	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	65	産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備に対して支援する。	105,286	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	66	産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。	2,546	環境保全領域 産業廃棄物対策G

環境基本計画の 実施体系	No.	事業名	事業の概要	予算額 (千円)	担当領域・グループ名
	67	活力ある商店街支援事業 (商店街循環型社会推進事業)	商店街等が循環型社会を推進するとともに商店街活性化効果が期待される機器等(ラッキーチケット発券機能付き空き缶、ペットボトル回収機等)を取得する事業に対して補助を行う。	0	商工総務領域 商業まちづくりG
	68	産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業	ハイテクプラザにおいて、産業廃棄物減量化につながる研究開発を実施し、産業廃棄物排出事業者に対する技術的支援を行う。	14,619	地域経済領域 産業創出G
	69	産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	産業廃棄物を抑制する製造技術、または再利用が進んでいない産業廃棄物の再利用を開発する企業等を公募のうえ選定し、補助金を交付する。	70,291	地域経済領域 産業創出G
	70	市町村下水道事業費等補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	330,858	都市領域 下水道G
	71	市町村下水道整備代行業業費	過疎地域の下水道の整備促進を図るため、県が町村に代わって下水道の根幹的施設の整備を行う。	25,000	都市領域 下水道G
	72	流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	93,000	都市領域 下水道G
	73	流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道等の事業を実施する。	4,986,000	都市領域 下水道G
	74	農業用使用済プラスチックリサイクル推進事業	農業用使用済プラスチックのリサイクル処理を中心とした適正処理を推進するとともに、リサイクル促進活動に係る経費に対して助成を実施する。	1,977	経営支援領域 循環型農業G
	75	廃棄物処理施設整備指導監督	市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に関する指導、監督を行う。	504	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	76	(財) 福島県いわき処分場保全センター指導監督事業	公共関与による最終処分場として適正な維持管理が図られるよう指導・監督を行う。	91	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	77	一般廃棄物処理施設指導監督事業	市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を図る。	1,228	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	78	一般廃棄物適正処理指導事業	市町村等における一般廃棄物処理事業の状況を調査し、一般廃棄物の適正処理に係る普及啓発等を行い、今後の一般廃棄物の適正処理に資する。	525	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	79	県中地区環境整備センター(仮称)設置事業	県中地区における公共関与による廃棄物処理施設設置に向け、事業推進のための条件整備に努める。	943	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	80	ごみ減量化・広域化支援事業	ごみ処理広域化を円滑に推進するため、広域化ブロックごとに「ごみ処理広域化アドバイザー」を派遣し、市町村を支援する。	146	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	81	PCB廃棄物処理基金への拠出	PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の拠出により創設された基金に対して、拠出する。	34,000	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	82	産業廃棄物情報管理事業	産業廃棄物処理状況報告等を基に、パソコンにより処理状況等を把握し、今後の産業廃棄物行政の資料とする。	1,396	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	83	産業廃棄物適正処理監督指導事業	広野町の不適正保管事業に係る調査等を実施するとともに、処理業者等が設置する産業廃棄物最終処分場の残余容量を測量し、的確に把握し、産業廃棄物の適正処理の一層の推進を図る。	6,963	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	84	産業廃棄物適正処理指導等経費	廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の適正処理を推進する。	11,779	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	85	処理業許可申請調査指導事業	産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する欠格条件照会等を実施し、適正処理の推進を図る。また、法的な問題について、弁護士に相談し指導を受ける。	1,221	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	86	PCB廃棄物適正処理事業	PCB特指法に基づき、県PCB廃棄物処理計画を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。	2,526	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	87	産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業	処理業者の優良性の判断に係る評価制度に参加を目指す処理業者に対し支援するとともに、処理業者等が行う適正処理のための先進性等のある技術開発に対する支援を行う。	11,184	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	88	産業廃棄物排出処理状況確認調査事業	産業廃棄物税導入の効果の検証や廃棄物処理計画の進行管理のため、排出から最終処分までの過程について、経年的に把握し各プロセスでの動向を把握する。	3,004	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	89	産業廃棄物排出事業者適正処理推進事業	産業廃棄物の種類毎の適正処理マニュアルを作成し、当該産業廃棄物を多量に排出している事業者を中心に、排出抑制等の推進、産業廃棄物の適正処理の推進等を行う。	17,613	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	90	“うつくしま、ふくしま。”不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業	県内5方部ごとに“うつくしま、ふくしま。”不法投棄廃棄物撤去エコトピア協議会を設置し、関係業界団体、関係行政機関、地域住民等が一体となって不法投棄廃棄物の撤去を行い、不法投棄防止意識の高揚と生活環境の保全を図り“うつくしま、ふくしま。”のイメージづくりに貢献する。	1,593	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	91	原状回復支援事業	いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事業及び四倉町の不適正保管廃棄物事業に係る原状回復事業に対し補助を行うことにより原状回復の促進を図る。	20,231	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	92	代執行費用求償事業	いわき市沼部町の不法投棄事業、四倉町の不適正保管廃棄物及び広野町の不適正保管廃棄物に係る代執行の費用について、滞納処分により徴収するため、財産調査、訪問督促、捜索、差押え等を行う。	285	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	93	不法投棄防止総合対策事業	不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実及び拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。	80,672	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	2 環境と調和した事業活動の展開				
	94	環境負荷低減普及啓発事業(地球にやさしい企業活動促進事業)	企業活動における環境負荷低減の取組みや現在の地球環境問題等に関する講演、さらには実際の活動事例の紹介等を行う環境管理セミナーを開催する。また、環境カウンセラー等を講師として、主に小規模事業者を対象とした低コストで取り組める環境活動評価プログラムに関する説明会・相談会を開催する。	631	環境共生領域 環境活動推進G
	95	(再掲) 「もったいない」が生きている社会づくり事業	「もったいない50の実践」に係る絵画・ポスター等を県民等から募集して、優秀な作品を選定するとともに、カレンダーを作成・配布し、「もったいない」の実践を促す。さらに、民間団体が主体となって設立される「もったいない運動推進協議会」に参加し、運動の促進を図る。	4,162	環境共生領域 循環型社会推進G
	96	窒素固定によるステンレス鋼の高機能化に関する研究開発	ステンレス鋼の窒素濃度を高めることにより、高機能、高耐食、ニッケルフリー(アレルギーなどを引き起こす)となるステンレス鋼を開発する。	13,463	地域経済領域 産業創出G
	97	フェノール系の物質選択性を利用した高機能エコ製品の開発	ハイテクプラザにおいて、柿渋などを代表とする地域資源(天然多価フェノールを活用した素材で環境に優しく高機能を有する工業製品を開発する。	1,733	地域経済領域 産業創出G
	98	(再掲) 産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業	ハイテクプラザにおいて、産業廃棄物減量化につながる研究開発を実施し、産業廃棄物排出事業者に対する技術的支援を行う。 「酸化セリウム系ガラス研磨剤のリサイクルプロセス開発」 光学ガラス、液晶パネル、半導体用フォトマスク、ガラス製ハードディスクなどの製造過程で最終研磨に使用される酸化セリウム系ガラス研磨剤の減量化と再生プロセスを構築する。	14,619	地域経済領域 産業創出G
	99	(再掲) 産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	産業廃棄物を抑制する製造技術、または再利用が進んでいない産業廃棄物の再利用を開発する企業等を公募のうえ選定し、補助金を交付する。	70,291	地域経済領域 産業創出G

環境基本計画の進展体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当領域・グループ名
	100	「環境と共生する農業」推進事業	安全・安心な農産物や環境に対する意識の高まりを踏まえ、環境と調和し持続的に発展する「環境と共生する農業」の全県的な普及推進を図ることとし、有機栽培米・特別栽培米の産地拡大や果樹における化学農薬削減技術の導入等を支援するとともに、たい肥の高品質安定化や耕畜連携によるたい肥利用の促進など資源循環システムの強化を図る。	12,529	経営支援領域 循環型農業G
	101	農業安全対策事業	農薬の安全使用を推進する体制を確立し、生産者に対しては農薬の適正使用の啓発・推進、消費者に対しては農産物の残留農薬に対する不安を解消するため、果防除指針に採用する農薬について、判定値を設置し、県として薬剤の効果や薬害を調査したうえで採用を行う。また、地域の振興作物等で、農薬登録が必要とされるものについて登録の促進を図る。さらに、鳥獣被害を適切に防止するなど、農産物の安定生産に向けた推進体制を強化する。過去に使用禁止となった農薬の適正な管理・処分を行う。	37,590	経営支援領域 循環型農業G
	102	畜産環境保全対策事業	家畜排せつ物法に基づき、畜産農家への立入検査、指導助言等の事務を執行する。また、畜産環境の保全を図るため、関係者の打合せや現地指導等を行う。	559	経営支援領域 循環型農業G
	103	「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進事業	環境にやさしい農業の中で、より高度な取組である「有機栽培」「特別栽培」を一層進めるため、県内各地方にあった栽培体系を確立するとともに、普及啓発活動を行う。	11,497	経営支援領域 循環型農業G 生産流通領域 農産物安全G
	104	農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業	平成19年度から国の施策として導入される「農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)」を活用し、地域ぐるみで化学肥料、化学合成農薬の大幅な低減を行う先進的な営農活動に対して支援を行い、有機栽培、特別栽培を中心とした「環境と共生する農業」の全県的な普及推進を図ることとする。	9,203	経営支援領域 循環型農業G
	105	環境保全型農業を確立するための技術開発	環境への負荷軽減に配慮しながら家畜ふん尿を自給飼料生産に有効活用するためのたい肥化技術、液状物処理技術を開発する。	359	経営支援領域 研究開発G
	106	うつくしま有機農産物生産システム確立事業	安全・安心な農産物を求める消費者ニーズが高まる中、有機農産物の生産技術確立のため、双葉地方の有機農産物モデル実証ほ及び試験研究機関での検証を行い、生産システムの構築を進め、有機農産物の生産販売を通じた消費者との交流等を促進しながら、双葉地方及び本県農業の活性化と地域振興を図る。	14,101	経営支援領域 循環型農業G 研究開発G 生産流通領域 農産物安全G
	107	戦略的産地づくり総合支援事業(有機・特栽培タイプ、環境にやさしい米づくりタイプ)	有機・特栽培に必要な施設等の導入、環境にやさしい米づくりに必要な機械の導入に対して支援する。	69,948	生産流通領域 の一部 園芸振興G
	108	資源循環型畜産確立対策事業(畜産環境保全条件整備事業)	良質なたい肥を生産するために必要なたい肥等施設の整備促進を図り、家畜排せつ物の更なる有効活用による環境と調和のとれた持続的な農業生産の確立を図る。	9,616	生産流通領域 衛生飼料G
	109	うつくしま良質たい肥生産流通条件整備事業	たい肥の運搬・散布等の作業を受託する組織が耕種農家等へたい肥を提供するために必要な機械等を導入する場合、その経費の一部を助成し、環境と調和のとれた持続的な農業の確立に資する。	14,775	生産流通領域 衛生飼料G
	3	資源・エネルギーの有効利用			
	110	省資源・省エネルギー促進普及啓発事業	省資源・省エネルギー及び環境問題について広く県民の理解を図るため、環境家計簿や専門の展示コーナーにより、生活に根ざした省エネルギー意識の浸透を図る。	146	環境共生領域 環境活動推進G
	111	新エネルギー導入促進事業	新エネルギー導入促進を図るため、県有施設への率先導入、県民等への普及啓発、市町村独自の取組みに対する導入支援を行う。	22,840	地域づくり領域 エネルギーG
	112	新エネルギー導入地域活性化促進事業	非営利民間団体等が実施する新エネルギー設備導入事業及び普及啓発事業を支援する。	6,000	地域づくり領域 エネルギーG
	113	新エネルギー用マイクロ発電システム開発	風力や水力を活用した小型発電機、新たな電力変換システム、インターネットを利用した分散電源制御システムを開発する。	15,414	地域経済領域 産業創出G
	114	農林業バイオマス利活用普及推進事業	農林業・農村等から発生するバイオマスの利活用を促進するため、情報収集、意識啓発等を実施する。また、発生量が最も多い家畜排せつ物について、地域ごとのたい肥の利活用動向等を調査する。	946	経営支援領域 循環型農業G
	115	間伐材利用促進事業	間伐材の利用促進を図るため、県有施設の内装や外構施設等に間伐材を率先して利用するとともに、県有施設にベレットストーブを導入する。	18,100	森林林業領域 県産材特産G
	4	ダイオキシン類等化学物質対策の推進			
	116	一般廃棄物最終処分場環境ホルモン調査事業	一般廃棄物最終処分場からの放流水に含まれる環境ホルモンの濃度を調査し、一般廃棄物最終処分場における排出実態を明らかにし、今後の環境ホルモンを考慮した適正管理の方策について検討する。	812	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	117	ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業	中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、最終処分場に埋め立てられる燃え殻等及び最終処分場の放流水中に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行う。	8,792	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	118	産業廃棄物最終処分場環境ホルモン影響調査事業	環境ホルモン等の化学物質が野生生物や生態系へ及ぼす影響を未然に防止するため、発生源として産業廃棄物最終処分場における排出実態等を把握し、排出抑制対策を推進する。	4,516	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	119	ダイオキシン類環境モニタリング調査事業	環境中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準の適合状況を確認するとともに経年的な挙動を把握する。	27,196	環境保全領域 大気環境G
	120	ダイオキシン類排出状況調査事業	廃棄物焼却炉等の排出ガス及び放流水中のダイオキシン類濃度を調査し、排出基準の遵守状況を確認するとともに、届出内容の確認調査を行う。	3,484	環境保全領域 大気環境G
	121	ダイオキシン類土壌汚染対策事業	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策事業について、ダイオキシン類による汚染土壌の対策結果を確認する調査を行う。	1,233	環境保全領域 大気環境G
	122	化学物質環境汚染実態調査事業	非意図的に生成される有害化学物質等の環境中の実態調査を行う。	242	環境保全領域 大気環境G
	123	環境ホルモン環境モニタリング調査事業	環境ホルモン科学的知見が十分でないことから、環境中の濃度状況を測定し、経年的な挙動を把握する。	11,760	環境保全領域 大気環境G
	124	化学物質安全・安心社会対策事業	化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進するため、セミナー等を開催する。また、福島県化学物質適正管理指針に基づき化学物質の使用量等を調査するとともに、立入調査を実施する。	626	環境保全領域 大気環境G
	125	(再掲) PCB廃棄物適正処理事業	PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理計画を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。	2,526	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	5	大気、水、土壌等の保全対策の推進			
	126	低公害車普及促進事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	246	環境共生領域 環境活動推進G
	127	大気汚染常時監視事業	大気汚染の現況を一般環境大気測定局及び主要な大気発生源の工場局において、電話回線を利用した大気汚染常時監視システムにより監視を行う。	2,595	環境保全領域 大気環境G
	128	大気発生源監視調査事業(大気環境保全運営事業)	大気汚染防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等又は特定粉じん発生施設等の届出、管理状況等を立入調査し、適切な指導を行う。	28,087	環境保全領域 大気環境G
	129	浜通り地方環境監視施設整備事業	火力発電所立地地域周辺の大気環境の常時監視に必要な測定機器の整備。	16,884	環境保全領域 大気環境G

環境基本計画の施策体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当領域・グループ名
	130	有害大気汚染物質調査事業(大気環境保全運営事業)	有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気の汚染状況を把握する。	4,613	環境保全領域 大気環境G
	131	自動車排出ガス対策事業	自動車からの大気汚染物質の排出削減を図るため、使用過程車の低公害化を推進する。	248	環境保全領域 大気環境G
	132	アスベスト飛散防止対策事業	アスベストを使用した建築物等の解体等作業周辺におけるアスベスト濃度を測定し、規制等について検討する。	1,546	環境保全領域 大気環境G
	133	大気汚染物質発生源管理システム整備事業	法及び条例に基づく届出情報や立入検査結果を一括管理するシステムを整備する。	1,941	環境保全領域 大気環境G
	134	大気常時監視測定局適正配置事業	県が設置する測定局について、配置の見直しを実施する。	5,000	環境保全領域 大気環境G
	135	民間住宅吹付けアスベスト対策事業	アスベストの調査、分析を行う住宅所有者に対して補助金を交付する市町村を支援する。 〔事業内容〕調査分析費用の1/3を市町村に補助する。	600	建築領域 建築指導G
	136	(再掲) 総合的水管理推進事業	健全な水循環の確保を図るため平成18年度に策定した「うつくしき水との共生」プランの推進に向け、出前講座等を実施するとともに、夏井川流域において産学民官の連携のもと、実践的な計画を策定する。	6,501	企画調整総務領域 首都機能移転・超学際G
	137	浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進支援事業	市町村が行う浄化槽設置整備交付金事業の指導監督を行うとともに、浄化槽の設置を促進するため、浄化槽整備費県費補助事業及び浄化槽市町村整備推進支援事業を推進する。	572,907	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	138	浄化槽保守点検業者登録指導事業	浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	90	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	139	高度処理型浄化槽整備事業	猪苗代湖流域において、窒素除去型浄化槽を設置する場合に県費補助を行い、水環境の保全を図る。	6,546	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	140	公共用水域水質常時監視事業	水質汚濁の環境基準が設定されている公共用水域及び環境基準が未設定の主要水域について、公共用水域水質測定計画に基づき、河川等の水質汚濁の状況を監視する。また、主要な水浴場の水質の状況を把握する。	28,044	環境保全領域 水環境G
	141	水質発生源監視事業	水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制対象工場等(ゴルフ場含む)の排出水の状況を監視する。	1,642	環境保全領域 水環境G
	142	生活排水対策事業	市町村が水質汚濁防止法に基づき設置する「生活排水対策推進指導員」を対象とした講習会を開催し、指導員の資質の向上を図り、市町村による生活排水対策の推進を図る。	108	環境保全領域 水環境G
	143	地下水の水質常時監視事業	トリクロエチレン等の有害物質による地下水汚染の状況を監視するため、地下水の水質測定計画に基づき、県内をメッシュに区分した地区の井戸、有害物質を使用している工場・事業場周辺の井戸、汚染が確認された井戸等を対象として水質調査を行う。	3,237	環境保全領域 水環境G
	144	水生生物保全水質環境基準類型指定事業	水生生物の保全を図るため、県内の主要な河川等について各種調査を実施し、順次、水生生物の保全に係る環境基準の水域類型の指定を行う。	3,507	環境保全領域 水環境G
	145	環境基準類型指定見直し事業	水質汚濁に係る環境基準に基づく既存の類型指定水域について、指定後の状況の変化により見直しが必要な水域について、順次、類型指定の見直しを行う。	617	環境保全領域 水環境G
	146	漁場環境保全推進事業	突発的漁業被害を未然に防止するため、生物モニタリング調査及び水質調査を行う。	336	生産流通領域 水産G
	147	農業集落排水統合補助事業 農業集落排水資源循環統合補助事業	農村社会の混住化等、農村をとりまく状況の変化によって、農業用水の汚濁が進行していることから、農村の家庭雑排水、し尿等を処理する施設の整備を実施する。	1,942,773	農村整備領域 農村環境整備G
	148	やさしい道づくり推進事業	公共施設・駅など、人の多く集まる場所周辺を中心に、透水性舗装等を実施することで、高齢者や身障者を含むすべての人が安全で歩きやすい歩道を整備するとともに、地下水のかん養を図る。	1,016,064	道路領域 道路環境G
	149	(再掲) 市町村下水道事業費等補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	330,858	都市領域 下水道G
	150	(再掲) 市町村下水道整備代行事業費	過疎地域の下水道の整備促進を図るため、県が町村に代わって下水道の根幹的施設の整備を行う。	25,000	都市領域 下水道G
	151	(再掲) 流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	93,000	都市領域 下水道G
	152	(再掲) 流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道等の事業を実施する。	4,986,000	都市領域 下水道G
	153	騒音常時監視事業	騒音に係る環境基準の類型指定地域内の幹線交通を担う道路について、自動車交通騒音を調査し、環境基準の達成状況を把握する。	4,451	環境保全領域 大気環境G
	154	休廃止鉱山危害防止工事委託事業	廃止後長年放置された坑口等が確認された鉱山に置いて人の立入が容易で、危険性が高い坑口等について国の補助金を活用し、該当市町村と事務委託契約を締結し閉せく工事を実施する。	9,551	地域経済領域 立地G
	155	休廃止鉱山坑産水処理事業	休廃止された鉱山から排出された坑産水を処理する事業者に対し、その経費の一部を補助する。	3,356	地域経済領域 立地G
	156	岩石採取場災害防止指導事業	採石場からの土砂の流出や水質汚濁等を未然に防止するため、安全指導の徹底を図る。	581	地域経済領域 立地G
6	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全				
	157	猪苗代湖等水環境保全事業	猪苗代湖流域の面的汚濁負荷削減対策の一環として、水生植物による水質浄化事業を実施する。	516	環境保全領域 水環境G
	158	猪苗代湖水質モニタリング調査事業	猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等のイオンバランス等を調査するとともに、酸性河川の源流域における水質変化を調査する。	1,966	環境保全領域 水環境G
	159	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会運営事業	猪苗代湖等水環境保全の推進のため、地域住民団体、関係団体、市町村、国、県からなる当協議会の事業運営。	1,056	環境保全領域 水環境G
	160	裏磐梯水質自動モニタリングシステム管理運営事業	裏磐梯水質自動モニタリングシステムの管理運営	2,321	環境保全領域 水環境G
7	環境負荷の少ない交通への取組み				
	161	(再掲) 自動車排出ガス対策事業	自動車からの大気汚染物質の排出削減を図るため、使用過程車の低公害化を推進する。	248	環境保全領域 大気環境G
	162	(再掲) 低公害車普及促進事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	246	環境共生領域 環境活動推進G
	163	物流推進事業	本県の物流施策の推進及び総合調整のために、物流施策庁内推進会議を開催する。また、県内企業の物流効率化等を促進し、県内における物流活動を推進する。	1,516	空港領域 空港交流G
	164	交通安全施設等整備事業	自転車歩行歩道、歩道、交差点改良、付加車線等の整備を行うことで、安心で安全な道路交通環境の確保を図るとともに、渋滞緩和による自動車排出ガスの削減に寄与する。	4,667,656	道路領域 道路環境G
8	原子力発電所及び周辺地域の安全確保				
	165	原子力発電所安全確保対策事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、「安全確保協定」に基づき、原子力発電所への立入調査、状況確認、通報連絡担当者会議等を行う。	20,504	県民安全領域 原子力安全G
	166	環境放射能水準調査事業	諸外国の核実験等による環境放射能を調査し、原子力発電所周辺の放射能監視データとの比較検討を行うことにより、放射能の影響の正確な評価を行う。	2,502	県民安全領域 原子力安全G

環境基本計画の体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当領域・グループ名
	167	原子力センター福島支所運営事業	放射能に関する県民の不安等を払拭し、理解を得るため、また、放射能による風評被害防止を図るため、原子力センター福島支所において、分析調査事業を実施する。	2,597	県民安全領域 原子力安全G
	168	原子力発電所周辺監視事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、原子力発電所周辺環境放射能等の監視・測定を行う。	104,801	県民安全領域 原子力安全G
	169	温排水調査事業	原子力発電所等から排出される温排水が、漁業資源に与える影響について検討するための調査を実施する。	2,925	県民安全領域 原子力安全G
	170	原子力広報対策事業	各種広報媒体を通じて、広く県民に環境放射能測定結果や県の安全確保対策に関する情報提供を行う。	58,134	県民安全領域 原子力安全G
3 地球環境保全への積極的な取組み					
1 地球温暖化対策の推進					
	171	環境家計簿作成事業	家庭における二酸化炭素の排出削減を推進するために環境家計簿を作成・配布する。	136	環境共生領域 環境活動推進G
	172	地球温暖化防止対策推進事業	FMラジオスポット放送によりエコドライブの実践を促すとともに、各地域にエコドライブ指導者を養成することにより、地域におけるエコドライブの普及促進を図る。また、地球温暖化防止に資するセミナーを開催することにより、オフィスビル及び家庭での取組を促進させる。	3,030	環境共生領域 環境活動推進G
	173	環境保全推進員養成講座事業	環境保全活動を行っている団体の指導者等を対象に養成講座を開催し、環境学習や環境活動のリーダーである環境保全推進員を養成・認定する。	1,578	環境共生領域 環境活動推進G
	174	(再掲) 低公害車普及促進事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	246	環境共生領域 環境活動推進G
	175	福島認定書事業	小・中学校、高等学校での節電・節水による二酸化炭素排出量の削減目標を「福島認定書」として知事と締結。児童・生徒と教師が一体となった温暖化対策を促すとともに、学校での取組みの家庭や地域での浸透を図る。	1,879	環境共生領域 環境活動推進G
	176	ESCO推進事業	エネルギーを大量に消費している県有施設を洗い出し、省エネルギー化を図るためのESCO事業導入について調査・検討することにより、県自ら温室効果ガス削減の取組みを推進するとともに、市町村や事業者への普及拡大を図る。	10,946	環境共生領域 環境活動推進G
	177	地球温暖化対策地域協議会運営事業	地球温暖化対策推進法に基づき、県民、事業者及び行政により設置する「地球温暖化対策地域協議会」を運営し、地球温暖化対策の推進を図る。	798	環境共生領域 環境活動推進G
	178	県有施設の木造化、木質化の推進に関する指針	(1) 木材が再生産・再利用可能で二酸化炭素を長期間固定できる素材であるとともに、製品への加工時に必要とされるエネルギー消費が少なく済むなど、環境の保全と循環型社会の形成への寄与が大いに期待できることから、新築、増・改築及び改修並びに屋外附属施設の築造においては、法令や機能、性能等に支障のない限り、木造化、木質化を推進する。 (2) 重点的に木造化、木質化を推進する施設 ①建築基準法により、耐火・準耐火建築物とすることが要求されない建築物(共同住宅においては準耐火建築物まで) ②上記以外で、施設のシンボル性や県産材・地域材の利用促進等の観点から木造化を推進することが適切な施設(建築基準法に基づく国土交通大臣の認定が必要) ③木造以外の県有施設整備(既存施設の改修工事を含む)においても、内外装の木質化を推進する。	0	建築領域 宮繕G
	179	県有施設環境対策事業	県有建築物において、ライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の低減を図るため「福島県環境共生建築計画・設計指針」に基づいて、環境性能診断を実施し、環境に配慮した施設整備を促進していく。	0	建築領域 宮繕設備G
2 オープン層保護・酸性雨対策の推進					
	180	酸性雨モニタリング調査事業	環境汚染の未然防止のため、継続的な調査を実施し、現況の把握・関係機関との協議等を行う。	380	環境保全領域 大気環境G
3 アジェンダ21ふくしまの推進					
	181	エコライフ4つの心がけ作成事業(環境保全推進員養成講座事業の一事業)	「アジェンダ21ふくしま」の取組みを推進するため、パンフレットによる普及・啓発を行う。	126	環境共生領域 環境活動推進G
4 環境教育・学習の推進					
1 多様な場における環境教育・学習の充実					
	182	環境アドバイザー等派遣事業	市町村、各種団体等が開催する環境保全の講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。	533	環境共生領域 環境活動推進G
	183	廃棄物関係環境教育推進事業	産業廃棄物や一般廃棄物に関する排出から処理までの一連の過程を見学し学んでもらうことにより、廃棄物の処理に関する正しい知識と必要性などについて啓発を図る。	3,488	環境共生領域 環境活動推進G
	184	せせらぎスクール推進事業	本県で行う全国水生生物調査である「せせらぎスクール」の参加者数の拡大と、そのための指導者の養成を行い、水環境保全活動の活性化を図る。	1,533	環境共生領域 環境活動推進G
	185	「尾瀬サミット」小・中学生3県交流事業	福島・群馬・新潟3県の児童生徒が尾瀬に集い、交流を深めるとともに、次世代を担う子どもたちの環境観を育成する。	1,595	教育指導領域 学習生活指導G
	186	県立学校における森林環境学習推進事業	県立学校における森林と水環境等に関する体験的な森林環境学習をとおして、森林を守り育てる意識の醸成を図り、環境の保全と継承に興味を持ち、主体的に行動する態度や資質、能力を育成する。	4,308	教育指導領域 学習生活指導G
	187	エネルギーに関する教育支援事業	学校における児童生徒の発達段階に応じたエネルギーに関する学習をとおして、エネルギーと資源の利用に関する意識の醸成を図り、主体的に行動する態度や資質、能力を育成する。	14,492	教育指導領域 学習生活指導G
	188	ふくしまの自然環境こども博士事業	各地域の自然環境の指標となる動植物やそれを育む環境について、子ども自身が直接体験を通して学び、自然を愛護する態度を育てることにより、環境保全のよきリーダーとして活躍できる実践力のある人材の育成を図る。	3,123	教育指導領域 学習生活指導G
	189	アクアマリン子ども体験館整備事業	アクアマリンふくしまにおいて、子どもたちが楽しみながら学べる本格的な企画展示を行い、合わせて生物に触れ合う体験を通じて「命の教育」を実践するための新たな展示施設を整備する。	28,050	生涯学習領域 施設運営G
2 学校、地域等における指導者の育成					
	190	(再掲) 環境保全推進員養成講座事業	環境保全活動を行っている団体の指導者等を対象に養成講座を開催し、環境学習や環境活動のリーダーである環境保全推進員を養成・認定する。	1,578	環境共生領域 環境活動推進G
	191	森林環境教育活動の条件整備促進事業	森林・林業体験学習の受入れ体制を整備するため、地元指導者育成セミナーなどを行う。	0	森林林業領域 担い手緑化G
5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築					
1 各主体の自発的な活動の促進と連携					
	192	うつくしまエコイベント推進事業	「うつくしまエコイベントマニュアル」に基づき、イベント開催に当たっての環境配慮を推進するとともに県民等への普及を図る。また、一定の要件を満たすイベントを「うつくしまエコイベント」として認定する。	0	環境共生領域 環境活動推進G
	193	(再掲) 地球温暖化対策地域協議会運営事業	地球温暖化対策推進法に基づき、県民、事業者及び行政により設置する「地球温暖化対策地域協議会」を運営し、地球温暖化対策の推進を図る。	798	環境共生領域 環境活動推進G

環境基本計画の区分	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当領域・グループ名
2	環境に配慮した消費活動の促進				
	194	(再掲) 「もったいない」が生きている社会づくり事業	「もったいない50の実践」に係る絵画・ポスター等を県民等から募集して、優秀な作品を選定するとともに、カレンダーを作成・配布し、「もったいない」の実践を促す。さらに、民間団体が主体となって設立される「もったいない運動推進協議会」に参加し、運動の促進を図る。	4,162	環境共生領域 循環型社会推進G
3	環境マネジメント等の普及				
	195	(再掲) 環境負荷低減普及啓発事業	企業活動における環境負荷低減の取組みや現在の地球環境問題等に関する講演、さらには実際の活動事例の紹介等を行う環境管理セミナーを開催する。また、環境カウンセラー等を講師として、主に小規模事業者を対象とした低コストで取り組める環境活動評価プログラムに関する説明会・相談会を開催する。	631	環境共生領域 環境活動推進G
4	県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進				
	196	うつくしまエコオフィス推進事業	ISO14001に適合した環境マネジメントシステム及びふくしまエコオフィス実践計画に基づく取組みを進める。	1,200	環境共生領域 環境活動推進G
5	県境を越えたネットワークによる取組みの推進				
	197	(再掲) 尾瀬保護財団運営事業	福島・群馬・新潟3県が中心となって尾瀬地域の一体的な保護と適正な利用の増進を図る団体として設置された(財)尾瀬保護財団に職員を派遣する。	8,741	環境共生領域 自然保護G
6 共通の・基盤的な施策の推進					
1 環境配慮の推進・普及					
	198	環境影響評価対策事業	大規模な土地の形状の変更等による環境へ及ぼす影響について、環境影響評価法等に基づいて調査及び審査を行い事業者を指導する。	2,689	環境共生領域 環境評価景観G
2 環境と調和のとれた土地利用の推進					
	199	土地調整事務事業	県土のあるべき土地利用の方向を明確にし、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用に関する調整を行う。	12,864	企画調整総務領域 土地調整G
	200	地域で進める総合的な土地利用推進事業	計画的な土地利用を推進するため、三春町をモデル市町村とした住民主体の土地利用計画策定を通してその手法等の調査研究を行う。	2,234	企画調整総務領域 土地調整G
	201	土地利用基本計画管理事業	適正かつ合理的な土地利用を図るため、県の区域について五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)を定め、個別の土地利用に関する諸計画の上位計画として総合調整を行う。	1,755	企画調整総務領域 土地調整G
	202	大規模土地利用事前指導事業	大規模土地利用事前指導要綱により、大規模な開発を行う事業者に対して、事前協議を求め適切な助言を行う。	106	企画調整総務領域 土地調整G
3 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成					
	203	緑の文化財保全対策事業	地域の巨木・名木として受け継いできた「緑の文化財」が枯損の危機に瀕しているため、外科的治療及び環境整備の対策を講じる。	2,184	森林整備領域 担い手緑化G
	204	緑化センター施設管理事業	県民に緑地施設を提供する「福島県総合緑化センター」を管理運営する。	40,740	森林整備領域 担い手緑化G
	205	緑の文化財樹勢診断事業	鎮守の森に代表される緑の文化財を未来に引き継ぐため、樹木医による樹勢診断を行い、その保全に努める。	2,308	森林整備領域 担い手緑化G
	206	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	“うつくしま、ふくしま。”の実現に向けて、空き缶等散乱ごみのないきれいな県土の形成を目指して県民の環境美化意識向上のための啓発活動や地域の美化清掃活動を推進する福島県クリーンふくしま運動推進協議会に対し補助金を交付する。	1,050	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	207	道路愛護事業	環境美化の促進のため、道路愛護団体の育成・支援や8月の「道路ふれあい月間」における道路愛護思想の普及及び道路美化活動の推進などを行う。	1,694	道路領域 道路企画G
	208	河川環境整備費	河川愛護団体の育成、クリーンアップ作戦	2,350	河川港湾領域 河川企画G
4 総合的な調査研究、監視体制の整備					
	209	環境センター管理運営事業	環境行政に係る調査分析の中心機関である環境センターを円滑・適正に運営する。	35,992	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	210	環境施策推進拠点機能の検討	環境施策を進める上で求められる拠点機能「調査研究」、「環境教育・学習」、「情報提供」、「産学民官との連携・協力」の諸機能に、「超学際的視点」も含め、本県の特徴を生かした環境施策を総合的かつ効果的に展開するための拠点機能の整備に向けた検討を行う。	876	県民環境総務領域 総務企画G
	211	環境放射能等測定機器整備事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、分析・測定機器の計画的な更新・整備を行う。	197,818	県民安全領域 原子力安全G
	212	環境監視機器整備事業	環境センター等の環境監視機器、検査・分析機器等の整備。	6,247	環境保全領域 一般廃棄物対策G
	213	(再掲) 公共用水域・地下水常時監視事業	公共用水域・地下水等の水質汚濁状況を把握する。	31,281	環境保全領域 水環境G
	214	工場等公害未然防止指導事業	公害の未然防止を図るため、工場・事業場のパトロールを行い、監視指導する。	1,726	環境保全領域 大気環境G・水環境G
5 環境の保全に関する情報の収集と提供					
	215	環境白書の作成	環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため、報告書(白書)を作成する。	1,512	県民環境総務領域 総務企画G
6 各種政策的手法の活用					
	216	環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要資金の融資をあっせんする。	150,000	環境共生領域 環境活動推進G
	217	畜産資金融通対策事業(うつくしまふくしま畜産環境保全施設整備資金利子助成事業)	畜産農家が、環境保全を目的として、設備投資を行うための制度資金の借入をする場合に、畜産農家の負担が通常の借入利率よりも低利となるよう上乗せ利子助成を行う。	1,613	経営支援領域 金融共済G
7 環境汚染防止体制					
	218	公害審査会の運営 (大気環境保全運営事業)	公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。	373	環境保全領域 大気環境G
	219	公害苦情調査事業 (大気環境保全運営事業)	公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。	228	環境保全領域 大気環境G
	220	石綿健康被害救済基金への拠出	石綿健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく基金に対して拠出する。	15,730	環境保全領域 大気環境G

重点施策体系

(平成17年12月
見直し)

I ユニバーサルデザインに彩られたともに生きる社会の形成

- II 安全で安心な社会の形成
- 2 防災・防犯対策等が充実した地域づくり
- III 循環型社会の形成
- 1 原子力発電所に対する安全確保対策の充実に努めます。

- ① 治水、利水及び環境保全を含めた総合的な水管理計画を策定し、健全な水循環の確保を図ります。
- ② 本県の水環境のシンボルである猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の環境保全を図ります。
- ③ 森林環境税を活用し、県民参画の森林づくりを推進します。
- ④ 希少野生動植物の保護など、生物多様性の保全に努めます。

2 環境にやさしいライフスタイルの実現

- ① 家庭や学校、地域、職場における環境教育や環境学習を推進します。
- ② 二酸化炭素の排出量削減に向け、省エネルギーの取組みを促進するとともに、太陽光、バイオマス、雪氷冷熱など新エネルギーの普及促進を図ります。
- ③ ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクル化を推進します。

3 豊かな自然や美しい景観の利活用と環境に配慮した事業の展開

- ① 豊かな自然や美しい景観を生かした地域づくりを進めます。
- ② 木質バイオマスや森林が持つ癒しの効果など森林資源の活用を促進します。
- ③ 環境保全と経済の活性化とを一体化させる取組みを推進します。
- ④ これまでの規制的手法に加え産業廃棄物税により、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを進めるとともに、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ⑤ リサイクル産業などの環境関連産業の振興を図ります。

IV 活力ある個性豊かな社会の形成

- V 参加と連携による地域づくり
- VI 緊急課題への対応
- VI-I 子育て支援など次代を拓く仕組みづくり
- VI-II 過疎・中山間地域対策
- ⑥ ダイオキシン類など有害化学物質の発生量の削減に向けて取り組むとともに、アスベスト問題について飛散防止対策など総合的な対策に努めます。
- ⑦ 環境と調和しながら持続的に発展する農林水産業の振興に努めます。

基本施策体系

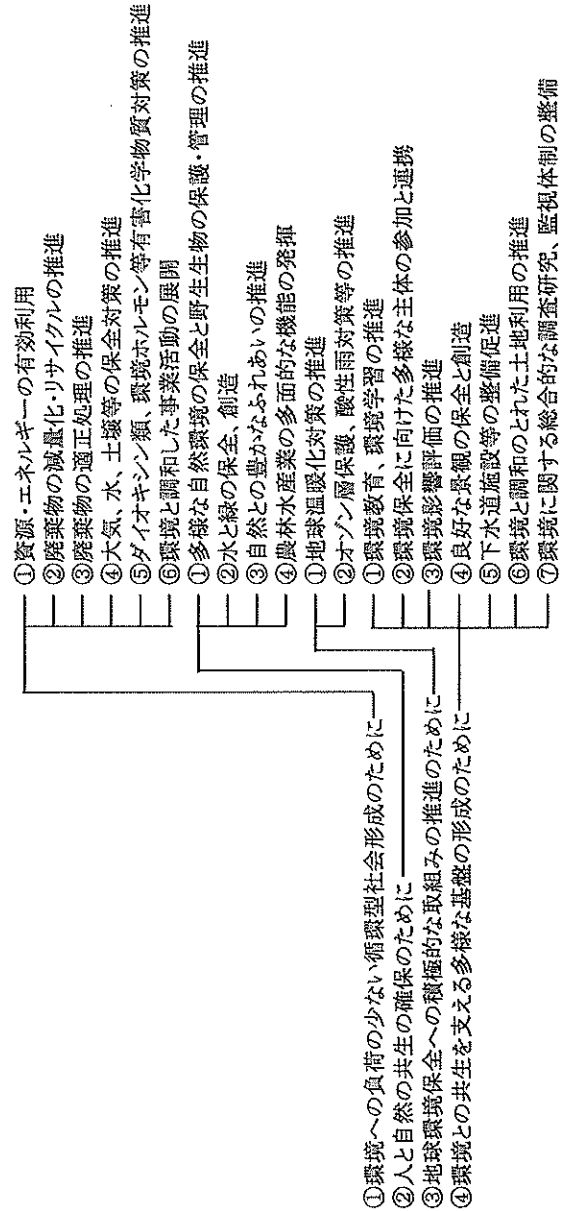
人 多様で主体性を持った個性が躍動し、その能力を十分に発揮できる「ふくしま」

暮らし ぐらしの豊かさをより積極的に味わうことのできるゆとりある「ふくしま」

産業 新しい時代にふさわしい創造的で活力ある産業が発展する「ふくしま」

環境 自然と共生する地球にやさしい「ふくしま」

基盤 人と地域を支える基盤



① 資源・エネルギーの有効利用

② 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

③ 廃棄物の適正処理の推進

④ 大気、水、土壌等の保全対策の推進

⑤ ダイオキシン類、環境ホルモン等有害化学物質対策の推進

⑥ 環境と調和した事業活動の展開

① 多様な自然環境の保全と野生生物の保護・管理の推進

② 水と緑の保全、創造

③ 自然との豊かなふれあいの推進

④ 農林水産業の多面的な機能の発揮

① 地球温暖化対策の推進

② オゾン層保護、酸性雨対策等の推進

③ 環境教育、環境学習の推進

④ 環境保全に向けた多様な主体の参加と連携

⑤ 環境影響評価の推進

④ 良好な景観の保全と創造

⑤ 下水道施設等の整備促進

⑥ 環境と調和のとれた土地利用の推進

⑦ 環境に関する総合的な調査研究、監視体制の整備

2 平成18年緑地環境保全推進計画の進捗・達成率

緑地計画	課題目的	課題目標	取組内容	事業名	監視測定		達成率	構成事業の評価	担当課・グループ
					項目名	実績			
自然と人との共生	多様な自然環境を保全する。	自然公園等の整備 H18: 168,170ha (H22: 168,170ha以上) ・自然公園面積 H18: 4,867ha (H22: 4,876.4ha以上) ・自然環境保全地域面積 H18: 168,170ha (H22: 168,170ha以上) ・水と親しめるふくし川の川づくり H18: 64箇所 (H22: 65箇所) ・中山間地域等直交交付金の交付面積 H15: 15,151ha, H16: 17,700ha, H17: 15,742ha, H18: 16,600ha, H19: 16,700ha, H20: 16,750ha, H21: 16,800ha	自然公園の適正な管理を行う。 自然環境保全地域の保護管理、巡回指導を行う。 川を舞台とした活動を支援するため、環境や生態系に配慮した中山間地域等直交交付金を活用し、実施を行う。 中山間地域等直交交付金の活用を促進し、農業者等に対する巡回支援を実施する。	自然公園管理事業 自然保護対策事業	自然公園面積 ・自然公園内の各種行為の規制・指導状況 自然環境保全地域面積 ・自然環境保全地域面積 ・水と親しめるふくし川の川づくり整備箇所数(累計)	面積 168,170ha ・規則・指導状況 435件 ・箇所数 47箇所 ・面積 4,867ha ・指導員 117名 ・箇所数 64箇所	数値目標を達成している。 数値目標を達成している。	環境共生領域・自然保護G 環境共生領域・自然保護G 河川整備領域・河川整備管理G 農村整備領域・農山村整備G	
生物の多様性を保全する。	野生動物の保護・管理を推進するとともに外来種の移入を回避する。	・野生動物保護活動参加者数(累計) H18: 84,800人 (H22: 462,000人) ・森林整備地域活動交付金の交付面積 H18: 27,170ha	遊休農地の活用支援体制を強化し、遊休農地の活用と発生防止のための対策及び実施活動への支援を行う。 森林づくりを推進する事業やボランティア団体の活動を支援する。 森林整備に不可欠な活動に対する支援を行う。	森林づくり意識醸成活動参加者数(累計) ・森林整備地域活動交付金の交付面積	・参加人数 123,947人 ・面積 27,170ha	数値目標を達成する見込み 目標として27,000haに対し101%の達成となっている。	森林整備領域・担い手緑化G 森林整備領域・森林計画G		
自然との豊かなふれあいを推進する。	自然とのふれあいの場を整備する。	・国立・国定・県立自然公園の利用者数 H18: 16,000千人 (H22: 23,500千人) ・県立自然公園年間利用者数 H18: 8,789千人 (H22: 10,000千人) ・都市計画区域内あたり緑地等面積 H18: 23.2m ² /人 (H22: 25m ² /人) ・エコノミーズムリナー研修会の参加者数 H18: 30人	種の絶滅防止体制の整備及び調査等の総合的な実施対策を推進する。 外来種の駆除防止を行い、生態系保全を図る。 国立公園等の施設整備を推進する。 都市公園の整備を推進する。	野生動物保護活動サポートセンター 森林整備地域活動支援交付金 野生動物保護活動サポートセンター 外来種駆除防止緊急対策事業 国立公園等施設整備事業、自然公園等施設整備事業 都市公園年間利用者数	・認定数 101人 ・認定数 16,304千人 ・県立 9,301千人 ・支団団体数 2団体 ・国立・国定・県立 16,304千人 ・県立 9,301千人 ・面積 22.39m ² /人	数値目標を達成した。 内水面漁獲等による駆除に加え、河川域での有効な駆除手法の確立に向けた調査を実施した。 前年に比べ自然公園利用者数は272千人減少した。	環境共生領域・自然保護G 水産G 環境共生領域・自然保護G 都市環境G		
良好な景観を保全し創進する。	景観形成に関する支援等を行う。	・景観形成住民協会の定数 H18: 13件 (H22: 15件) ・景観形成住民協会の定数(累計) H18: 131人 (H20: 401人)	景観形成住民協会の定数等の調査や研修会等を開催する。 景観形成住民協会の定数等の調査や研修会等を開催する。 景観形成住民協会の定数等の調査や研修会等を開催する。	景観形成住民協会の定数(累計) ・景観形成住民協会の定数(累計) ・景観形成住民協会の定数(累計)	・認定数 13件 (H18: 2件) ・定員数 196人 (H18: 110人)	景観形成住民協会の定数を超過している。 H18年度も引き続き景観形成住民協会の定数を超過している。	環境共生領域・景観評価高域G 環境評価高域G		
尾瀬地区及び景観形成地域の自然環境を保全する。	尾瀬地区及び景観形成地域の自然環境を保全する。	・尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する。 H18: 45% (H22: 43.8%以下)	尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する。 尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する。	尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する事業 尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する事業	・割合 45%	前年に比べ1.7%減少し、平成22年度の目標値に近づいている。	環境共生領域・自然保護G		
尾瀬地区及び景観形成地域の自然環境を保全する。	尾瀬地区及び景観形成地域の自然環境を保全する。	・尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する。 H18: 7,000千人 (H22: 10,000千人)	尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する。 尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する。	尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する事業	・利用者数 6,574千人	公認利用者数は前年に比べ313千人減少した。	環境共生領域・自然保護G		

環境側面	環境目的	環境目標	数値目標	取組内容	事業名	監視測定		実績	構成事業の評価		担当領域・グループ
						項目名	事業名		事業実績	事業実績	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	ダイオキシン類・環境ホルモンの監視・化学物質の削減対策を推進する。	ダイオキシン類・環境ホルモン監視・化学物質の削減対策を推進する。	ダイオキシン類監視基準達成率 H18: 100% (H22: 100%) -廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類の量 H18: 6.0g-TEQ(H22:6.0g-TEQ)	環境中のダイオキシン類の濃度を測定し、環境基準の適合状況を把握する。 廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類の調査・指導を行う。 産業廃棄物焼却炉等からの放流水等の行政検査を行う。 環境ホルモンの環境中の濃度状況を把握する。 ばい煙発生施設の立入調査・指導等を行う。	ダイオキシン類監視モニタリング調査事業 ダイオキシン類排出状況調査事業 行政検査件数 環境ホルモン監視モニタリング調査事業 大気汚染監視調査事業	ダイオキシン類監視基準達成率 排出量 4.4g-TEQ(H17年度)	事業計画に基づき、大気、水質、土壌および環境中のダイオキシン類濃度を調査した。 事業計画に基づき、排出ガス及び排水中のダイオキシン類の調査を実施した。 全て基準内 事業計画に基づき、大気、水質など環境中及び野生生物の環境ホルモン濃度を調査した。 事業計画に基づき、効率的に立入調査等を実施した。	達成率 99.3% 排出量 4.4g-TEQ(H17年度)	環境保全領域・大気環境G 環境保全領域・大気環境G 環境保全領域・産業廃棄物対策G 環境保全領域・大気環境G 環境保全領域・大気環境G	環境保全領域・大気環境G	
	大気、水等の保全対策を推進する。	大気保全対策を推進する。	大気汚染監視基準達成率 H18: 76.9%(H16年度値)以上 (H22: 100%)	低公害車の普及促進に関する啓蒙を行う。 アスベストを使用した建築物の解体作業実施箇所等周辺のアスベスト濃度を測定し、規制等について検討する。 水質汚濁防止対策事業 水質汚濁監視等による立入調査・指導等を行う。	低公害車普及促進事業 アスベスト飛散防止対策事業 水質汚濁監視事業	県内の低公害車の普及台数(ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス車及びプラグイン車のうち低公害車を除いた普及台数) 調査件数 水質汚濁監視基準達成率、立入調査件数	もったいない福島2006Jでのエコカーショーの開催や、電気自動車や天然ガス車の運行及びホームページでの情報提供により低公害車導入の普及啓蒙を図った。 事業計画に基づき、効率的に立入調査及び濃度測定を実施した。	台数(累計) 5,700台 -台数 235件(うち濃度測定36件)	環境保全領域・環境活動推進G 環境保全領域・大気環境G	環境保全領域・水環境G	
	水質保全対策を推進する。	水質保全対策を推進する。	水質汚濁監視基準達成率 H18: 90.9%(H16年度値)以上 (H22: 100%) -汚水処理人口普及率 H18: 64%(H22: 76%)	下水道の整備を推進する。 農村における農業集積排水処理施設の整備を推進する。 合併処理浄化槽の設置を推進する。	市町村下水道事業等補助金、市町村下水道整備代行事業、流域下水道費、流域下水道農業集積排水事業 浄化槽設置準備事業・浄化槽市町村整備推進事業、高度処理型浄化槽整備事業 猪苗代湖の水質保全目標達成率、猪苗代湖・農林部関係湖沼水質保全協議会運営事業、猪苗代湖の水質改善に係る条例の推進事業 猪苗代湖等湖沼水環境にやさしい農業推進事業	汚水処理人口普及率 下水道処理人口普及率 普及率 合併処理浄化槽設置台数 高度処理型浄化槽設置台数 猪苗代湖の水質保全目標達成率、猪苗代湖・農林部関係湖沼水質保全協議会運営事業、猪苗代湖の水質改善に係る条例の推進事業 猪苗代湖等湖沼水環境にやさしい農業推進事業	水質汚濁監視基準達成率等を踏まえ評価(平成19年7月頃) 4年度及び35市町村において、下水道事業を実施した。 H17年度までに187処理区で共用開始、H18は、28地区で事業実施中。 H17年度は市町村の取組と併せて、H17年度汚水処理人口普及率(16.0%) 猪苗代湖及び重富湖沼の水質保全目標達成率を踏まえて評価(平成19年7月頃)	-達成率 95.2% -件数 285件 汚水処理人口 67.2% 下水道処理人口 44.1% 普及率 6.2% 合併処理 3,944基 高度処理 45基 -猪苗代湖 66.7% -猪苗代湖 6.7%	環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G	環境保全領域・水環境G	
	猪苗代湖及び重富湖沼の水質改善を未然に防止する。	猪苗代湖及び重富湖沼の水質改善を未然に防止する。	H18: 100% (H22: 100%) -草葎剝削処理の水質保全目標達成率 H18: 100% (H22: 100%)	合併処理浄化槽の設置を推進する。 国、市町村、関係団体及び地域住民と共同して猪苗代湖及び重富湖沼の水質改善対策を実施する。	合併処理浄化槽設置事業、高度処理型浄化槽整備事業 猪苗代湖の水質保全目標達成率、猪苗代湖・農林部関係湖沼水質保全協議会運営事業、猪苗代湖の水質改善に係る条例の推進事業 猪苗代湖等湖沼水環境にやさしい農業推進事業	合併処理 3,944基 高度処理 45基 猪苗代湖の水質保全目標達成率、猪苗代湖・農林部関係湖沼水質保全協議会運営事業、猪苗代湖の水質改善に係る条例の推進事業 猪苗代湖等湖沼水環境にやさしい農業推進事業	1 モデル実施地の設置(会津若松市津島地区、郡山市津島地区) 2 モデル実施地周辺地域の開拓(津島地区(8/30)、湖南地区(9/19)(8/30)、湖南地区(9/19)) 3 推進研修会の開催(津島地区(8/30)、湖南地区(9/19)) 4 事業成績書の配布(3月予定) (参考)系列対象地域のエフアール-116:80名 → H18.10月:1007名	猪苗代湖及び重富湖沼の水質保全目標達成率を踏まえて評価(平成19年7月頃)	環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G	環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G 環境保全領域・水環境G	
	環境負荷の少ない交通への取組を推進する。	低公害車の購入・エコカーの普及を促進する。	低公害車の普及台数 H18: 7,400台 (H22: 15,000台)	低公害車の普及促進に関する啓蒙を行う。(再掲)	低公害車普及促進事業(再掲)	県内の低公害車の普及台数(ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス車及びプラグイン車のうち低公害車を除いた普及台数)	もったいない福島2006Jでのエコカーショーの開催や、電気自動車や天然ガス車の運行及びホームページでの情報提供により低公害車導入の普及啓蒙を図った。	台数(累計) 5,700台 -台数 235件(うち濃度測定36件)	環境保全領域・環境活動推進G 環境保全領域・大気環境G	環境保全領域・水環境G	環境保全領域・水環境G

3 酸性雨モニタリング調査結果

(1) ろ過式酸性雨採取装置による降雨のpHの推移(通年(4月～翌年3月))

調査地点 年度	福島 一降水全量	会津若松 一降水全量	郡山 一降水全量	いわき 一降水全量	羽鳥 一降水全量
平成 3	4.3～6.6 5.0	4.6～7.0 5.2	4.7～7.0 5.4	4.0～6.2 4.7	4.6～6.9 5.1
平成 4	4.3～6.3 4.9	3.9～5.6 4.6	4.7～6.4 5.1	3.9～6.6 4.7	4.6～6.3 5.0
平成 5	4.5～6.2 5.2	4.3～6.5 5.1	4.6～6.6 5	4.1～5.4 4.8	4.8～6.2 5.2
平成 6	4.9～6.5 5.4	4.5～6.5 4.8	4.4～6.2 5.0	4.1～5.3 4.7	4.2～5.9 4.7
平成 7	4.9～6.5 5.4	4.4～6.3 4.7	4.3～5.6 5.3	—	4.6～6.3 5.0
平成 8	4.3～6.8 5.0	4.4～6.0 4.8	4.5～6.6 5.1	4.5～6.1 5.1	4.5～5.0 4.8
平成 9	4.3～6.7 4.9	4.6～6.4 4.9	4.7～6.9 5.1	4.1～6.1 4.7	4.6～5.3 4.9
平成 10	4.4～6.9 5.4	4.6～6.4 5.1	5.0～6.6 5.3	4.3～7.8 4.7	4.6～5.7 5.0
平成 11	—	4.5～6.8 5.1	4.8～6.2 5.3	4.3～6.9 5.1	4.4～5.5 4.9
平成 12	—	4.4～6.5 5.0	4.2～6.3 4.8	4.0～5.7 4.7	4.3～5.7 4.7
平成 13	—	4.1～7.1 4.6	4.7～5.7 4.6	4.1～6.4 4.7	4.3～5.1 4.6
平成 14	—	4.2～7.1 4.9	4.3～6.4 4.7	4.4～6.6 4.7	4.1～5.2 4.6
平成 15	—	4.4～6.5 4.8	4.4～6.9 4.7	4.2～6.3 4.8	4.5～6.0 4.8
平成 16	—	4.3～6.0 4.7	4.2～6.0 4.7	4.2～6.4 4.7	4.4～6.1 4.7
平成 17	—	4.2～5.6 4.9	4.2～6.1 4.6	4.0～5.5 4.5	4.2～5.0 4.5
平成 18	—	4.2～6.3 4.9	4.5～6.6 5.0	4.1～6.0 4.8	4.4～5.6 4.8

環境保全領域調べ

(注) 1 調査場所 福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市)
羽鳥:羽鳥湖付近(天栄村)

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値はいわき市が、平成12年度以降の「郡山」は郡山市が調査したものです。

3 ろ過式酸性雨採取装置の採取期間は、原則として2週間です。羽鳥の採取期間は、原則として1ヶ月です。

4 ろ過式酸性雨採取装置は、雨水の長期モニタリングの装置で、DG(デポジットゲージ)にろ紙によるろ過機能を取り付け、原則として2週間に1回の割合で雨水を採取しています。

(2) 梅雨期(6月～7月)における降雨のpHの推移

調査地点 年度	福 島		会津若松	郡 山		い わ き	
	初期降水 1mm	一降水全量	一降水全量	初期降水 1mm	一降水全量	初期降水 1mm	一降水全量
昭 和 5 8	—	—	—	4.1～5.4 4.4	—	—	—
昭 和 5 9	—	—	—	3.9～6.3 4.5	—	—	—
昭 和 6 0	—	—	—	4.0～4.6 4.3	—	—	—
昭 和 6 1	(3.5～5.3) (4.0)	(3.9～5.8) (4.8)	—	4.6～5.2 4.8	4.7～5.3 4.8	—	—
昭 和 6 2	3.4～4.9 3.9	3.7～5.0 4.6	—	3.6～6.5 4.6	4.4～5.1 4.7	[4.4]	—
昭 和 6 3	4.9～6.6 5.7	4.2～6.0 4.7	—	4.3～5.1 4.7	4.3～6.2 5.0	5.9～6.5 6.1	4.2～6.8 5.1
平 成 元	4.1～5.5 4.3	4.4～6.2 4.6	—	3.9～5.8 4.4	4.0～5.7 4.5	3.8～5.5 4.3	3.9～5.6 4.3
平 成 2	3.9～5.6 4.4	4.3～6.4 4.8	—	4.7～6.2 5.2	4.3～5.9 5.0	3.8～4.8 4.1	3.8～5.9 4.7
平 成 3	4.2～5.3 4.6	4.2～5.9 4.8	—	4.0～7.5 4.5	4.0～5.9 4.8	3.6～4.6 4.1	3.9～4.9 4.6
平 成 4	—	4.3～5.4 5.0	—	4.0～6.9 4.4	4.2～5.7 4.7	3.9～4.9 4.3	4.0～5.7 5.0
平 成 5	—	4.0～6.1 4.5	4.4～5.4 4.9	3.5～5.0 4.0	3.9～5.1 4.8	3.5～5.0 4.1	3.8～5.4 4.7
平 成 6	—	4.7～6.0 5.0	4.6～6.5 4.9	3.8～5.4 4.1	4.1～5.1 4.3	4.3～5.5 4.5	3.8～4.8 4.5
平 成 7	—	4.1～6.6 5.1	4.1～5.8 4.7	3.5～5.8 4.4	4.2～5.7 4.8	4.1～4.6 4.2	4.0～4.9 4.6
平 成 8	—	4.5～6.2 4.8	4.4～6.4 4.8	3.7～6.6 4.5	3.8～5.3 4.6	3.8～6.0 4.2	4.2～5.5 4.6
平 成 9	—	3.8～5.3 4.4	3.9～5.9 4.7	4.0～5.9 4.6	4.4～5.4 4.8	3.7～4.8 4.0	4.1～5.2 4.5
平 成 10	—	4.3～5.8 4.6	4.7～5.4 4.9	4.2～5.4 4.5	4.2～5.3 4.8	3.6～4.8 3.9	3.5～4.6 4.2
平 成 11	—	—	4.3～5.9 4.9	3.8～6.4 4.2	4.0～5.6 5.1	3.5～5.0 4.1	3.6～6.2 4.9
平 成 12	—	—	4.3～4.8 4.5	3.8～5.9 4.6	4.2～5.9 4.7	4.1～6.0 4.4	4.5～5.8 4.8
平 成 13	—	—	4.5～5.5 4.8	3.5～5.0 4.2	4.2～4.9 4.5	4.0～4.3 4.2	4.1～4.7 4.5
平 成 14	—	—	4.0～5.0 4.5	3.7～6.0 4.1	4.1～5.1 4.7	3.5～4.4 3.9	4.1～4.8 4.7
平 成 15	—	—	4.2～5.6 4.7	3.8～5.0 4.1	4.0～5.1 4.5	3.5～4.7 3.9	3.8～4.7 4.4

環境保全領域調べ

(注) 1 調査場所 福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市)

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

3 ()内の数値は、7月～10月のデータを示します。

4 []内の数値は、参考値です。

(3) 降雪期(1月～2月)における降雨(雪)のpHの推移

調査地点 年度	福 島 一降水全量	会津若松 一降水全量	郡 山 一降水全量	い わ き 一降水全量
平成元	4.0～6.4 4.5	—	4.8～6.9 5.0	3.9～6.3 4.3
平成2	4.2～6.4 4.8	—	4.6～6.0 5.2	4.0～5.8 5.0
平成3	4.0～7.5 4.8	—	4.3～4.9 4.4	4.0～5.0 4.6
平成4	4.3～5.7 4.7	—	4.6～4.9 4.8	4.1～6.0 4.9
平成5	4.1～5.8 4.9	4.3～5.5 4.6	4.3～5.5 4.9	4.1～5.7 4.5
平成6	4.1～5.8 4.9	4.2～5.4 4.7	4.2～5.1 4.6	3.9～4.2 4.6
平成7	4.1～6.6 5.1	4.0～4.8 4.5	4.2～6.6 5.2	4.5～7.1 5.1
平成8	4.6～5.8 4.9	3.8～5.2 4.4	4.4～5.6 4.9	4.1～4.9 4.6
平成9	3.9～5.9 4.4	4.4～5.1 4.7	4.4～5.7 5.1	5.3～6.1 5.5
平成10	5.2～6.1 5.3	4.2～5.1 4.6	4.6～5.6 4.9	4.4～6.6 4.8
平成11	—	4.0～5.3 4.6	4.4～6.2 5.0	4.3～5.3 4.5
平成12	—	4.9～6.4 5.5	4.4～6.6 5.3	4.5～4.9 4.7
平成13	—	4.1～6.0 4.6	4.7～5.7 5.1	5.0 5.0
平成14	—	4.2～6.8 4.8	3.7～6.0 4.8	4.1～4.8 4.7
平成15	—	4.4～4.9 4.6	4.5～5.6 5.2	4.1～4.7 4.4

環境保全領域調べ

(注) 1 調査場所 福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市)

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

4 環境アドバイザー名簿(平成19年度)

項目	氏名	役職等	専門分野	講演内容等	
地球環境	大気	落合良二	医療法人落合会理事	化学	大気汚染・化学物質など
		渡邊明	福島大学共生システム理工学類教授	地球物理学	地球温暖化など
	水	千葉茂	福島大学名誉教授	地球化学	猪苗代湖や裏磐梯の湖沼水質など
		中村玄正	日本大学工学部教授	衛生工学	河川の水質汚濁・自浄作用など
		橋本孝一	福島工業高等専門学校名誉教授	衛生工学	河川汚濁物質の解析、河川空間の創造など
	自然	弦間一郎	(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団事務局次長兼森林交流推進課長	野鳥観察	野鳥観察、自然観察など
		小荒井実	NPO法人わかば自然楽校理事長	自然観察	自然保護、植物観察など
		塘忠顕	福島大学共生システム理工学類准教授	生物学	水生生物、水環境保全など
		関口武司	いわき明星大学科学技術学部教授	生物化学	微生物、バイオマスの有効利用など
		樋口利雄	福島県植物研究会会長	植物	尾瀬、吾妻山などの植生復元など
		星一彰	福島県自然保護協会会長	自然観察	動植物の保護、環境学習など
		溝口俊夫	(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団理事兼鳥獣保護センター所長	自然観察・野生動物	野生動物の保護など
	ごみ問題・リサイクル	阿部成治	福島大学人間発達文化学類教授	住居学	循環型社会形成など
		阿部美野子	福島県消費者団体連絡協議会事務局長	家庭ごみ	家庭のごみなど
川村吉郎		(社)福島県産業廃棄物協会監事	産業廃棄物	産業廃棄物の適正処理など	
長澤利枝		環境省公認環境カウンセラー	一般廃棄物	ごみ問題と循環型社会形成など	
渡辺哲		福島学院大学福祉学部准教授	消費経済学	循環型経済社会の構築など	
星空観察	大野裕明	天文ジャーナリスト	星空観察	天体観測など	
	桂伸夫	いわき天文同好会会長	星空観察	天体観測、光害など	
	佐藤誠一	福島県立浪江高等学校津島分校分校長	星空観察	地学、天体観測全般など	
	佐藤光	福島天文同好会事務局長	星空観察	天体観測(彗星観測)など	

(敬称略・五十音順)

5 平成18年度環境関係調査研究一覧

調査研究名等	目的	実施機関名
<p>猪苗代湖等水環境保全対策調査</p> <p>(1) 長瀬川及び猪苗代湖イオンバランスの季節変動と経年変化調査</p> <p>(2) 酸性河川源流域の水質調査</p> <p>(3) 猪苗代湖の流入・流出河川等の調査</p> <p>(4) 猪苗代湖内のpH及び各種イオン等水平・垂直分布調査</p> <p>(5) 湖内フロク分布状況等調査</p> <p>(6) 湖内フロク成分、浄化能力等調査</p>	<p>猪苗代湖のpHは平成8年度以降毎年上昇しているが、このpHの上昇が猪苗代湖の自然浄化機能を阻害し、水質悪化が懸念されることから、pH上昇原因やpH上昇が及ぼす影響等を解明するため、次に示した調査研究を総合的にを行いました。</p> <p>猪苗代湖及び長瀬川他の主要流入河川の溶存イオン等を調査し、イオンバランス、物質収支を把握することにより、pH上昇の原因を究明します。</p> <p>猪苗代湖における酸性水の供給源である河川の上流域におけるイオンバランス等の季節的、経年的変動を把握する。</p> <p>猪苗代湖に流入、流出する41河川についての、流量、pH、導電率等の基本的な項目の調査を行い、猪苗代湖の物質収支を把握するための基礎資料を得る。</p> <p>猪苗代湖における水平分布調査として2kmメッシュ交点のpH及び水温、垂直分布調査として、2カ所の定点におけるpH、水温、DO等の調査を行い、水質の把握及びコンター図を作成する。</p> <p>自航式水中ビデオカメラ(ROV)を用いて湖底のフロク分布状況等を調査するとともに、ダイバーによる潜水調査を行い、湖底からの湧出水の有無や湖底の水生植物の生態等の確認、湖底からのガスの湧出状況などの調査を実施し、猪苗代湖の水質に大きな影響を与えていると考えられる湖内の状況を把握する。</p> <p>pH上昇時のフロクからのリンや窒素の溶出試験及びリン及び窒素のフロクへの吸着能力について調査し、猪苗代湖の中性化が進行した場合の影響についての基礎資料を得る。</p>	<p>環境センター</p>
<p>1 猪苗代湖環境負荷に対するユビキタスセンシングモニターの開発</p> <p>2 新エネルギー発電システムの開発</p> <p>3 亜鉛めっきのクロムフリー化成処理技術の実証化研究</p> <p>4 食品残滓等の高度利用システムの確立と事業展開</p> <p>5 環境対応型加工技術と応用製品の開発</p> <p>6 内燃機関への植物油利用技術</p> <p>7 人工浮島の施工による湖沼の水質保全</p>	<p>水質センサーからPHS網や携帯電話網、IP網を利用し遠隔からリアルタイムにデータ取得が行える、センサーネットワーク化部のシステムを開発します。</p> <p>ネットワークを通じたデータ取得が容易で、他の環境システムとの連系を図っていきける環境情報化システムを目指します。</p> <p>新エネルギー発電システムを実用化するために必要となる高効率・高機能で安価な発電システムを開発します。新エネルギーの利用拡大による地球温暖化防止とエネルギーの地産地消、電力の有効利用による省エネルギー化を目指します。</p> <p>新しい構造の発電機と、フルデジタル化されたインバータ、磁束制御による多機能電力調整装置を開発し、インターネットを使った発電設備の監視と複数の小型分散電源の協調動作を行います。</p> <p>従来行われている亜鉛めっき化成処理法であるクロメート処理に代わり、タンニンや無害な遷移金属をベースとした環境を考慮した同等の性能を持った全く新しい処理技術を確認し、実証化に向けた研究を行い、製品化の検討を行います。</p> <p>温泉施設の利用客が年間150万人訪問している事業所において、事業系の一般廃棄物中の有機機能性資源を用いた肥料及び土壌改良材の作製を行います。併せて、温泉の温排水を利用して、有機性資源において新規微生物を探索し、有効活用法を検討します。さらに、糖などの利用方法として、アルコールの増産方法などについても検討します。</p> <p>ステンレス鋼応用製品の仕上げ工程で最も利用されている研磨工程において、表面清浄度と併せて抗菌機能を付加するため、特定の元素および化合物を配合した抗菌性付加研磨材を開発します。また、応用製品の試作開発を行います。</p> <p>地域循環型社会の形成におけるキーテクノロジーとして、内燃機関への植物油燃料の可能性について、バイオディーゼル燃料、ひまわり油と石油燃料を比較検討します。</p> <p>希少動植物が生息する湖沼において、人工浮島を施工し、浮島に繁殖したヨシ等による水質浄化能を明らかにします。安価で浄化能力の大きい人工浮島の施工技術を開発するとともに、浮島の施工が生物多様性の保全に果たす役割について評価します。</p>	<p>ハイテックプラザ</p>

調査研究名等	目的	実施機関名
8 高性能発電素子による排熱回収システムの開発	接合部の改善により、品質と発電効率を向上させた高性能Bi-Te系熱電素子とその製造技術を開発します。また、開発した熱電素子を応用し、従来は無駄に捨てられていた焼却設備等からの排熱を回収して有効に活用するシステムを構築します。	ハイテクプラザ
1 露地夏秋野菜における灌水同時施肥栽培法の確立 2 総合的病害虫管理(IPM)による農作物安定生産技術 3 畑地からの栄養塩類の溶脱抑制技術 4 わが国とアジア諸国の農耕地からの実効的CH ₄ 、N ₂ Oソース制御技術の開発 5 土壌機能モニタリング調査 6 持続的農業生産のための土壌管理指針の構築 7 県内に流通する多様な有機物の特性評価と施用指針の策定 8 環境保全型土壌管理調査 9 園芸作物の栄養診断技術を活用した高品質栽培技術と効率的施肥管理技術の開発 10 水環境にやさしい農業モデル実証事業 11 湖沼の水質保全技術に関する研究 12 果樹園での資源循環利用による環境負荷軽減技術の確立 13 果樹における化学合成農薬削減技術の確立 14 東北地域における農薬50%削減リンゴ栽培技術体系の確立 15 複合交信かく乱条件下での昆虫行動制御資材を用いた害虫感知新技術の開発 16 堆肥・液状物等の循環利用技術の確立 17 畜産における環境負荷・悪臭低減技術の確立 18 堆肥を利用した牧草・飼料作物の低コスト栽培・調製技術の開発 19 家畜排せつ物の堆肥化・処理利用技術の確立	露地夏秋野菜は、窒素施用量が多い傾向にあるため、環境負荷の少ない灌水同時施肥技術を検討します。 農家自らが防除要否の判断を行えるよう、病害虫の発生生態の解明、化学合成農薬・各種耕種的防除技術の個々の評価を定量的に行い、さらに必要最小限の農薬散布で最大の効果が得られるように、これらの防除技術の統合化を図ります。 園芸作物栽培での肥料や有機物の施用による栄養塩類の溶脱効果を明らかにし、溶脱抑制のための技術を検討します。 水田から発生する温室効果ガスを抑制するため、水管理技術及び施肥管理技術を検討します。 県内耕地土壌の代表地点における土壌環境の実態及びその経年変化を把握し、土壌管理のための基礎資料とします。 有機性資源の耕地への連用効果を明らかにすることにより、有機性資源の循環利用を図るとともに、環境にやさしく持続的な農業推進のための土壌管理技術を確立します。 有機性資源の種類が多様化しているため、県内で流通している有機性資源の成分や肥効特性を把握し、利用する際の指針を策定します。 県内耕地土壌中の亜鉛の自然賦存量を明らかにし、コンポスト等の施用上限の算出に役立つ重金属マップを作成します。 生産性を維持しながら環境にやさしい簡易な施肥管理技術を開発します。 猪苗代湖の水質悪化を未然に防止するため、水田からの懸濁物質や施肥成分等の環境負荷物質の流失を低減する技術を検討します。 水質汚濁が懸念される湖沼等へ、環境負荷物質の吸収能が高く、耐久性にも優れた改良型の人工浮島を試作し、その有効性を検討します。 果樹園で毎年発生するせん定枝を有機性資源として利活用する技術を検討します。 農薬の効率的利用あるいは生物農薬の利用等により化学農薬の使用削減及び効果的病害虫防除技術を開発し、病害虫防除指針の防除体系を改善します。 リンゴおよびモモの樹種複合地域における省力共通防除技術を検討します。 殺虫剤以外の資材を利用し、交信かく乱対象外害虫や枝幹害虫などに対する新たな防除技術を検討します。 農地への堆肥成分の過剰施用を回避するため、土壌循環を考慮した堆肥・液状物の還元方法を検討します。また、地域副産物を利用した堆肥化・リサイクル技術を検討します。 家畜排せつ物中の環境負荷物質の低減のための飼養管理技術を検討します。また、畜舎等周辺部及び農地への堆肥等施用時の悪臭低減技術について検討します。 自然循環機能を活用した飼料生産を目指すため、牧草・飼料作物の生産性維持に必要な堆肥の効率的利用方法を検討します。 農家が求める良質堆肥生産のための堆肥化促進技術、流通技術、施用技術を検討します。	農業総合センター

調査研究名等	目的	実施機関名
20 農業集落排水汚泥の有機物資源循環利用実証試験 21 斑点米カメムシ発生予察技術の高度化と斑点米被害抑制技術の開発 22 水田地帯における水環境及び自然生態系保全技術の確立	農業集落排水汚泥を未利用有機物資源として地域内で循環させるため、農耕地での有効利用と適正利用技術を検討します。 米の品質低下の大きな原因となっている斑点米の被害を抑制するため、精度の高いカメムシの発生予察技術を検討します。また、水田への農薬投入量を軽減する技術も検討します。 排水路内に流入する汚染源を土地利用別に把握し、汚染物質の軽減を目指すとともに、生き物にやさしい生態系に配慮した水田、用排水路の整備技術を検討します。	農業総合センター
1 ナラ類の集団枯損に関する防除技術の開発 2 森林施業の温室効果ガス吸収排出影響評価	ナラ類の集団枯損はカシノナガキイムシによって運ばれるナラ菌(通称)によって引き起こされる病気です。被害形態の解明を行い、より簡便で効果的な新たな防除方法の解明を行います。 森林施業のメタン、亜酸化窒素の吸収・排出への影響を解明します。	林業研究センター
1 漁場環境保全推進事業	良好な漁場環境を維持するため、長期にわたる水質調査(水温、塩分、溶存酸素、透明度)、生物調査(藻場、底生生物)および底質調査(粒度組成、強熱減量、COD、全硫化物)を実施するとともに、漁業被害防止のための漁場監視を行います。	水産試験場
1 漁場環境保全推進事業(内水面) 2 内水面漁場環境保全研究事業 3 外来魚拡散防止緊急対策事業	良好な漁場環境の維持、達成を図るため、水質及び生物(付着藻類、底生生物)のモニタリング調査を行う。 外来魚の生息する水域で、環境環境の変化を把握するため、魚類のモニタリング調査を行う。 また、「魚の住みやすい川」という視点で、魚道の有効性や人工構造物が魚類に与える影響を調査し、それらの改良や新規設計に向けて結果を関係機関に提供する。 外来魚の生息域の拡大防止を図るために、河川域においては、生態調査等を行い有効な駆除マニュアルを開発する。湖沼域においては、実証事業成果のモニタリング調査及び駆除マニュアルの改良を行う。	内水面水産試験場

自然環境関係

6 ふくしまレッドリスト(植物)

※「注意」及び「未評価」は略

絶滅	スカイタチシダモドキ、ノギリンダ、イワヤシダ、 <u>ガガバダ</u> 、ネコノシタ、 <u>リュウノヒゲモ</u> 、イワキアブラガヤ、ミカワスプタ
絶滅危惧Ⅰ類	<p><u>ミガワイクビゴケ</u>、<u>カシミールクマノゴケ</u>、<u>クマノゴケ</u>、<u>ジョウレンホウオウゴケ</u>、<u>キヌシツボゴケモドキ</u>、<u>サンカクキヌシツボゴケ</u>、<u>コキヌシツボゴケ</u>、<u>トガリバハマキゴケ</u>、<u>ヒカリゴケ</u>、<u>テヅカチヨチンゴケ</u>、<u>クロカワゴケ</u>、<u>カワゴケ</u>、<u>マツムラゴケ</u>、<u>ヒメタチヒラゴケ</u>、<u>レイシゴケ</u>、<u>ササオカゴケ</u>、<u>オオサナダゴケ</u>、<u>コウライイチイゴケ</u>、<u>ケスジヤバネゴケ</u>、<u>ヒラウロコゴケ</u>、<u>ミヤジマヒメゴヘイゴケ</u>、<u>カビゴケ</u>、<u>ウニバヨウジョウゴケ</u>、<u>ミヤマミズゼニゴケ</u>、<u>ウキゴケ</u>、<u>イチヨウウキゴケ</u>、<u>マツバラ</u>、<u>コケスギラン</u>、<u>ミヤマハナワラビ</u>、<u>ヒメハイホラゴケ</u>、<u>カラフトメンマ</u>、<u>デンジソウ</u>、<u>オオマカラキクサ</u>、<u>ウミミドリ</u>、<u>ヒメナエ</u>、<u>アイナエ</u>、<u>ハマゴウ</u>、<u>アブノメ</u>、<u>オオアブノメ</u>、<u>ハマウツボ</u>、<u>エゾノコギリソウ</u>、<u>コゴメヤナギ</u>、<u>サクラバハンノキ</u>、<u>ツクバネガシ</u>、<u>オヤマソバ</u>、<u>ハママツナ</u>、<u>カゴノキ</u>、<u>レイジンソウ</u>、<u>サンリンソウ</u>、<u>カザグルマ</u>、<u>ヒメバイカモ</u>、<u>イトキンボウゲ</u>、<u>ナンブソウ</u>、<u>トガクシソウ</u>、<u>ケナシベニバナヤマシャクヤク</u>、<u>オクヤマオトギリ</u>、<u>ミヤコオトギリ</u>、<u>コモウセンゴケ</u>、<u>ツルケマン</u>、<u>コマクサ</u>、<u>ミヤママンネングサ</u>、<u>アラシグサ</u>、<u>イワネコノメソウ</u>、<u>オオシラヒゲソウ</u>、<u>シラヒゲソウ</u>、<u>ザリコミ</u>、<u>カラフトダイコンソウ</u>、<u>リンボク</u>、<u>オオタカネバラ</u>、<u>タカネバラ</u>、<u>ホロムイチゴ</u>、<u>ミヤマフユイチゴ</u>、<u>イワシモツケ</u>、<u>グンナイフウロ</u>、<u>アサマフウロ</u>、<u>マツバニンジン</u>、<u>マルミノウルシ</u>、<u>センダイタイゲキ</u>、<u>ヒナノキンチャク</u>、<u>クロビイタヤ</u>、<u>シバタカエデ</u>、<u>アンドンマユミ</u>、<u>ナガバノスミレサイシン</u>、<u>オオバタチツボスミレ</u>、<u>ミズマツバ</u>、<u>ヒメアカバナ</u>、<u>スギナモ</u>、<u>ミヤマウド</u>、<u>ミヤマトウキ</u>、<u>トウゴクヘラオモダカ</u>、<u>スプタ</u>、<u>コバノヒルムシロ</u>、<u>ササバモ</u>、<u>カワツルモ</u>、<u>コアマモ</u>、<u>アズマホシクサ</u>、<u>シバナ</u>、<u>タチドジョウツナギ</u>、<u>ヒンジモ</u>、<u>ダケスゲ</u>、<u>ヒロハイツボンスゲ</u>、<u>ヒロハオゼヌマスゲ</u>、<u>イセウキヤガラ</u>、<u>ビャッコイ</u>、<u>シラン</u>、<u>マメヅタラン</u>、<u>キンセイラン</u>、<u>キソエビネ</u>、<u>サルメンエビネ</u>、<u>クゲヌマラン</u>、<u>コアツモリソウ</u>、<u>クマガイソウ</u>、<u>アツモリソウ</u>、<u>キバナノアツモリソウ</u>、<u>イチヨウラン</u>、<u>セッコク</u>、<u>キリガミネアサヒラン</u>、<u>トラキチラン</u>、<u>サワトンボ</u>、<u>フガクズムシソウ</u>、<u>セイトカズムシソウ</u>、<u>ズムシソウ</u>、<u>コクラン</u>、<u>アオフタバラン</u>、<u>ヤチラン</u>、<u>カモメラン</u>、<u>ニョホウチドリ</u>、<u>マツラン</u>、<u>モミラン</u>、<u>クモラン</u></p>
絶滅危惧Ⅱ類	<p>ホソベリミズゴケ、オオミズゴケ、<u>タチサヤスギゴケ</u>、<u>ハネホウオウゴケ</u>、<u>ヒロスジツリバリゴケ</u>、<u>ヤリカタツギ</u>、<u>コゴメイトサワゴケ</u>、<u>カサゴケモドキ</u>、<u>モミゴケ</u>、<u>ムジナゴケ</u>、<u>フクラゴケ</u>、<u>サイコクサガリゴケ</u>、<u>コメリンスゴケ</u>、<u>イボエチャボシノブゴケ</u>、<u>オニシメリゴケ</u>、<u>ミヤマハイゴケ</u>、<u>チチブハイゴケ</u>、<u>フサアイバゴケ</u>、<u>ウルシハネゴケ</u>、<u>クロヤスデゴケ</u>、<u>ウネリヤスデゴケ</u>、<u>カゴシマヤスデゴケ</u>、<u>ヨシナガクロウロコゴケ</u>、<u>ツボゼニゴケ</u>、<u>カタヒバ</u>、<u>ヒメミズニラ</u>、<u>コヒロハハナヤスリ</u>、<u>オニゼンマイ</u>、<u>オオキジノオ</u>、<u>キジノオシダ</u>、<u>チチブホラゴケ</u>、<u>コバノイシカグマ</u>、<u>フモトシダ</u>、<u>タチシノブ</u>、<u>シシラン</u>、<u>オオバノハチジョウシダ</u>、<u>イチヨウシダ</u>、<u>イワヤシダ</u>、<u>イワオモダカ</u>、<u>サジラン</u>、<u>オオクボシダ</u>、<u>サンショウモ</u>、<u>サツキ</u>、<u>アサザ</u>、<u>スズメノトウガラシ</u>、<u>エゾノカワジシャ</u>、<u>タヌキモ</u>、<u>ミミカキグサ</u>、<u>ホザキノミミカキグサ</u>、<u>ヒメタヌキモ</u>、<u>ヤチコタヌキモ</u>、<u>コウリンカ</u>、<u>ミヤマツチトリモチ</u>、<u>ヤナギヌカボ</u>、<u>ヌカボタデ</u>、<u>ナンブワチガイ</u>、<u>チョウセンゴミシ</u>、<u>フクジュソウ</u>、<u>レンゲショウマ</u>、<u>ミヤマハンショウヅル</u>、<u>アズマハンショウヅル</u>、<u>バイカオウレン</u>、<u>ミツバノバイカオウレン</u>、<u>ヒキノカサ</u>、<u>ツルクツネノボタン</u>、<u>ハルカラマツ</u>、<u>シキンカラマツ</u>、<u>ノカラマツ</u>、<u>シナノキンバイ</u>、<u>ムベ</u>、<u>ネムロコウホネ</u>、<u>オゼコウホネ</u>、<u>マツモ</u>、<u>ハンゲショウ</u>、<u>ミチノクサイシン</u>、<u>コシノカンアオイ</u>、<u>ヤマシャクヤク</u>、<u>ナガバノモウセンゴケ</u>、<u>サジバモウセンゴケ</u>、<u>ミチノクエンゴサク</u>、<u>オサバグサ</u>、<u>エゾハタザオ</u>、<u>イワハタザオ</u>、<u>ミヤマタネツケバナ</u>、<u>タコノアシ</u>、<u>ヤシャビシヤク</u>、<u>クロクモソウ</u>、<u>フキユキノシタ</u>、<u>ザイフリボク</u>、<u>シロバナノヘイイチゴ</u>、<u>クロバナロウゲ</u>、<u>チシマザクラ</u>、<u>シャリンバイ</u>、<u>ハマナシ</u>、<u>コガネイチゴ</u>、<u>モメンヅル</u>、<u>フジキ</u>、<u>タヌキマメ</u>、<u>イヌハギ</u>、<u>ツガルフジ</u></p>

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

絶滅危惧Ⅱ類	<p>ノウルシ、フユザンショウ、クロツバラ、ニッコウナツグミ、アワガタケスミレ、キバナノコマノツメ、テリハタチツボスミレ、<u>オオアカバナ</u>、ホザキノフサモ、タチモ、ホタルサイコ、ミシマサイコ、ツボクサ、ハマボウフウ、ウリカワ、<u>マルバオモダカ</u>、アギナシ、トチカガミ、セキショウモ、<u>ホソバノシバナ</u>、エゾノヒルムシロ、センニンモ、ミズヒキモ、ヒロハノエビモ、サガミトリゲモ、<u>イトトリゲモ</u>、イバラモ、シロウマアサツキ、オオチゴユリ、<u>ヤマスカシユリ</u>、ヒメマイヅルソウ、チシマゼキショウ、ヒメイワショウブ、<u>ミズアオイ</u>、<u>タマミクリ</u>、<u>エゾミクリ</u>、<u>ヒメミクリ</u>、ハイドジョウツナギ、オオタマツリスゲ、ミヤマクロスゲ、キンチャクスゲ、ヌマクロボスゲ、キリガミネスゲ、ヌカスゲ、ノゲヌカスゲ、<u>ホソバオゼヌマスゲ</u>、<u>エゾツリスゲ</u>、<u>タカネハリスゲ</u>、<u>オオクグ</u>、<u>イワスゲ</u>、<u>オノエスゲ</u>、<u>エゾハリスゲ</u>、<u>ヌイオスゲ</u>、<u>スジヌマハリイ</u>、コホタルイ、マツカサススキ、エゾウキヤガラ、<u>コアニチドリ</u>、<u>ムギラン</u>、<u>エビネ</u>、<u>ナツエビネ</u>、<u>ギンラン</u>、<u>ユウシュンラン</u>、<u>トケンラン</u>、<u>サワラン</u>、<u>ハマカキラン</u>、<u>アケボノシュスラン</u>、<u>ベニシュスラン</u>、<u>ムヨウラン</u>、<u>コフタバラン</u>、<u>ヒメフタバラン</u>、<u>ホザキイチヨウラン</u>、<u>ヨウラクラン</u>、<u>ウチヨウラン</u>、<u>コケイラン</u>、<u>ヤマトキシウ</u>、<u>カヤラン</u>、<u>ヒトツボクロ</u>、<u>ヒロハトシボソウ</u>、<u>ハクウンラ</u></p>
準絶滅危惧	<p>ナメリオウムゴケ、トサノオウゴンゴケ、ハクチョウゴケ、マルパスナゴケ、アツバチョウチンゴケ、<u>コシノヤバネゴケ</u>、キヨスミイトゴケ、キダチヒラゴケ、ツガゴケ、モミシノブゴケ、ヤリノホゴケ、ナミスジヤナギゴケ、アサマヤノネゴケ、ナガハシゴケ、ヒラキバヤスデゴケ、オオスミクサリゴケ、トサノケクサリゴケ、エゾヤハズゴケ、<u>ミズニラ</u>、<u>コシダ</u>、<u>カニクサ</u>、<u>メヤブソテツ</u>、<u>ホシダ</u>、<u>オニヒカゲワラビ</u>、<u>ヘラシダ</u>、<u>ミヤマウラボシ</u>、<u>ビャクシン</u>、<u>アカヤシオ</u>、<u>マンリョウ</u>、<u>カラタチバナ</u>、<u>サクラソウ</u>、<u>ハマサジ</u>、<u>ヒイラギ</u>、<u>ホソバノツルリンドウ</u>、<u>クサタチバナ</u>、<u>フナバラソウ</u>、<u>イヨカズラ</u>、<u>スズサイコ</u>、<u>キジョラン</u>、<u>オオハシカグサ</u>、<u>ムラサキ</u>、<u>ヤマルリソウ</u>、<u>ムシヤリンドウ</u>、<u>ヒメハッカ</u>、<u>マルバコメグサ</u>、<u>ムシクサ</u>、<u>イヌノフグリ</u>、<u>カワヂシャ</u>、<u>ハグロソウ</u>、<u>ナンバンギセル</u>、<u>キヨスミウツボ</u>、<u>ムシトリスミレ</u>、<u>ムラサキミミカキグサ</u>、<u>エゾオオバコ</u>、<u>リンネソウ</u>、<u>シロヨモギ</u>、<u>コハマギク</u>、<u>ツワブキ</u>、<u>タカサゴソウ</u>、<u>ノニガナ</u>、<u>ミチノクヤマタバコ</u>、<u>オオニガナ</u>、<u>アラカシ</u>、<u>エゾイラクサ</u>、<u>ホザキノヤドリギ</u>、<u>ウラジロタデ</u>、<u>イブキトラノオ</u>、<u>エゾノミズタデ</u>、<u>アキノミチヤナギ</u>、<u>タカネスイバ</u>、<u>ノダイオウ</u>、<u>ハマナデシコ</u>、<u>タカネツメクサ</u>、<u>シラオイハコベ</u>、<u>ハマアカザ</u>、<u>クスノキ</u>、<u>ヤブニッケイ</u>、<u>ヤマコウバシ</u>、<u>ダンコウバイ</u>、<u>ハクサンイチゲ</u>、<u>イチリンソウ</u>、<u>アズマシロカネソウ</u>、<u>オキナグサ</u>、<u>バイカモ</u>、<u>シラネアオイ</u>、<u>ツツラフジ</u>、<u>サカキ</u>、<u>ナガミノツルケマン</u>、<u>ハマハタザオ</u>、<u>ハクセンナズナ</u>、<u>ハナネコノメ</u>、<u>ムカゴネコノメソウ</u>、<u>トガスグリ</u>、<u>キビノナワシロイチゴ</u>、<u>ジャケツイバラ</u>、<u>マルバヌスビトハギ</u>、<u>ノアズキ</u>、<u>エゾノレンリソウ</u>、<u>コフウロ</u>、<u>ホソエカエデ</u>、<u>ヒノウチワカエデ</u>、<u>オクノフウリンウメドモ</u>、<u>ミヤマクマヤナギ</u>、<u>オオバグミ</u>、<u>ウスバスミレ</u>、<u>シロバナスミレ</u>、<u>ミゾハコベ</u>、<u>ハクサンサイコ</u>、<u>セリモドモ</u>、<u>ヌマゼリ</u>、<u>ヒカゲミツバ</u>、<u>サジオモダカ</u>、<u>イトモ</u>、<u>スズラン</u>、<u>コシノコバイモ</u>、<u>イワギボウシ</u>、<u>ヒメサユリ</u>、<u>クルマバツクバネソウ</u>、<u>クロイヌヒゲ</u>、<u>ホシクサ</u>、<u>イヌヒゲ</u>、<u>シロイヌヒゲ</u>、<u>アイアシ</u>、<u>ウキシバ</u>、<u>ミミガタテンナンショウ</u>、<u>コウキクサ</u>、<u>ヤマトミクリ</u>、<u>ヤマタヌキラン</u>、<u>ホスゲ</u>、<u>チュウゼンジスゲ</u>、<u>タチスゲ</u>、<u>キンスゲ</u>、<u>アブラシバ</u>、<u>イガガヤツリ</u>、<u>ノグサ</u>、<u>ツルアブラガヤ</u>、<u>タイワンヤマイ</u>、<u>キンラン</u>、<u>サギソウ</u>、<u>ミズトシボ</u>、<u>トキシウ</u></p>
希 少	<p>フナガタミズゴケ、クマノチョウジゴケ、ヒメイクビゴケ、サツマホウオウゴケ、ヌマシツボゴケ、カマシツボゴケ、シロシラガゴケ、ツツクチヒゲゴケ、ホンモンジゴケ、カサゴケ、マルバタチヒダゴケ、タカネメリンソゴケ、ヌマシノブゴケ、スギバシノブゴケ、ナガヒゲバゴケ、アツバサゴケモドモ、サクラジマツヤゴケ、コゴメツヤゴケ、トガリゴケ、ホンダゴケ、ウキヤバネゴケ、シフネルゴケ、コモチハネゴケ、ヒメケビラゴケ、ホソクラマゴケモドモ、カハルクラマゴケモドモ、カギゴケ、シダレゴヘイゴケ、ツジベゴヘイゴケ、オンタケクサリゴケ、マルバヒメクサリゴケ、ナカジマヒメクサリゴケ、ヤマナカヨウジョウゴケ、タチバヨウジョウゴケ、コスギラン、スギカズラ、ハマハナヤスリ、アオホラゴケ、フジシダ、ホラシノブ、マツザカシダ、イノモトソウ、コバノヒノキシダ、オクタマシダ、ヒメカナワラビ、オオキヨズミシダ、ハカタシダ、オオクジャクシダ、ナンタイシダ、オクヤマシダ、マルバベニシダ、ヒメイタチシダ、オオベニシダ、キヨスミヒメワラビ、タチヒメワラビ、ハシゴシダ、コガネシダ、ウサギシダ、</p>

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

希	少	<p>ヤマヒメワラビ、ホソバイヌワラビ、ヒロハイヌワラビ、キタノヤマシダ、ヒメサジラン、ウラジロモミ、シラビソ、トウヒ、チョウセンゴヨウ、コウヤマキ、ミヤマビャクシン、ミヤマネズ、ハリモミ、イチイ、キアラボク、ツガ、ヒノキ、イワウメ、ヒメイワカガミ、ウラシマツツジ、イソツツジ、ツガザクラ、ナガバツガザクラ、アオノツガザクラ、オオバツツジ、ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ、ユキワリソウ、ヒナザクラ、トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、<u>イイデリンドウ</u>、ハナイカリ、<u>イヌセンブリ</u>、エゾノヨツバムグラ、ヒロハヒルガオ、サワリソウ、<u>キセウタ</u>、<u>ヤマジソ</u>、<u>ミノガワソウ</u>、<u>タテヤマウツボグサ</u>、<u>ミヤマタムラソウ</u>、<u>オカタツナミソウ</u>、<u>エゾタツナミソウ</u>、<u>ヤマホロシ</u>、<u>ヒナノウスツボ</u>、<u>テングクワガタ</u>、<u>オニク</u>、<u>ハクサンオオバコ</u>、<u>コツクバネウツギ</u>、<u>エゾヒョウタンボク</u>、<u>クロミノウグイスカグラ</u>、<u>ハヤザキヒョウタンボク</u>、<u>オニヒョウタンボク</u>、<u>コバナガズミ</u>、<u>キバナウツギ</u>、<u>ハサクサンオミナエシ</u>、<u>カノコソウ</u>、<u>マツムシソウ</u>、<u>チシマギキョウ</u>、<u>バアソブ</u>、<u>チョウジギク</u>、<u>エゾウサギギク</u>、<u>ウサギギク</u>、<u>タカネヨモギ</u>、<u>コバナノコウモリソウ</u>、<u>アイズヒメアザミ</u>、<u>オゼヌマアザミ</u>、<u>ジョウシュウオニアザミ</u>、<u>イワインチン</u>、<u>ムカシヨモギ</u>、<u>ホソバムカシヨモギ</u>、<u>ミヤマアズマギク</u>、<u>フジバカマ</u>、<u>アキノハハコグサ</u>、<u>クモマニガナ</u>、<u>ミヤマウスユキソウ</u>、<u>トウゲブキ</u>、<u>オオモミジガサ</u>、<u>シュウブンソウ</u>、<u>ニッコウトウヒレン</u>、<u>アサマヒゴタイ</u>、<u>ヒメヒゴタイ</u>、<u>アオヤギバナ</u>、<u>ヤチヤナギ</u>、<u>ドロヤナギ</u>、<u>マルバヤナギ</u>、<u>アベマキ</u>、<u>タカネナデシコ</u>、<u>サネカズラ</u>、<u>オオチチツパベンケイ</u>、<u>ベニバナイチゴ</u>、<u>ミヤマウラジロイチゴ</u>、<u>ナンキンナナカマド</u>、<u>カラメドハギ</u>、<u>オヤマノエンドウ</u>、<u>オオバタンキリマメ</u>、<u>トウダイグサ</u>、<u>オオイタヤメイゲツ</u>、<u>ヒロハツリバナ</u>、<u>マルバトウキ</u>、<u>コワニグチソウ</u>、<u>ユキイヌノヒゲ</u>、<u>ミカワイヌノヒゲ</u>、<u>エゾホシク</u>、<u>ミヤマヒナホシクサ</u>、<u>ノソリホシクサ</u>、<u>ハライヌノヒゲ</u>、<u>イズノシマホシクサ</u>、<u>ササクサ</u>、<u>メダケ</u></p>
---	---	---

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) _____ 絶滅危惧 II 類 (VU)

7 ふくしまレッドリスト(昆虫類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶	滅	<u>オオルリシジミ</u>
絶滅危惧 I 類		<u>ヒヌマイトトンボ</u> 、 <u>グンバイトンボ</u> 、 <u>マダラナニワトンボ</u> 、 <u>タイリクアカネ</u> 、 <u>スリカミメクラチビゴミムシ</u> 、 <u>ゴマシジミ</u> 、 <u>オオウラギンヒョウモン</u> 、 <u>ヒョウモンモドキ</u>
絶滅危惧 II 類		<u>カラカネイトトンボ</u> 、 <u>コバナエオイトトンボ</u> 、 <u>タガメ</u> 、 <u>カワラハンミョウ</u> 、 <u>マークオサムシ</u> 、 <u>アブクマナガチビゴミムシ</u> 、 <u>チャマダラセセリ</u> 、 <u>ヒメギフチョウ</u> 、 <u>キマダラルリツバメ</u> 、 <u>クロシジミ</u> 、 <u>ミヤマシジミ</u> 、 <u>ヒョウモンチョウ</u> 、 <u>コヒョウモン</u> 、 <u>オオイチモンジ</u> 、 <u>フタスジチョウ</u> 、 <u>キマダラモドキ</u>
準絶滅危惧		<u>ルリイトトンボ</u> 、 <u>ナゴヤサナエ</u> 、 <u>アオヤンマ</u> 、 <u>カトリヤンマ</u> 、 <u>ハネビロエゾトンボ</u> 、 <u>チョウトンボ</u> 、 <u>ムツアカネ</u> 、 <u>アイヌハンミョウ</u> 、 <u>アカガネオサムシ</u> 、 <u>オオハンミョウモドキ</u> 、 <u>オサムシモドキ</u> 、 <u>ウミズギワゴミムシ</u> 、 <u>オオキバナガミズギワゴミムシ</u> 、 <u>カノシマチビゲンゴロウ</u> 、 <u>テラニシセシゲンゴロウ</u> 、 <u>ルリエンマムシ</u> 、 <u>ケスジドロムシ</u> 、 <u>アカツヤドロムシ</u> 、 <u>アオタマムシ</u> 、 <u>アサカミキリ</u> 、 <u>クロガネネクイハムシ</u> 、 <u>オオルリハムシ</u> 、 <u>ホシチャバネセセリ</u> 、 <u>ギフチョウ</u> 、 <u>ヒメシロチョウ</u> 、 <u>ツマグロキチョウ</u> 、 <u>カラスシジミ</u> 、 <u>オオゴマシジミ</u> 、 <u>ベニヒカゲ</u> 、 <u>ウラジャノメ</u>
希	少	<u>アオカタビロオサムシ</u> 、 <u>チョウカイヒメクロオサムシ</u> 、 <u>ヤミゾメクラチビゴミムシ</u> 、 <u>ゼンバメクラチビゴミムシ</u> 、 <u>ハガクビナガゴミムシ</u> 、 <u>アブクマチビシデムシ</u> 、 <u>オオクワガタ</u> 、 <u>ネプトクワガタ</u> 、 <u>アオマダラタマムシ</u> 、 <u>ムネアカチビナガボソタマムシ</u> 、 <u>ムネアカナガタマムシ</u> 、 <u>トオヤマシラホシナガタマムシ</u> 、 <u>ミヤマヒサゴメツキ</u> 、 <u>キイロジョウカイ</u> 、 <u>ツツヒラタムシ</u> 、 <u>ウスモンホソオオキノコ</u> 、 <u>アブクマチビオオキノコ</u> 、 <u>ネアカツツナガクチキ</u> 、 <u>キイロテントウゴミムシダマシ</u> 、 <u>ワタラセミズギワアリモドキ</u> 、 <u>キベリカタビロハナカミキリ</u> 、 <u>オトメクビアカハナカミキリ</u> 、 <u>クロサワヒメコバナカミキリ</u> 、 <u>タケトラカミキリ</u> 、 <u>ワモンサビカミキリ</u> 、 <u>カスガキモンカミキリ</u> 、 <u>キンイロネクイハムシ</u> 、 <u>オオネクイハムシ</u> 、 <u>タグチホソヒラタハムシ</u> 、 <u>イトヒゲナガゾウムシ</u> 、 <u>ミツギリゾウムシ</u> 、 <u>ババスグヒメゾウムシ</u> 、 <u>クロミドリシジミ</u> 、 <u>ハヤシミドリシジミ</u> 、 <u>ムモンアカシジミ</u> 、 <u>ギンボシヒョウモン</u> 、 <u>ツマジロウラジャノメ</u>

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) _____ 絶滅危惧 II 類 (VU)
 _____ 準絶滅危惧 _____ 情報不足 (DO)

8 ふくしまレッドリスト(鳥類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶滅危惧Ⅰ類	オオヨシゴイ、ミゾゴイ、イヌワシ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、ウズラ、ケリ、コアジサシ、チゴモズ、アカモズ
絶滅危惧Ⅱ類	ヒメウ、ヨシゴイ、ミサゴ、ハチクマ、オジロワシ、オオワシ、ヒクイナ、オオジシギ、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、クロツグミ、セッカ、コサメビタキ
準絶滅危惧	ササゴイ、ハイトカ、ノスリ、サシバ、ハイイロチュウヒ、チュウヒ、チゴハヤブサ、バン、アオバト、トラフズク、ブッポウソウ、ヒバリ、サンショウクイ、コヨシキリ、オオヨシキリ、サンコウチョウ、ホオアカ
希 少	チュウサギ、クロサギ、シジュウカラガン、コクガン、マガン、トモエガモ、シノリガモ、ツミ、ケアシノスリ、コチョウゲンボウ、チョウゲンボウ、オオバン、タマシギ、タゲリ、キョウジョシギ、ツルシギ、アカアシシギ、ホウロクシギ、セイトカシギ、オオアカゲラ、コシアカツバメ、マミジロ、キバシリ

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)
 _____ 準絶滅危惧 _____ 情報不足(DO)

9 ふくしまレッドリスト(淡水魚類)

※「未評価」は略

絶滅危惧Ⅰ類	ウケクチュウグイ、シナイモツゴ、ゼニタナゴ
絶滅危惧Ⅱ類	タナゴ、イトヨ(陸封型)
準絶滅危惧	スナヤツメ、アカヒレタビラ、ヤリタナゴ、アカザ、メダカ、カジカ(大卵型)
希 少	ホトケドジョウ、ギバチ

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)
 _____ 準絶滅危惧(NT) _____ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)

10 ふくしまレッドリスト(両生・爬虫類)

※「未評価」は略

絶滅危惧Ⅱ類	トウキョウサンショウウオ
準絶滅危惧	トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、イモリ、ツチガエル
希 少	モリアオガエル、カジカガエル、アカウミガメ、シロマダラ、ヒバカリ

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

11 ふくしまレッドリスト(ほ乳類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶 滅	オオカミ、カワウソ
絶滅危惧Ⅰ類	ヤマコウモリ
絶滅危惧Ⅱ類	ウサギコウモリ
準絶滅危惧	ヒナコウモリ
希 少	ヒメホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリ、オコジョ、スミスネズミ、カヤネズミ、ヤマネ

環境省レッドリスト _____ 絶滅(EX) _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
 _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) _____ 準絶滅危惧(NT)

12 自然環境保全地域一覧

(平成19年12月31日現在)

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	面積(特別地区面積)(ha)	保全対象
1	信夫文知摺	福島市	49.3.22	3.60 (1.50)	シラカシ等の巨木、地形、地質
2	黒岩虚空蔵	"	"	1.60 (-)	アカマツ等の人工林
3	高松山	安達郡白沢村	"	6.20 (-)	アカマツ等の人工林
4	岩角山	"	"	12.50 (-)	ケヤキ等の人工林、岩石の露頭
5	石田ブヨメキ	伊達市	"	9.50 (0.70)	湿原、湿原植物
6	石筵	郡山市	"	51.90 (-)	シダレグリの自生地
7	五本松	西白河郡矢吹町 泉崎村	"	1.20 (-)	アカマツの並木
8	恩賜林	西白河郡矢吹町	"	7.80 (-)	アカマツの一斉林
9	茶臼山	伊達市	"	7.80 (-)	サクラ類の自生地
10	熊川海岸	双葉郡大熊町	"	1.80 (-)	海蝕地形
11	法正尻湿原	耶麻郡磐梯町	"	3.60 (3.60)	湿原、湿原植物
12	大悲山	南相馬市	"	6.10 (-)	ヤマツツジの自生地
13	小高薬師堂	"	"	1.10 (-)	スギ等の人工林
14	浄土松	郡山市	50.2.28	35.00 (11.30)	アカマツ天然林、巨大な奇岩群
15	奥州街道松並木	"	"	1.70 (-)	アカマツの並木
16	強滝	東白川郡鮫川村	"	8.30 (0.48)	滝、溪谷
17	江竜田	"	"	4.10 (1.60)	滝、溪谷
18	西郷瀨	西白河郡西郷村	"	57.90 (10.21)	溪谷、柱状節理
19	宮床湿原	南会津郡南会津町	"	54.10 (8.00)	湿原、湿原植物
20	牛越館山	南相馬市	"	31.50 (-)	モミ等の天然林
21	高倉山	いわき市	"	99.20 (-)	二畳紀地層の露出、化石
22	宇津峯山	郡山市 須賀川市	"	355.60 (-)	変成岩類の盆地状構造
23	茂庭	福島市	50.6.6	861.58 (110.60)	ブナ等の天然林
24	黒岩山	南会津郡南会津町	"	72.32 (72.32)	ブナ等の天然林
25	新田川溪谷	南相馬市	"	122.38 (90.64)	溪谷、モミ、ケヤキ等の天然林
26	檜原	"	"	70.84 (62.34)	モミ、ケヤキ等の天然林
27	平伏沼	双葉郡川内村	"	3.60 (2.14)	モリアオガエル
28	関山	白河市	"	190.50 (-)	石英安山岩質凝灰岩の急峻な地形
29	安座	耶麻郡西会津町	"	280.95 (57.65)	地形、地質、コウヤマキ等の自生地
30	三条	大沼郡金山町	51.6.22	24.95 (24.95)	スギの天然林
31	新道沢	南会津郡南会津町	"	76.68 (25.60)	チョウセンゴヨウの自生地
32	黒岩湿原	"	"	3.70 (3.70)	湿原、湿原植物
33	矢の原湿原	大沼郡昭和村	"	54.32 (20.62)	湿原、湿原植物
34	本名御神楽岳	大沼郡金山町	"	444.82 (444.82)	ブナ、スギ等の天然林、地形
35	大戸岳	会津若松市	52.10.28	115.47 (115.47)	ヒノキアスナロの天然林
36	七ヶ岳	南会津郡南会津町	"	520.35 (217.19)	ブナ等の天然林、地形
37	木地夜鷹山	耶麻郡西会津町	"	459.50 (128.75)	ブナ等の天然林、地形
38	鹿狼山	相馬郡新地町	53.2.28	502.50 (-)	ケヤキ等の天然林、地形、地質
39	明神ヶ岳	大沼郡会津美里町 河沼郡柳津町	54.3.2	34.12 (34.12)	ブナ等の天然林
40	つむじ倉	河沼郡柳津町	"	17.25 (17.25)	二段滝、貴重な植物の自生地
41	御斉所山	いわき市	"	24.81 (24.81)	カン類等の天然林、御斉所式変成岩
42	木戸川	双葉郡楡葉町	"	114.73 (114.73)	モミ、ブナ等の天然林
43	金山	白河市	"	1.40 (0.46)	ビャッコイの自生地
44	好間川溪谷	いわき市	"	27.75 (8.00)	V字谷、カン類等の天然林
45	梅峰	喜多方市	54.8.3	35.70 (35.70)	オオシラビソの天然林
46	深沢	郡山市	56.7.28	43.81 (43.81)	ヒノキアスナロの天然林
47	萩野	南会津郡南会津町	"	1.28 (0.36)	風穴、風穴植物群落
計				4867.41 (1,693.42)	

環境共生領域調べ

13 緑地環境保全地域一覧

(平成19年12月31日 現在)

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	区分	面積(ha)	保全対象
1	恵日寺周辺	耶麻郡磐梯町	49.3.22	第2種	68.90	恵日寺と一体となった自然環境
2	鳥峠山	西白河郡泉崎村	〃	〃	42.40	鳥峠稲荷神社と一体となった自然環境
3	白石山	〃	〃	第1種	2.70	泉崎壁画横穴古墳と一体となった自然環境
4	赤坂	伊達市	50.2.28	〃	2.40	アカマツ、コナラ等の樹林地
5	花見山	〃	〃	〃	3.30	ヤマツツジの自生地
6	堂山王子	田村市	50.6.6	〃	0.90	堂山王子神社と一体となった自然環境
7	隠津島神社	郡山市	52.10.28	〃	12.50	隠津島神社と一体となった自然環境
8	妙見山	〃	〃	〃	5.50	飯豊和気神社と一体となった自然環境
9	稚児舞台・島山	二本松市	54.8.3	第1種 第2種	10.00	花崗岩の奇岩・怪石、ユキヤナギ
10	古寺山	須賀川市	55.6.13	第1種	13.44	古寺山白山寺と一体となった自然環境
11	達沢	耶麻郡猪苗代町	56.7.31	〃	3.64	ミズナラの天然林
12	橋場	東白川郡塙町	〃	〃	6.16	シラカバの天然林
13	御幸山	伊達市	〃	第2種	2.75	五幸山観世音堂と一体となった自然環境
14	堂峰山	喜多方市	58.6.3	〃	6.94	アカマツ、コナラ等の樹林地
15	天狗橋	東白川郡鮫川村	59.6.15	第1種	0.87	天狗橋と一体となった自然環境
計					172.40	

環境共生領域調べ

14 野生動植物保護地区一覧

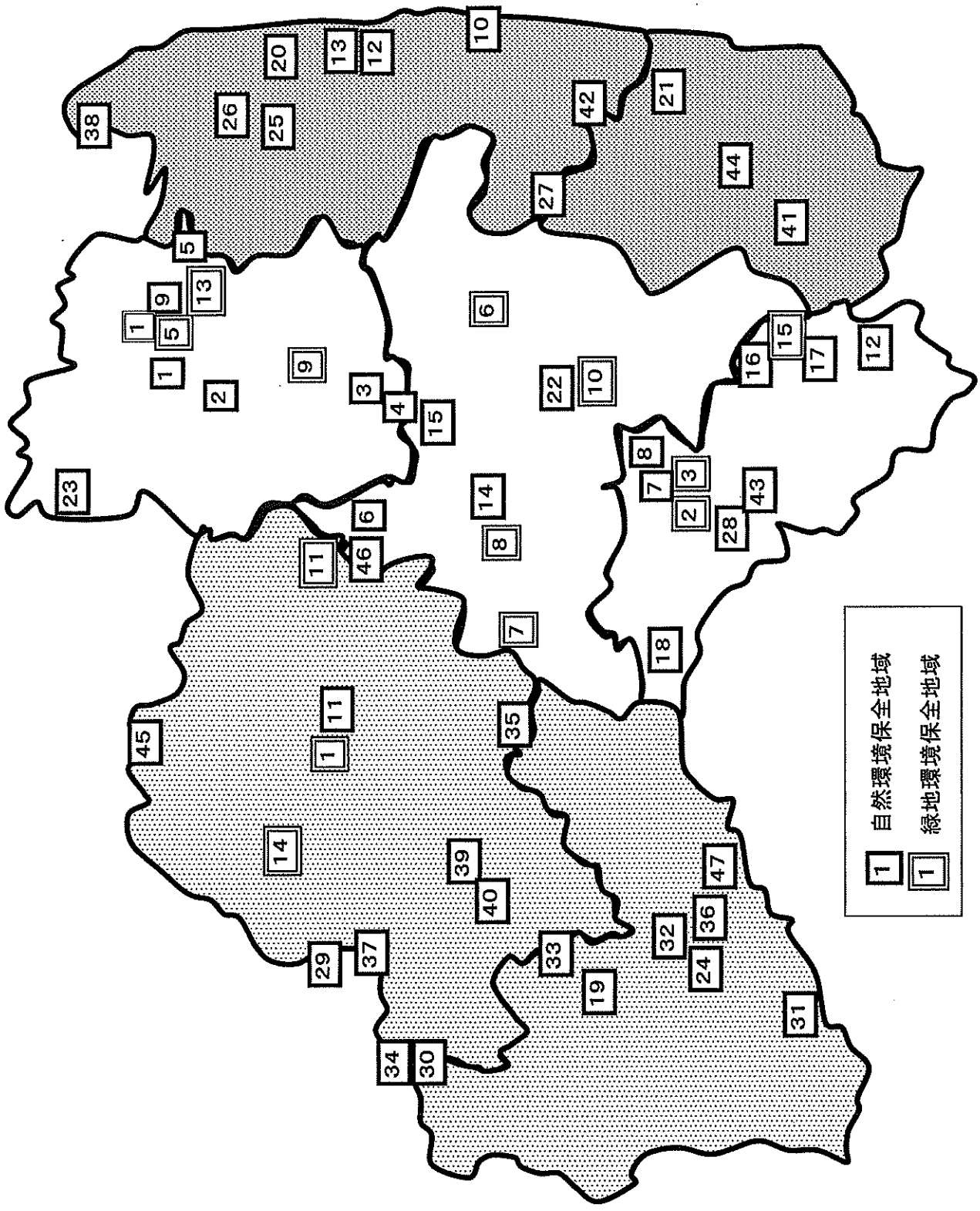
(平成19年12月31日現在)

番号	地区名	面積(ha)	保護対象	番号	地区名	面積(ha)	保護対象
5	石田ブヨメキ	0.70	ミズバショウなどの湿原植物	36	七ヶ岳	217.19	キアラボクなどの高山・亜高山植物
11	法正尻湿原	3.60	サギソウなどの湿原植物とモリアオガエル	37	木地夜鷹山	52.25	希産植物のトガクシノウ
19	宮床湿原	8.00	ミズバショウなどの湿原植物とハッチョウトンボ	43	金山	0.46	希産植物のビャッコイ
29	安座	57.65	ヒメサユリなどの貴重な植物とギフチョウ	47	萩野	0.36	オオタカネイバラ等の亜高山植物
32	黒岩湿原	3.70	ワタスゲなどの湿原植物	計	9地区	343.91	

(注) 番号は資料-12と対応しています。

環境共生領域調べ

15 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域位置図



16 自然公園の指定状況

(平成19年12月31日現在)

公 園 別	面 積(ha)	特別保護地区(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)
国 立 公 園	90,122.8	6,083.4	73,421.1	10,618.3
磐 梯 朝 日	65,553.8	3,280.4	53,698.1	8,575.3
日 光	7,329.0	0.0	5,286.0	2,043.0
尾 瀬	17,240.0	2,803.0	14,437.0	0.0
国 定 公 園 (越 後 三 山 只 見)	33,665.0	10,623.0	23,042.0	0
県 立 自 然 公 園	55,336.0 (2,892.2)	—	12,603.4	42,732.6 (2,892.2)
靈 山	2,271.0	—	661.0	1,610.0
霞 ケ 城	170.4	—	23.9	146.5
南 湖	777.0	—	112.3	664.7
奥 久 慈	4,831.1	—	776.1	4,055.0
磐 城 海 岸	710.2 (1,594.4)	—	328.7	381.5 (1,594.4)
松 川 浦	979.0 (738.0)	—	842.0	137.0 (738.0)
勿 来	1,395.6 (559.8)	—	314.8	1,080.8 (559.8)
只 見 柳 津	15,668.2	—	573.3	15,094.9
大 川 羽 鳥	16,544.0	—	4,543.0	12,001.0
阿 武 隈 高 原 中 部	7,658.5	—	2,765.7	4,892.8
夏 井 川 溪 谷	4,331.0	—	1,662.7	2,668.4
合 計	179,123.8 (2,892.2)	16,706.4	109,066.5	53,350.9 (2,892.2)
全 国	5,368,799	340,429	3,091,501	1,936,869

- (注) 1 県立自然公園には、特別保護地区の制度がありません。
 2 国立・国定公園については、福島県側の面積です。
 3 面積は陸域の部分であり、()内に海域の部分を示しました。
 4 全国の数値は平成18年3月31日現在です。

17 自然公園の利用状況

(単位:千人)

公園別	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
国立公園	7,805	7,369	7,693	7,177	6,844	7,238	6,947
磐梯朝日	7,078	6,925	7,257	6,795	6,452	6,887	6,574
日光	727	444	436	382	392	351	373
国定公園 (越後三山只見)	122	115	105	101	109	62	56
県立自然公園	9,366	8,366	8,516	7,934	8,606	9,276	9,301
霊山	220	189	182	189	181	179	184
霞ヶ城	568	545	491	477	508	680	645
南湖	715	649	564	535	503	539	524
奥久慈	599	576	545	534	616	608	614
磐城海岸	1,117	935	1,014	778	1,171	1,346	1,386
松川浦	1,169	1,055	1,081	1,062	1,160	1,111	1,088
勿来	678	346	578	328	453	423	419
只見柳津	1,006	894	867	853	836	1,155	1,154
大川羽鳥	1,505	1,441	1,408	1,438	1,476	1,501	1,508
阿武隈高原中部	810	788	828	788	760	801	846
夏井川溪谷	979	948	958	952	942	933	933
計	17,293	15,850	16,314	15,212	15,559	16,576	16,304

環境共生領域調べ

18 自然公園等の許可・届出処理状況(平成18年度)

(単位:件)

公園等	区分	許可	届出	公園(保全)事業	合計
国立公園		358	8	27	393
国定公園		7	0	0	7
県立自然公園		59	30	4	93
自然環境保全地域等		0	0	0	0
合計		424	38	31	493

環境共生領域調べ

19 自然保護指導員等の配置状況

(平成19年12月31日現在)

職名	人員(人)	配置先
自然保護指導員	117	国立、国定公園、県立自然公園及び保全地域
県有地管理員	2	裏磐梯自然保護用地
鳥獣保護員	92	各市町村
計	211	

環境共生領域調べ

20 県立自然公園指定植物一覧

(昭和60年10月1日施行)

県立自然公園名	指定種数	指 定 種 名
霊山県立自然公園	15科23種	イワヒバ、レンゲツツジ、ウスバサイシン、チチツバベンケイ、クモキリソウなど
霞ヶ城県立自然公園	4科5種	ウメバチソウ、ヤマホタルブクロ、キキョウ、レンゲツツジ、ショウジョウバカマ
南湖県立自然公園	7科9種	ミズゴケ、トウゴクミツバツツジ、キキョウ、イワタバコ、ノハナショウブなど
奥久慈県立自然公園	12科17種	マツバラシ、シノブ、サラサドウダン、ダイヤモンドソウ、シロヤシオなど
磐城海岸県立自然公園	8科17種	ウラジロ、マルバグミ、エゾノコギリソウ、ヤツデ、コハマギク、ハマカキランなど
松川浦県立自然公園	10科13種	ハマナデシコ、ハマナス、エゾノレンソウ、コハマギク、コオニユリ、シュンランなど
勿来県立自然公園	18科31種	カニクサ、キクザキイチリンソウ、ウラジロ、イワタバコ、ダイヤモンドソウなど
只見柳津県立自然公園	19科49種	オクトリカブト、ムラサキヤシオ、カタクリ、ヒメサユリ、ショウキランなど
大川羽鳥県立自然公園	28科77種	ヒメハナワラビ、オオタカネバラ、アイツヒメアザミ、アツモリソウ、ナンブソウなど
阿武隈高原中部県立自然公園	20科51種	イワヒバ、ウメバチソウ、アツマギク、センダイトウヒレン、アカヤシオ、トキノソウなど
夏井川溪谷県立自然公園	16科41種	ハコネシダ、ウメガサソウ、ヒロハハナヒリノキ、コアツモリ、シロバナエンレイソウなど

環境共生領域調べ

21 平成18年度の主な鳥獣の有害捕獲数

鳥 獣 名		県 計	県 北	県 中	県 南	会 津	南会津	相 双	いわき
スズメ類	許可件数	41	9	11	14		1	6	
	捕獲数	2,064	990	203	394		24	453	
カラス類	許可件数	251	41	89	64	6	8	35	8
	捕獲数	5,417	2,037	1,585	554	44	281	911	5
カルガモ	許可件数	85	12	27	30	2	1	10	3
	捕獲数	1,735	368	650	405	18	30	168	96
ヒヨドリ	許可件数	17	10	1	1	2	3		
	捕獲数	523	373	9	45	0	96		
ムクドリ	許可件数	17	9		6	2			
	捕獲数	471	399		72	0			
カワウ	許可件数	25	1	5	2	5	5	7	
	捕獲数	202	25	59	17	25	46	30	
イノシシ(イノブタを含む)	許可件数	307	42	65	49			72	79
	捕獲数	578	135	45	85			220	93
ツキノワグマ	許可件数	698	101	67	15	353	162		
	捕獲数	439	67	41	3	224	104		
ニホンザル	許可件数	123	48			20	25	29	1
	捕獲数	411	114			57	147	92	1
ハクビシン	許可件数	89	19	50	11	9			
	捕獲数	244	214	23	6	1			

環境共生領域調べ

22 狩猟者登録件数の推移

(単位:件)

居住地別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県内居住者	6,126	5,880	5,678	5,539	5,091	4,848	4,665
県外居住者	1,467	1,362	1,223	1,155	1,033	964	889
合計	7,593	7,242	6,901	6,694	6,124	5,812	5,554

環境共生領域調べ

23 自然公園等施設整備状況(平成18年度)

(単位:千円)

公園名	事業主体	整備内容	事業費	左の財源内訳			備考
				国費	県費	市町村費	
磐梯朝日 国立公園	県	長浜駐車場整備 (駐車場整備工L=92.0m)	19,704		19,704		県単独
	県	東北自然歩道(外)整備 (標識工5基 土留工18基)	3,000		3,000		県単独
	福島市	男沼沼園地整備 (公衆便所1棟)	7,441		3,500	3941	県費補助
	北塩原村	早稲沢テコ平自然ふれあい 探勝路整備 (木道工L=370.0m)	18,734		4,000	14,734	県費補助
	環境省	浄土平博物展示施設整備 (浄化槽整備、外壁補修1式)	13,550	13,550			国直轄
	環境省	浄土平野営場整備 (テントデッキN=8基、木道工 L=108.0m)	11,450	11,450			国直轄
日光国立 公園	県	尾瀬歩道整備 (歩道工L=170.6m)	19,985		19,985		県単独
	県	尾瀬歩道整備 (歩道工L=240.9m、バスター ミナル整備A=2,182.8㎡)	50,000	50,000			国庫補助 (電源交付金)
	県	那須連山主脈縦走線整備 (避難小屋設計1棟)	2,000		2,000		県単独
	環境省	尾瀬沼園地整備 (木柵護岸工L=58.0m)	40,000	40,000			国直轄
	環境省	見晴排水施設整備 (電気設備改修1式)	10,000	10,000			国直轄
	環境省	鳩待峠見晴線歩道整備 (木道工L=284.0m)	30,000	30,000			国直轄
	環境省	三平口赤法華線歩道整備 (歩道工L=184.0m)	20,000	20,000			国直轄
	檜枝岐村	台倉高山登山道整備 (土留階段工N=300基)	5,040		2,500	2,540	県費補助
大川羽鳥 県立自然 公園	天栄村	羽鳥湖園地整備 (自転車道工 L=50.9m)	5,495		2,500	2,995	県費補助

環境共生領域調べ

24 裏磐梯ビジターセンターの利用者状況

(単位:千人)

月	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
4		6,906	3,756	4,307	2,904
5		20,456	9,890	10,330	11,398
6		14,175	6,747	5,709	6,479
7		18,511	9,684	10,686	11,661
8		27,835	19,757	22,238	27,259
9		10,476	8,550	9,632	9,964
10		14,343	12,326	15,895	17,002
11		6,660	5,346	8,223	7,820
12		1,017	1,127	552	1,001
1		677	891	784	1,333
2		1,005	946	1,233	1,952
3		1,036	1,189	1,382	1,827
計		123,097	80,209	90,971	100,600

環境共生領域調べ

25 風致地区一覧表

(平成19年3月末現在)

都市計画 区域名	市町村名	風致地区名称	面積 (約ha)	内訳(約ha)		
				1種	2種	3種
県北	福島市	信夫山風致地区	210.0	164.0	0.0	46.0
		阿武隈川風致地区	673.0	62.0	0.0	611.0
		摺上川風致地区	55.0	49.0	0.0	6.0
		館の山風致地区	16.0	16.0	0.0	0.0
		計	954.0	291.0	0.0	663.0
県中	郡山市	五百淵風致地区	27.0	15.5	0.0	11.5
		開成山風致地区	35.0	0.0	35.0	0.0
		荒池酒蓋風致地区	16.0	0.0	0.0	16.0
		善宝池風致地区	23.5	11.0	9.2	3.3
		計	101.5	26.5	44.2	30.8
会津	会津若松市	大塚山風致地区	18.7	18.7	0.0	0.0
		東山風致地区	591.7	43.7	144.0	404.0
		鶴ヶ城風致地区	34.6	34.6	0.0	0.0
		計	645.0	97.0	144.0	404.0
県南	白河市	南湖風致地区	120.1	120.1	0.0	0.0
		中央風致地区	33.2	0.0	33.2	0.0
		小峰城跡風致地区	8.6	8.6	0.0	0.0
		羅漢山風致地区	48.3	33.3	0.0	15.0
		搦目風致地区	46.1	0.0	44.1	2.0
		計	256.3	162.0	77.3	17.0
船引	田村市	片曾根山風致地区	99.1	99.1	0.0	0.0
三春	三春町	城山跡風致地区	12.0	9.0	0.0	3.0
		紫雲寺風致地区	5.0	5.0	0.0	0.0
		北町風致地区	5.4	5.4	0.0	0.0
		天沢寺風致地区	7.6	7.6	0.0	0.0
		新町尼ヶ谷風致地区	27.0	27.0	0.0	0.0
		荒町風致地区	20.0	13.5	0.0	6.5
		馬場風致地区	13.0	13.0	0.0	0.0
		計	90.0	80.5	0.0	9.5
石川	石川町	石尊山風致地区	7.1	0.0	0.0	7.1
		源平山風致地区	5.5	0.0	0.0	5.5
		八幡山風致地区	17.1	0.0	0.0	17.1
		計	29.7	0.0	0.0	29.7
合計	27地区		2,175.6	756.1	265.5	1,154.0

都市領域調べ

26 都市公園整備状況表

都市計画区域名	市町村名	都市計画区域内人口1人当り公園面積(m ² /人)	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園	
			街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園	
			箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
合計		11.50	689	171.69	80	145.18	22	100.20	27	490.32	11	181.62	5	278.73
県北	福島市	10.42	103	20.84	17	18.83	6	23.86	2	44.58			1	98.20
	桑折町	1.48	5	0.27	1	1.00								
	伊達市	2.10	4	0.95					1	10.80				
	国見町	0.00												
県中	郡山市	10.44	173	35.82	12	22.91	2	9.50	6	101.30				
	須賀川市	17.87	23	5.94	5	8.57	1	4.50	1	25.71	1	18.10	1	30.78
	鏡石町	15.85	4	0.92					1	18.10				
いわき	いわき市	14.16	196	58.87	16	28.84	4	19.70	1	60.05	1	29.00	1	71.30
会津	会津若松市	17.98	34	8.61	1	1.10	1	2.80	1	37.30	1	21.45	1	42.60
	会津美里町	18.57	3	0.67	1	1.41								
県南	白河市	14.12	7	2.27					1	9.50	2	30.52		
	西郷村	2.46	5	1.69	2	2.99								
	泉崎村	20.86							1	14.60				
	中島村	26.90							1	13.45				
	矢吹町	11.25	5	0.85					1	19.40				
原町	南相馬市	9.98	25	5.75	7	16.21			1	14.18	1	8.72	1	21.20
喜多方	喜多方市	6.81	15	4.79	1	1.11	1	4.00			1	11.60		
相馬	相馬市	6.67	11	3.55	1	1.98	1	4.91	1	14.70				
	新地町	6.08							1	5.47				
二本松	二本松市	13.32	20	4.19	7	17.39			1	34.14				
川俣	川俣町	5.54	1	0.04	1	0.40			1	5.65				
本宮	本宮市	22.56	9	4.54	2	4.54	2	10.36			2	43.17		
田島	南会津町	40.49												
塩川	湯川町	0.00												
西会津	西会津町	19.42							1	9.71				
猪苗代	猪苗代町	6.51	2	0.36					1	9.90				
	磐梯町	0.00												
会津坂下	会津坂下町	13.59	13	3.08			2	10.97						
榑倉	榑倉町	5.15	12	1.73	1	4.90								
石川	塙町	0.28	1	0.11										
	石川町	7.89							1	13.42				
	浅川町	0.00												
	玉川村	20.93											0	14.65
平田村	0.00													
三春	三春町	4.98	7	1.52	1	4.70								
田村東部	小野町	18.29									1	16.46		
田村東部 常盤	田村市	16.61	5	1.56	3	5.90	1	5.60	1	19.73	1	2.60		
広野橋葉	広野町	0.00												
	橋葉町	0.00												
富岡	富岡町	5.99	3	1.18	1	2.40								
	大熊町	0.00												
双葉	双葉町	13.46	2	0.79					1	8.63				
浪江	浪江町	2.40	1	0.80				1	4.00					

(平成19年3月末現在)

特殊公園						緩衝緑地		都市緑地		緑道		都市公園合計		緑道延長
風致公園		歴史公園		墓園										
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	(m、整数値)
31	399.53	1	2.23	10	121.65	1	0.38	148	164.54	22	12.09	1,040	2,015.98	11,533.00
8	32.55			2	5.16			38	43.13	3	1.46	180	288.61	1,852
						1	0.38	1	0.28			8	1.93	
												5	11.75	
												0	0.00	
11	44.35			1	71.00			79	39.23	5	2.52	289	326.63	2,959
				1	10.03							33	103.63	
												5	19.02	
5	171.60			2	12.09			5	3.33	10	6.78	241	461.56	5,635
2	82.49			1	8.44			10	21.05	1	0.74	53	226.58	370
								4	25.77			8	27.85	
1	44.40			1	6.50							12	93.19	
												7	4.68	
												1	14.60	
												1	13.45	
												6	20.25	
		1	2.23	1	1.60							37	69.89	
				1	6.83			1	2.30			20	30.63	
								2	0.21			16	25.35	
												1	5.47	
								1	0.24			29	55.96	
												3	6.09	
										1	0.55	16	63.16	436
1	9.14							1	19.20			0	0.00	
												0	0.00	
												1	9.71	
								1	0.16			0	0.00	
												0	0.00	
								1	9.06			16	23.11	
								3	0.03	2	0.04	18	6.70	281
												1	0.11	
												0	0.00	
												0	0.00	
												0	14.65	
												0	0.00	
1	1.20							1	0.55			10	7.97	
												1	16.46	
1	7.80											12	43.19	
												0	0.00	
												0	0.00	
1	6.00											5	9.58	
												0	0.00	
												3	9.42	
												2	4.80	

都市領域調べ

27 緑地協定締結状況表

(平成19年3月末現在)

市町村名	協 定 名	面積	45条	54条
福 島 市	ネオシティー森合Ⅱ 緑地協定	0.29ha		○
	都季の杜「御山」分譲緑地協定	0.61ha		○
	メンバーズタウン東桜瀬[IIZAKA]分譲地緑地協定	1.19ha		○
郡 山 市	宝沢レイクタウン緑化協定	19.54ha	○	
	ウッディーパーク善宝池緑化協定	0.98ha	○	
	開成緑化協定区域	3.27ha	○	
	酒蓋緑化協定区域	0.57ha	○	
い わ き 市	いわき市中央台飯野一丁目緑化協定	17.33ha		○
	いわき市中央台飯野二丁目緑化協定	11.37ha		○
	いわき市中央台飯野三丁目第一地区緑化協定	1.73ha		○
	いわき市中央台鹿島一丁目緑化協定	19.81ha		○
	スパタウン草木台緑化協定	47.29ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目A、B地区緑化協定	19.77ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目C、D地区緑化協定	1.84ha		○
	いわきニュータウン業務地区緑化協定	5.91ha	○	
	いわき市中央台鹿島二丁目A、B地区緑化協定	12.33ha		○
	いわきニュータウン鹿島サブセンター地区緑化協定	0.87ha		○
	いわき市中央台鹿島木のまち地区緑化協定	1.40ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第一地区緑地協定	3.53ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第二地区緑地協定	4.08ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第三地区緑地協定	3.33ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第四地区緑地協定	5.36ha		○
	平成ニュータウン第一地区緑地協定	2.45ha		○
	いわきタウンズヴィル第一協定区緑地協定	3.45ha		○
	いわきタウンズヴィル第二協定区緑地協定	3.51ha		○
	平成ニュータウン第二地区緑地協定	0.80ha		○
	いわき市中央台飯野三丁目第二地区飯野四丁目緑地協定	6.10ha		○
	いわき市中央台高久二丁目緑地協定	4.90ha		○
	平成ニュータウン第三地区緑地協定	4.12ha		○
	平成ニュータウン第四地区緑地協定	0.35ha		○
石森二丁目9街区緑地協定	0.15ha		○	
いわき市中央台高久一丁目第一地区緑地協定	7.47ha		○	
須 賀 川 市	あおば町緑化協定	20.62ha		○
	牡丹台ニュータウン緑化協定	5.10ha	○	
	森宿南ニュータウン緑化協定	2.39ha		○
	翠ヶ丘ニュータウン緑化協定	6.20ha		○
	柏城ニュータウン緑化協定	6.90ha		○
	宮ノ杜ニュータウン緑化協定	9.63ha		○
白 河 市	新白河ニュータウン緑化協定	17.23ha	○	
伊 達 市	諏訪野緑化景観協定	11.63ha		○
矢 吹 町	一本木地区緑地協定			○
猪苗代町	ロイヤルシティ猪苗代ヒルズ緑地協定	6.02ha		○

都市領域調べ

廃棄物関係

28 地方振興局及び郡山市-いわき市別浄化槽設置状況

(平成18年度末現在)

管轄	人槽	5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~	合計
	区分							
県北	単独	48,338	3,126	107	27	14	3	51,615
	合併	20,839	1,163	316	130	108	86	22,642
	計	69,177	4,289	423	157	122	89	74,257
県中	単独	21,434	1,534	57	13	5	2	23,045
	合併	9,090	622	177	62	57	61	10,069
	計	30,524	2,156	234	75	62	63	33,114
県南	単独	12,931	944	32	1	2	3	13,913
	合併	6,229	402	93	61	39	77	6,901
	計	19,160	1,346	125	62	41	80	20,814
会津	単独	18,740	2,278	64	10	8	0	21,100
	合併	8,963	619	218	127	84	60	10,071
	計	27,703	2,897	282	137	92	60	31,171
南会津	単独	2,728	444	11	5	6	0	3,194
	合併	1,183	113	53	23	17	15	1,404
	計	3,911	557	64	28	23	15	4,598
相双	単独	14,834	916	35	3	0	0	15,788
	合併	11,459	408	100	46	41	31	12,085
	計	26,293	1,324	135	49	41	31	27,873
いわき市	単独	39,025	2,944	74	10	4	3	42,060
	合併	9,157	683	209	87	62	46	10,244
	計	48,182	3,627	283	97	66	49	52,304
郡山市	単独	18,154	2,038	30	5	5	0	20,232
	合併	5,890	629	156	72	52	51	6,850
	計	24,044	2,667	186	77	57	51	27,082
合計	単独	176,184	14,224	410	74	44	11	190,947
	合併	72,810	4,639	1,322	608	460	427	80,266
	計	248,994	18,863	1,732	682	504	438	271,213

環境保全領域調べ

29 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可(法第14条第1項及び第2項、法第14条の4第1項及び第2項)(平成18年4月1日現在)

区分	産 業 廃 棄 物					特 別 管 理 産 業 廃 棄 物					計						
	収 集 運 搬 業		処 分 業			収 集 運 搬 業		処 分 業									
	積 替 有 り	計	中 間 処 理	最 終 処 分	中 間・最 終	計	積 替 有 り	計	中 間 処 理	最 終 処 分		中 間・最 終					
	な し						な し										
許可件数	82	2,245	2,327	114	10	8	132	2,459	10	336	346	10	0	3	13	359	2,818
新規許可件数	1	200	201	6	1	0	7	208	0	25	25	1	0	0	1	26	234
更新許可件数	17	263	280	26	2	0	28	308	0	21	21	0	0	0	0	21	329

注1 複数の許可を持つ業者についてそれぞれの許可について1件ずつ計上する。

注2 許可件数：平成17年度末時点の許可件数を記入する。

注3 新規許可件数：平成17年度1年間に新規許可した件数を記入する。

注4 更新許可件数：平成17年度1年間に更新許可した件数を記入する。

環境保全領域調べ

30 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第14条の2第1項、法第14条の5第1項)(平成17年度実績)

区分	産 業 廃 棄 物		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	
	収 集 運 搬 業	処 分 業	収 集 運 搬 業	処 分 業
変更許可件数	49	13	21	0

注 平成17年度1年間に変更許可した件数を記入する。 環境保全領域調べ

31 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出(法第14条の2第3項、法第15条の5第3項)(平成17年度実績)

区分	産 業 廃 棄 物					特 別 管 理 産 業 廃 棄 物					合 計					
	収 集 運 搬 業		処 分 業			収 集 運 搬 業		処 分 業								
	積 替 有 り	計	中 間 処 理	最 終 処 分	中 間・最 終	計	積 替 有 り	計	中 間 処 理	最 終 処 分		中 間・最 終				
	な し						な し									
全部廃止	0	23	23	0	1	0	1	24	0	3	3	0	0	0	3	27

注 平成17年度の1年間に廃止届出のあった件数をそれぞれの項目ごとに記入する。

環境保全領域調べ

32 産業廃棄物処理施設の設置許可(法第15条第1項)

(1) 平成18年4月1日現在の中間処理施設数等 (焼却施設を除く)

施設の種類	設置主体		事業者	処理業者	公 共	計
	施設数	処理能力(m ³ /日)				
汚泥の脱水施設	施設数		36	5	9	50
	処理能力(m ³ /日)		5,489	449	726	6,664
汚泥の乾燥施設(機械)	施設数		1	1	0	2
	処理能力(m ³ /日)		30	51	0	81
汚泥の乾燥施設(天日)	施設数		0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)		0	0	0	0
廃油の油水分離施設	施設数		0	1	0	1
	処理能力(m ³ /日)		0	48	0	48
廃酸・廃アルカリの中和施設	施設数		0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)		0	0	0	0
廃プラスチック類の破砕施設	施設数		0	15	0	15
	処理能力(t/日)		0	1,173	0	1,173
木くず又はがれき類の破砕施設	施設数		4	95	0	99
	処理能力(t/日)		280	39,102	0	39,382
コンクリート固型化施設	施設数		0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)		0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	施設数		0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)		0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	施設数		0	0	1	1
	処理能力(m ³ /日)		0.0	0	1.0	1.0
PCB廃棄物の分解施設	施設数		0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)		0	0	0	0
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	施設数		0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)		0	0	0	0

環境保全領域調べ

注1 法第15条第1項の許可対象となる施設で、施行令(平成12年政令第493号)附則第2条第2項の規定により、許可を受けたとみなされる施設を含む。

注2 施設数 : 平成17年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注3 処理能力 : 設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。コンクリート固型化施設、水銀を含む汚泥のばい焼施設、シアン化合物の分解施設、PCB廃棄物の分解施設、PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設の処理能力は小数点1桁まで記入する。

(2) 平成18年4月1日現在の中間処理施設数等 (焼却施設)

施設の種類	設置主体		事業者	処理業者	公 共	計
	施設数	処理能力(m ³ /日)				
汚泥の焼却施設	施設数		4	8	0	12
	処理能力(m ³ /日)		232.1	372.8	0	604.9
廃油の焼却施設	施設数		4	12	0	16
	処理能力(m ³ /日)		118.5	428.2	0	546.7
廃プラスチック類の焼却施設	施設数		3	14	0	17
	処理能力(t/日)		55.0	409.4	0	464.4
PCB廃棄物の焼却施設	施設数		0	0	0	0
	処理能力(t/日)		0	0	0	0
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)	施設数		1	24	0	25
	処理能力(t/日)		46.8	640.2	0	687.0
焼却施設数の計			12	58	0	70

環境保全領域調べ

注1 法第15条第1項の許可対象となる施設であり、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。

注2 施設数 : 平成17年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注3 処理能力 : 設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。小数点1桁まで記入し、処理能力がkg/時間とされている施設については、tとm³の換算比を1として、m³/日に換算して計上する。

(3) 平成17年度1年間の新規中間処理施設数等 (焼却施設を除く)

施設の種別	設置主体	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設(機械)	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設(天日)	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
廃油の油水分離施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
廃プラスチック類の破碎施設	施設数	0	3	0	3
	処理能力(t/日)	0	165	0	165
木くず又はがれき類の 破碎施設	施設数	1	8	0	9
	処理能力(t/日)	24	2,207	0	2,231
コンクリート固型化施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
水銀を含む汚泥の ばい焼施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
PCB廃棄物の洗浄施設 又は分離施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0

環境保全領域調べ

注1 施設数 : 6の(1)のうち、平成17年度1年間に設置許可を得た新規施設数を記入する。

注2 処理能力 : 設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。コンクリート固型化施設、水銀を含む汚泥のばい焼施設、シアン化合物の分解施設、PCB廃棄物の分解施設、PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設の処理能力は小数点1桁まで記入する。

(4) 平成18年4月1日現在の最終処分場数等

施設の種別	設置主体	事業者	処理業者	公共	計
遮断型埋立処分場(A)	施設数	0	0	0	0
	埋立容量(m ³)	0	0	0	0
安定型埋立処分場(B)	施設数	7	14	0	21
	埋立容量(m ³)	453,817	1,929,721	0	2,383,538
管理型埋立処分場(C)	施設数	10	19	0	29
	埋立容量(m ³)	5,661,890	12,579,341	0	18,241,231
内 海面埋立処分場	施設数	0	0	0	0
	埋立容量(m ³)	0	0	0	0
計 (A)+(B)+(C)	施設数	17	33	0	50
	埋立容量(m ³)	6,115,707	14,509,062	0	20,624,769

環境保全領域調べ

注1 施設数 : 平成17年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注2 埋立容量 : 処理施設(廃止届出を提出していないもの)の許可設置時の数値を記入し、一廃と産廃を処分できる施設においては産廃のみの容量を記入する。

33 産業廃棄物処理業者・処理施設設置者に対する行政処分(許可取消し)件数

許可の種類	産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処 分 業	特別管理 産業廃棄物 処分業	産業廃棄物 処 理 施 設	合計
平成13年度	2	0	0	0	0	2
平成14年度	9	2	2	0	3	16
平成15年度	9	1	0	0	0	10
平成16年度	22	3	1	0	2	28
平成17年度	4	1	1	1	1	8
平成18年度	11	4	0	0	0	15
平成19年度	5	0	0	0	0	5
合計	62	11	4	1	6	84

環境保全領域調べ

※平成19年度については10月末現在の件数を示す。

34 不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業実施状況

年度	実施回数	実施箇所数	撤去量	参加人数	使用車両・重機台数等
平成8年度計	12回	11市町村15ヵ所	約 171.00t	1,036 人	データなし
平成9年度計	11回	11市町村11ヵ所	約 121.97t	832 人	車両・重機 78 台
平成10年度計	10回	10市町村13ヵ所	約 115.67t	723 人	車両・重機 87 台
平成11年度計	7回	8市町村 9ヵ所	約 46.77t	507 人	車両・重機 53 台
平成12年度計	8回	8市町村 9ヶ所	約 31.95t	500 人	車両・重機 54 台
平成13年度計	10回	10町村10ヶ所	約 257.43t	857 人	車両・重機 53 台
平成14年度計	6回	6町村 6ヶ所	約 126.38t	447 人	車両・重機 47 台
平成15年度計	10回	10市町村10ヶ所	約 49.40t	728 人	車両・重機 68 台
平成16年度計	7回	7市町村7ヶ所	約 21.65t	429 人	車両・重機 44 台
平成17年度計	5回	5市町村5ヶ所	約 44.14t	535 人	車両・重機 54 台
平成18年度計	5回	5市町村10ヶ所	約 42.64t	386 人	車両・重機 39 台
累計	91回	91市町村105ヶ所	約 1,029t	6,980 人	車両・重機 577 台

環境保全領域調べ

※ 9年度に郡山市が、11年度にいわき市が中核市に移行し、対象地域からはずれている。

35 都道府県別不法投棄件数・投棄量(平成9～18年度)

都道府県名	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)
北海道	37	4,114	44	21,756	35	14,632	41	11,759	31	3,345	25	28,961	19	2,363	17	1,341	23	14,344	25	10,590
青森県	63	7,161	45	3,860	54	18,498	36	14,495	39	3,732	40	7,618	42	5,564	30	3,921	16	2,957	17	9,295
岩手県	1	51	1	828	7	8,782	9	2,049	7	36,481	5	1,724	10	11,701	27	4,837	17	8,155	13	3,479
宮城県	8	1,372	20	3,245	16	3,044	8	3,927	16	2,892	9	11,316	16	58,134	9	3,002	5	1,358	2	181
秋田県	2	318	6	1,482	12	1,021	12	731	5	494	4	323	3	388	2	45	0	0	0	0
山形県	1	2,500	12	615	16	804	8	16,953	7	826	4	261	5	320	1	150	2	134	0	0
福島県	44	5,651	54	3,410	20	1,637	24	3,043	14	7,178	17	3,612	33	2,441	25	1,390	15	796	24	3,796
茨城県	93	25,731	150	35,509	92	17,632	106	69,150	165	25,501	159	21,568	126	11,218	123	72,022	101	15,564	59	10,924
栃木県	65	35,522	68	142,605	32	5,617	30	2,216	29	3,008	53	6,159	27	7,545	40	17,567	25	6,794	39	4,393
群馬県	22	9,850	18	3,065	11	4,107	10	597	51	8,499	40	4,277	45	6,850	26	13,766	37	1,108	20	491
埼玉県	4	290	11	9,348	3	810	3	43	12	454	13	1,040	1	13	1	800	1	27	1	66
千葉県	24	23,976	45	37,904	76	179,543	93	121,404	270	47,731	150	36,007	191	11,712	92	9,275	73	26,294	79	23,861
東京都	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	6	209	5	465	3	101	0	0	1	170	2	120	1	10	0	0	5	418	2	4,791
新潟県	11	9,184	10	786	25	7,891	47	6,424	28	2,429	26	1,434	26	3,613	17	3,526	5	1,341	18	4,191
富山県	3	259	6	426	3	176	2	157	2	106	1	150	3	130	0	0	4	160	0	0
石川県	30	27,370	17	2,390	9	2,985	8	717	14	4,878	6	644	6	7,187	3	1,090	10	1,924	11	2,152
福井県	2	30	0	0	3	99	2	546	3	926	5	1,098	8	225	9	414	3	218	3	2,184
山梨県	5	173	13	859	13	1,521	1	150	8	398	2	192	6	3,098	4	778	2	20	2	140
長野県	2	2,675	2	305	9	4,052	19	9,751	12	2,025	8	3,111	1	41	1	25	1	20	2	85
岐阜県	7	41,363	6	804	4	234	7	925	3	75	2	752	10	567,272	2	70	3	33,500	1	238
静岡県	1	10	13	2,347	11	8,659	18	4,392	12	2,163	12	1,651	10	389	4	204,533	6	1,961	10	1,989
愛知県	19	5,788	8	19,992	13	2,108	5	33,576	8	2,585	7	20,201	11	687	4	10,613	1	60	4	7,770
三重県	1	10,000	4	8,971	9	691	14	23,215	15	977	24	6,124	27	6,766	20	2,608	11	808	6	130
滋賀県	26	8,083	66	34,345	28	2,000	24	3,060	9	590	4	174	12	455	7	4,722	8	282	11	600
京都府	8	11,344	12	812	13	26,374	26	10,222	52	24,773	22	8,895	21	5,367	5	2,201	5	1,261	3	354
大阪府	3	27,790	0	0	8	166	7	247	8	8,257	7	3,169	0	0	3	45	1	700	1	1,000
兵庫県	10	590	11	1,574	17	6,571	12	20,715	17	19,759	14	9,953	11	3,677	7	443	12	14,607	18	5,073
奈良県	3	380	3	344	3	275	2	77	5	515	3	40	9	1,183	24	10,333	10	1,160	14	5,845
和歌山県	1	1,044	8	1,581	23	1,091	26	8,970	11	4,360	14	7,202	2	36	8	853	10	418	5	846
鳥取県	4	80	12	506	3	110	12	378	13	888	2	194	8	258	3	57	2	23	7	956
島根県	3	118	4	2,258	4	267	6	216	11	953	11	4,236	5	647	1	0	2	87	4	100
岡山県	10	10,674	11	660	19	4,332	14	1,203	10	1,819	20	3,830	21	972	21	992	10	625	12	1,069
広島県	18	1,704	10	2,450	15	1,308	9	993	7	625	5	584	8	1,839	1	12	8	1,598	5	959
山口県	1	11	2	333	5	241	10	1,021	3	838	4	21,641	6	309	1	13	1	2,140	0	0
徳島県	19	18,125	31	2,422	10	285	9	3,045	3	1,458	6	1,123	3	43	2	147	5	580	2	200
香川県	4	4,140	1	16,014	15	1,393	18	1,340	8	679	4	123	10	886	8	505	6	207	1	211
愛媛県	8	1,495	12	1,880	18	51,889	18	5,013	14	224	10	1,064	5	1,137	5	30,865	10	17,844	14	991
高知県	0	0	4	761	7	262	6	153	11	1,771	17	507	19	1,102	13	252	5	167	5	513
福岡県	29	4,546	29	1,421	40	7,866	27	1,426	24	4,748	15	1,646	8	826	4	412	5	887	4	265
佐賀県	7	860	13	1,043	11	1,753	13	579	8	2,382	6	496	0	0	2	54	2	1,037	3	760
長崎県	88	8,280	139	9,508	135	12,097	126	5,129	56	3,465	37	2,358	30	2,931	29	1,713	22	1,244	16	634
熊本県	47	78,687	60	2,696	36	3,725	18	1,216	19	1,889	29	25,511	44	7,332	17	1,755	9	1,500	18	2,035
大分県	29	6,704	44	7,849	36	5,546	18	3,876	21	782	33	4,184	3	122	4	139	5	1,434	3	50
宮崎県	20	3,089	19	4,434	8	2,357	20	1,972	27	1,583	11	446	7	117	28	1,886	38	2,652	43	16,616
鹿児島県	26	1,368	100	7,224	81	7,303	75	4,191	52	1,950	29	1,153	27	3,314	22	1,627	11	1,019	21	1,011
沖縄県	40	5,587	47	23,213	38	11,437	28	2,013	9	496	15	61,283	8	4,759	1	24	5	2,745	6	401
合計	855	408,295	1,197	424,300	1,049	433,293	1,027	403,274	1,150	241,676	934	318,181	894	744,978	673	410,824	558	172,179	554	131,233

環境省調べ

36 自動車リサイクル法に係る登録・許可の状況(平成19年3月31日現在)

業種	自治体	登録又は許可 事業者数	平成18年度中の新規申請、廃業等件数		
			新規	廃業	取消
引取業者 (法第42条第1項)	福島県	1,246	15	7	0
	郡山市	307	7	4	0
	いわき市	384	2	0	0
	計	1,937	24	11	0
フロン類回収業者 (法第53条第1項)	福島県	413	4	4	0
	郡山市	111	2	2	0
	いわき市	98	2	0	0
	計	622	8	6	0
解体業者 (法第60条第1項)	福島県	124	4	1	0
	郡山市	25	0	0	0
	いわき市	32	1	0	0
	計	181	5	1	0
破碎業者 (法第67条第1項)	福島県	15	1	0	0
	郡山市	3	0	0	0
	いわき市	3	0	0	0
	計	21	1	0	0

環境共生領域調べ

※福島県の件数には、郡山市及びいわき市(保健所設置市)の件数を除く。

化学物質関係

37 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び 土壌の汚染に係る環境基準について

(平成11年12月27日環境省告示第68号。平成12年1月15日から適用。)

(平成14年7月22日環境省告示第46号。底質の環境基準については平成14年9月1日から適用。)

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pgTEQ/g以上の場合にあつては、必要な調査を実施することとする。 	

38 環境ホルモン調査対象化学物質一覧

平成18年度の調査対象化学物質は、平成11年度～平成17年度までの調査で検出された物質を中心に選定し、次の表に示した50物質(内分泌かく乱作用が疑われている重金属等を含む)について行いました。

No	SPEED '98No	化学物質名	大気	水質	底質	廃棄物 最終 処分場
1	2	ポリ塩化ビフェニール類		○		
2	4	ヘキサクロロベンゼン		○	○	
3	5	ペンタクロロフェノール	○	○	○	○
4	6	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸		○		
5	7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸		○		
6	9	アトラジン		○		
7	12	ヘキサクロシクロヘキサン				○
8	13	NAC(カルバリル)		○		
9	14	クロルデン		○	○	
10	15	オキシクロルデン		○	○	
11	16	trans-ノナクロル		○	○	
12	18	DDT		○	○	
13	19	DDEandDDD		○	○	
14	20	ケルセン		○	○	
15	27	マラチオン		○		
16	28	メソミル		○		
17	31	ニトロフェン		○		
18	33	トリブチルスズ		○	○	
19	34	トリフェニルスズ		○	○	
20	35	トリフルラリン		○		
21	36	アルキルフェノール 4-tert-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-tert-ブチルフェノール 4-tert-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール ノニルフェノール	○	○	○	○
22	37	ビスフェノールA	○	○	○	○
23	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	○	○		○
24	39	フタル酸ブチルベンジル	○	○		○
25	40	フタル酸ジ-n-ブチル	○	○		○
26	41	フタル酸ジシクロヘキシル	○	○		○
27	42	フタル酸ジエチル	○	○		○
28	43	ベンゾ(a)ピレン		○	○	○
29	44	2,4-ジクロロフェノール	○	○	○	○
30	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	○	○		
31	46	ベンゾフェノン		○		○
32	47	4-ニトロトルエン		○		○
33	48	オクタクロロスチレン		○		○
34	52	マンゼブ		○		○
35	53	マンネブ		○		○
36	55	メトリブジン		○		
37	56	シベルメトリン		○		
38	57	エスフェンバレレート		○		
39	58	フェンバレレート		○		
40	59	ペルメトリン		○		
41	60	ピンクロゾリン		○		
42	61	ジネブ		○		○
43	62	ジラム		○		○
44	63	フタル酸ジベンチル	○	○		○
45	64	フタル酸ジヘキシル	○	○		○
46	65	フタル酸ジプロピル	○	○		○
47	—	カドミウム		○	○	
48	—	鉛		○	○	
49	—	水銀		○	○	
50	—	17β-エストラジオール		○		
		計	13	49	17	21

39 平成18年度ダイオキシン類一般環境大気調査結果

(大気環境基準値:0.6pg-TEQ/m³)

番号	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (年平均値) (pg-TEQ/m ³)	環境基準 の適否	調査機関	過去の調査結果 (年平均値)
							平成17年度
1	県北	福島市	信夫ヶ丘運動場	0.035	○	福島県	0.023
2	県中	郡山市	開成山公園	0.025	○	郡山市	0.037
3	県南	白河市	白河市立白河第二 小学校	0.026	○	福島県	0.073
4	会津	会津若松市	福島県立葵高等学 校(旧 福島県立会 津女子高等学校)	0.032	○	福島県	0.029
5	南会津	田島町(現 南会津町)	福島県南会津保健 福祉事務所(旧 福 島県田島合同庁舎)	0.011	○	福島県	0.019
6	相双	原町市(現 南相馬 市)	仲町児童センター	0.022	○	福島県	0.070
7	いわき	いわき市	いわき市立平第一小 学校	0.020	○	いわき市	0.025
8	いわき	いわき市	いわき市公害対策セ ンター(現 いわき市 環境監視センター)	0.030	○	いわき市	0.041

大気環境基準値は、年平均値で評価することになっています。

環境保全領域調べ

40 平成18年度ダイオキシン類発生源周辺環境大気調査結果

(大気環境基準値:0.6pg-TEQ/m³)

番号	地域名	調査地点	調査結果 (年平均値) (pg-TEQ/m ³)	環境基準 の適否	調査機関
1	県中	須賀川市梓衝	0.018	○	福島県
		須賀川市梓衝	0.026	○	
		須賀川市小中	0.016	○	
2	県南	白河市双石荒神入	0.052	○	福島県
		白河市双石横峰	0.17	○	
		白河市双石広久保	0.039	○	
3	会津	会津若松市柳原町	0.023	○	福島県
		会津若松市神指町大字南四合	0.036	○	
		会津若松市北会津町二日町	0.027	○	
4	相双	大熊町大字小入野	0.022	○	福島県
		大熊町大字小入野	0.042	○	
		大熊町大字夫沢	0.081	○	
5	いわき	いわき市小川町柴原	0.0084	○	いわき市
		いわき市小川町柴原	0.019	○	
		いわき市小川町柴原	0.010	○	
		いわき市上平	0.010	○	

大気環境基準値は、年平均値で評価することになっています。

環境保全領域調べ

41-1 平成18年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(河川)調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	広瀬川	地蔵川原橋	0.10	○	0.24	○	福島県
2	東根川	阿武隈川合流前(1回目)	0.84	○	0.86	○	福島県
		阿武隈川合流前(2回目)	0.65		2.1	○	
		阿武隈川合流前(3回目)	0.16		0.97	○	
		阿武隈川合流前(4回目)	0.11		0.46	○	
		年平均値	0.44		-	-	
3	濁川	阿武隈川合流前(福島県)	0.27	○	0.76	○	福島県
4	五百川	上関下橋	0.10	○	0.29	○	福島県
5	五百川	阿武隈川合流前	0.14	○	0.67	-	福島県
6	摺上川	幸橋上流(福島市)	0.069	○	0.46	○	福島市
		幸橋上流(福島県)	0.068		0.24	○	福島県
		年平均値	0.069		-	-	
7	松川	松川橋上流(福島市)	0.067	○	0.47	○	福島市
		松川橋上流(福島県)	0.071		0.24	○	福島県
		年平均値	0.069		-	-	
8	八反田川	阿武隈川合流前	0.14	○	0.49	○	福島市
9	祓川	松川合流前	0.068	○	0.48	○	福島市
10	水原川	下藤内橋下流	0.090	○	0.49	○	福島市
11	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	0.14	○	0.24	○	福島県
12	社川	王子橋	0.15	○	0.25	○	福島県
13	逢瀬川	阿武隈川合流前(1回目)	0.44	○	-	-	郡山市
		阿武隈川合流前(2回目)	0.60		2.7	○	
		阿武隈川合流前(3回目)	0.12		-	-	
		阿武隈川合流前(4回目)	0.082		3.1	○	
		年平均値	0.31		-	-	
14	大滝根川	阿武隈川合流前(1回目)	0.087	○	-	-	郡山市
		阿武隈川合流前(2回目)	0.088		1.4	○	
		阿武隈川合流前(3回目)	0.17		-	-	
		阿武隈川合流前(4回目)	0.065		1.6	○	
		年平均値	0.10		-	-	
15	大滝根川	船引橋	0.19	○	0.25	○	福島県
16	夏井川	磁沢橋	0.27	○	0.24	○	福島県
17	阿武隈川	羽太橋	0.070	○	0.24	○	福島県
18	藤野川	社川合流前	0.14	○	0.48	○	福島県
19	谷津田川	阿武隈川合流前	0.080	○	0.30	○	福島県
20	黒川	栃木県境	0.075	○	0.79	○	福島県
21	久慈川	高地原橋	0.27	○	0.25	○	福島県
22	阿賀野川	田島橋	0.072	○	0.27	○	福島県
23	伊南川	青柳橋	0.071	○	0.24	○	福島県
24	伊南川	黒沢橋	0.067	○	0.24	○	福島県
25	阿賀野川	新郷ダム	0.092	○	0.26	○	福島県
26	只見川	西谷橋	0.089	○	0.56	○	福島県
27	只見川	藤橋	0.069	○	3.9	○	福島県
28	田村川	下川原橋	0.18	○	0.27	○	福島県
29	宮川	細工名橋	0.30	○	0.26	○	福島県
30	旧宮川	丈助橋(1回目)	0.77	○	0.50	○	福島県
		丈助橋(2回目)	0.12		0.35	○	
		年平均値	0.45		-	-	
31	濁川	山崎橋	0.12	○	0.24	○	福島県
32	旧湯川	粟ノ宮橋	0.67	○	0.56	○	福島県
33	長瀬川	小金橋	0.075	○	0.24	○	福島県

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
34	小泉川	百間橋	0.32	○	4.4	○	福島県
35	宇多川	百間橋	0.077	○	0.24	○	福島県
36	真野川	真島橋	0.23	○	0.86	○	福島県
37	新田川	蛙川橋	0.12	○	0.32	○	福島県
38	小高川	ハツカラ橋	1.9	×	0.27	○	福島県
		ハツカラ橋(再調査)	0.32		0.087	○	
		年平均値	1.1		-	-	
39	請戸川	請戸橋	0.18	○	0.24	○	福島県
40	高瀬川	慶応橋	0.088	○	0.24	○	福島県
41	木戸川	木戸川橋	0.10	○	0.25	○	福島県
42	浅見川	坊田橋	0.21	○	0.48	○	福島県
42	夏井川	六十枚橋(1回目)	0.19	○	-	-	いわき市
		六十枚橋(2回目)	0.071		0.15	○	
		年平均値	0.13		-	-	
44	大久川	蔭磯橋(1回目)	0.18	○	7.1	○	いわき市
		蔭磯橋(2回目)	0.10		-	-	
		年平均値	0.14		-	-	
45	鮫川	鮫川橋(1回目)	0.19	○	1.9	○	いわき市
		鮫川橋(2回目)	0.15		-	-	
		年平均値	0.17		-	-	
46	藤原川	みなと大橋(1回目)	0.15	○	3.1	○	いわき市
		みなと大橋(2回目)	0.16		-	-	
		年平均値	0.16		-	-	
47	姪田川	姪田橋(1回目)	0.37	○	12	○	いわき市
		姪田橋(2回目)	0.31		-	-	
		年平均値	0.34		-	-	
48	夏井川	山下谷橋(1回目)	0.29	○	0.16	○	いわき市
		山下谷橋(2回目)	0.081		0.16	○	
		年平均値	0.19		-	-	

環境保全領域調べ

41-2 平成18年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(湖沼)調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	猪苗代湖	小石ヶ浜水門	0.072	○	2.1	○	福島県
2	猪苗代湖	安積疎水取水口	0.066	○	0.29	○	福島県

環境保全領域調べ

41-3 平成18年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(海域)調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	松川浦	漁業権区域区3号中央付近	0.51	○	9.8	○	福島県
2	小名浜港	4号埠頭先	0.12	○	5.5	○	いわき市
3	いわき市地先海域	夏井川沖1,500m付近	0.089	○	0.18	○	いわき市
4	常磐海岸海域	鮫川沖2,000m付近	0.10	○	0.77	○	いわき市

環境保全領域調べ

41-4 ダイオキシン類汚染範囲確定調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	小高川	南小高橋	0.12	○	0.12	○	福島県
2	前川	北台木橋	0.091	○	0.91	○	福島県
3	片草川	前川合流前	0.12	○	1.1	○	福島県

環境保全領域調べ

42-1 平成18年度ダイオキシン類地下水調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L)

No.	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	実施主体
1	県北	福島市下飯坂	0.066	○	福島県
2	県北	福島市松川町浅川	0.066	○	福島県
3	県北	二本松市上長折	0.066	○	福島県
4	県北	伊達市梁川町柳田	0.067	○	福島県
5	県北	伊達市保原町大柳	0.066	○	福島県
6	県北	本宮町大字仁井田(現 本宮市仁井田)	0.065	○	福島県
7	県中	郡山市田村町守山	0.061	○	郡山市
8	県中	郡山市喜久田町堀之内	0.074	○	郡山市
9	県中	須賀川市小倉	0.066	○	福島県
10	県中	須賀川市和田道	0.065	○	福島県
11	県中	田村市船引町芦沢	0.065	○	福島県
12	県中	田村市船引町大倉	0.065	○	福島県
13	県中	三春町大字七草木	0.065	○	福島県
14	県南	矢祭町大字東舘	0.065	○	福島県
15	県南	塙町大字山形	0.065	○	福島県
16	県南	鮫川村大字赤坂西野	0.065	○	福島県
17	会津	会津若松市神指町大字高久	0.065	○	福島県
18	会津	喜多方市山都町木幡	0.065	○	福島県
19	会津	会津坂下町大字青木	0.065	○	福島県
20	会津	会津坂下町大字開津	0.065	○	福島県
21	会津	会津美里町雀林	0.065	○	福島県
22	会津	金山町大字玉梨	0.065	○	福島県
23	南会津	下郷町大字塩生	0.065	○	福島県
24	相双	南相馬市原町区東町	0.066	○	福島県
25	相双	南相馬市小高区蛭沢	0.065	○	福島県
26	相双	相馬市蒲庭 (年平均値)	4.1	×	福島県
			0.32		
			2.2		
27	相双	浪江町藤橋	0.066	○	福島県
28	いわき	いわき市永崎	0.078	○	いわき市
29	いわき	いわき市常磐藤原町	0.078	○	いわき市
30	いわき	いわき市錦町	0.078	○	いわき市
31	いわき	いわき市三和町下三坂	0.078	○	いわき市

※調査結果は、年平均値で評価する。

環境保全領域調べ

42-2 ダイオキシン類汚染井戸周辺地区調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L)

No.	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	実施主体
1	相双	相馬市蒲庭	0.14	○	福島県
2	相双	相馬市蒲庭	0.054	○	福島県
3	相双	相馬市蒲庭	0.062	○	福島県

環境保全領域調べ

43 平成18年度ダイオキシン類一般環境土壌調査結果

(土壌環境基準値:1,000pg-TEQ/g)

No.	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境 基準の 適否	調査機関	No.	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境 基準の 適否	調査機関
1	県北	福島市鎌田	1.4	○	福島県	28	県中	田村市常葉町西向	0.042	○	福島県
2	県北	二本松市渋川	4.9	○	福島県	29	県中	田村市船引町石森	0.0047	○	福島県
3	県北	二本松市小浜	0.0013	○	福島県	30	県中	鏡石町本町	0.025	○	福島県
4	県北	伊達市一本松	0.028	○	福島県	31	県中	天栄村大字上松本	0.022	○	福島県
5	県北	伊達市梁川町東大枝	2.8	○	福島県	32	県中	石川町大字中田	0.00050	○	福島県
6	県北	伊達市保原町大柳	0.017	○	福島県	33	県中	玉川村大字南須釜	0.17	○	福島県
7	県北	伊達市月館町月館	0.015	○	福島県	34	県中	平田村大字上蓬田	0.0033	○	福島県
8	県北	伊達市霊山町上小国	0.00084	○	福島県	35	県中	浅川町大字浅川	0.0010	○	福島県
9	県北	桑折町字桑島三	0.69	○	福島県	36	県中	古殿町大字竹貫	0.0011	○	福島県
10	県北	国見町大字貝田	0.054	○	福島県	37	県中	三春町八島台	13	○	福島県
11	県北	川俣町字五百田	0.011	○	福島県	38	県中	小野町大字小野新町	0.020	○	福島県
12	県北	飯野町大字青木	0.0014	○	福島県	39	県南	矢吹町矢吹町善郷内	0.0014	○	福島県
13	県北	大玉村玉井	0.022	○	福島県	40	県南	中島村大字河原田	0.28	○	福島県
14	県北	本宮町大字荒井(現 本宮市荒井)	0.071	○	福島県	41	県南	白河市東下野出島	0.00050	○	福島県
15	県北	白沢村(現 本宮市)白岩	0.023	○	福島県	42	県南	白河市妻郷番沢	0.056	○	福島県
16	県中	郡山市桑野	0.060	○	郡山市	43	県南	棚倉町大字棚倉	0.72	○	福島県
17	県中	郡山市八山田	0.42	○	郡山市	44	県南	西郷村大字小田倉	0.10	○	福島県
18	県中	郡山市大槻町	0.0020	○	郡山市	45	県南	白河市大信下新城	0.045	○	福島県
19	県中	郡山市喜久田町堀之内	0.45	○	郡山市	46	県南	泉崎村大字泉崎	0.00096	○	福島県
20	県中	郡山市富久山町八山田	0.015	○	郡山市	47	県南	矢祭町大字東館	4.1	○	福島県
21	県中	郡山市日和田町	0.19	○	郡山市	48	県南	塙町大字竹之内	0.36	○	福島県
22	県中	郡山市西田町三町目	0.020	○	郡山市	49	県南	鮫川村大字渡瀬	0.089	○	福島県
23	県中	須賀川市梓衝	1.3	○	福島県	50	会津	会津若松市城前	3.9	○	福島県
24	県中	須賀川市畑田	0.38	○	福島県	51	会津	会津若松市河東町南高野	1.4	○	福島県
25	県中	田村市滝根町管谷	0.027	○	福島県	52	会津	会津若松市真宮新町	0.064	○	福島県
26	県中	田村市大越町牧野	0.0020	○	福島県	53	会津	喜多方市熱塩加納町宮川	0.23	○	福島県
27	県中	田村市都路町岩井沢	0.062	○	福島県	54	会津	喜多方市塩川町	0.27	○	福島県

No.	地域名	調査地点	調査結果 (pg- TEQ/g)	環境 基準の 適否	調査機関	No.	地域名	調査地点	調査結果 (pg- TEQ/g)	環境 基準の 適否	調査機関
55	会津	喜多方市山都町朝倉	0.57	○	福島県	77	相双	南相馬市小高区吉名	0.80	○	福島県
56	会津	喜多方市高郷町上郷	0.087	○	福島県	78	相双	相馬市新沼	0.36	○	福島県
57	会津	北塩原村大字大塩	3.9	○	福島県	79	相双	広野町大字下浅見川	0.0085	○	福島県
58	会津	西会津町野沢	0.15	○	福島県	80	相双	楢葉町大字北田	0.029	○	福島県
59	会津	磐梯町大字大谷	0.00083	○	福島県	81	相双	富岡町大字小浜	0.16	○	福島県
60	会津	猪苗代町大字蚕養	0.035	○	福島県	82	相双	川内村大字下川内	0.014	○	福島県
61	会津	会津坂下町大字福原	0.22	○	福島県	83	相双	大熊町大字下野上	0.021	○	福島県
62	会津	湯川村大字堂畑	0.00080	○	福島県	84	相双	双葉町大字新山	0.0011	○	福島県
63	会津	柳津町大字郷戸	0.042	○	福島県	85	相双	浪江町大字下津島	0.13	○	福島県
64	会津	会津美里町富川	0.067	○	福島県	86	相双	葛尾村大字落合	0.00050	○	福島県
65	会津	会津美里町川原甲	0.16	○	福島県	87	相双	新地町小川	0.038	○	福島県
66	会津	会津美里町鶴野辺	0.43	○	福島県	88	相双	飯館村草野	6.4	○	福島県
67	会津	三島町大字滝谷	0.030	○	福島県	89	いわき	いわき市平下平窪	0.018	○	いわき市
68	会津	金山町大字山入	0.020	○	福島県	90	いわき	いわき市平下荒川	0.037	○	いわき市
69	会津	昭和村大字小野川	0.085	○	福島県	91	いわき	いわき市小名浜住吉	0.16	○	いわき市
70	南会津	南会津町高野	0.11	○	福島県	92	いわき	いわき市小名浜	0.35	○	いわき市
71	南会津	南会津町湯ノ花	0.087	○	福島県	93	いわき	いわき市小浜町	0.16	○	いわき市
72	南会津	南会津町古町	0.070	○	福島県	94	いわき	いわき市常磐上湯長谷町	0.010	○	いわき市
73	南会津	南会津町山口	0.12	○	福島県	95	いわき	いわき市田人町黒田	0.0061	○	いわき市
74	南会津	檜枝岐村字見通	0.27	○	福島県	96	いわき	いわき市川前町下桶売	0.0016	○	いわき市
75	南会津	只見町大字亀岡	0.55	○	福島県	97	いわき	いわき市久之浜町久之浜	0.012	○	いわき市
76	相双	南相馬市鹿島区浮田	0.39	○	福島県	環境保全領域調べ					

44-1 平成18年度ダイオキシン類発生源周辺土壌調査結果

(土壌環境基準値:1,000pg-TEQ/g)

番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	県中	郡山市逢瀬町河内	3.7	○	郡山市
2	県中	郡山市熱海町高玉	18	○	郡山市
3	県南	白河市新夏梨	0.14	○	福島県
		白河市亀石	9.5	○	福島県
		白河市夏梨前	4.2	○	福島県
		白河市夏梨前	1.3	○	福島県
		白河市三ツ峯	6.4	○	福島県
		白河市新夏梨	0.18	○	福島県
		白河市三ツ峯	24	○	福島県
		白河市白坂新五器洗	14	○	福島県
		白河市亀石	2.1	○	福島県
4	会津	柳津町大字藤	12	○	福島県
		柳津町大字藤	9.7	○	福島県
		柳津町大字藤	32	○	福島県
		柳津町大字小椿	0.89	○	福島県
		柳津町大字藤	10	○	福島県
		柳津町大字小椿	1.4	○	福島県
		柳津町大字藤	1.5	○	福島県
		柳津町大字小椿	1.5	○	福島県
		柳津町大字藤	14	○	福島県
5	いわき	いわき市小川町柴原	0.065	○	いわき市
		いわき市小川町柴原	0.48	○	いわき市
		いわき市小川町柴原	1.8	○	いわき市
		いわき市小川町上平	0.59	○	いわき市

環境保全領域調べ

44-2 平成18年度ダイオキシン類土壤汚染範囲確定調査調査結果

(土壤環境基準値：1,000 pg-TEQ/g)

番号	地域名	調査地点	調査の種類(※1)	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準の 適否	調査機関	
1	相双	双葉郡大熊町大字小入野	表層土壤調査	660	○	福島県	
2			深度別調査	0~5	2,000		×
				20~25	0.094		
				50~55	0		
3			表層土壤調査	380	○		
4			表層土壤調査	760	○		
5			表層土壤調査	2,000	×		
6			深度別調査	0~5	4,800		×
				5~10	150		
7			表層土壤調査	59	○		
8			深度別調査	30~40	3.6		○
				40~50	4.7		○
9			深度別調査	5~10	4,200		×
				10~15	1,900		
				15~20	1,500		
				50~55	3.3		
				100~105	0.14		
10			深度別調査	5~10	14,000		×
				40~50	0.46		
				50~60	0.27		
11			深度別調査	40~50	18		○
				50~60	18		
12			深度別調査	20~25	2,000		×
				25~30	3,000		
	50~55	140					
	100~105	4.2					
13	深度別調査	5~10	600	○			
		10~15	42				
		15~20	33				
14	深度別調査	5~10	47	○			
		10~15	4.1				
		15~20	2.0				
15	深度別調査	50~55	3,100	×			
		100~105	2,700				
		160~170	2,900				
		245~255	3,000				
		310~320	4,000				
16	深度別調査	5~10	390	○			
		10~15	95				
		15~20	770				
17	深度別調査	40~50	3.1	○			
		50~60	0.50				
18	表層土壤調査	3,300	×				
19	表層土壤調査	2,700	×				
20	表層土壤調査	2,500	×				
21	表層土壤調査	730	○				
22	表層土壤調査	24	○				
23	表層土壤調査	37	○				
24	表層土壤調査	0	○				

環境保全領域調べ

※1 表層土壤調査とは、地表から地表下5cmまでの土壤の調査を示し、深度別調査とは、地表から深度方向に5cm間隔で地表下20cmまでの土壤を採取する調査を示す。

44-3 平成18年度ダイオキシン類発生源周辺環境調査結果

(水質環境基準値：1 pg-TEQ/L、底質環境基準値：150 pg-TEQ/g)

番号	地域	市町村名	調査地点	公共用水域等	媒体	調査結果 (pg-TEQ/L 又は、pg- TEQ/g)	環境基準 の適否 (水質)	調査機関
1	相双	大熊町	大字小入野	工業団地排水路	水質	0.41	○	福島県
2					水質	5.2	×	
3					水質	0.81	○	
4					底質	69	○	
5	県北	福島市	小田	濁川支川	水質	0.067	○	
6					水質	0.12	○	
7					底質	2.5	○	
8					底質	4.5	○	
9					水質(地下水)	0.085	○	
10					水質(地下水)	0.079	○	

環境保全領域調べ

45 平成18年度ダイオキシン類指標生物(水生生物)調査結果

No.	水域名	調査地点名	水生生物	調査結果 (pg-TEQ/ g-wet)	調査機関
1	阿武隈川	徳江大橋下流付近	コイ	0.37	福島県
2	阿武隈川	蓬萊橋付近	コイ	1.9	福島県
3	阿賀野川	新郷ダム付近	ウグイ	0.91	福島県
4	松川浦	浦の出入口付近	ムラサキガイ	0.25	福島県
5	小名浜港	2号埠頭先	ムラサキガイ	1.1	福島県

環境保全領域調べ

〔平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果(環境省)〕(水生生物:0.032~33pg-TEQ/g-wet)

46 平成18年度ダイオキシン類処分場周辺調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	調査地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg- TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	一号堰堤側沢	—	0.12	○	0.22	○	福島県
2	下流の沢	夏井川合流前	0.19	○	8.5	○	
3	最下流の沢	夏井川合流前	0.47	○	2.1	○	

環境保全領域調べ

47 平成18年度ダイオキシン類煙道排ガス調査結果

No.	事業場名称 (調査対象施設名)	施設の種類	所在地	調査結果 (pg-TEQ/m ³ N)	適用される 基準値※	適否	調査機関
1	日進クリーン立子山処理場	5.廃棄物焼却炉	福島市	0.38	5	○	福島県
2	(株)田村工務店	5.廃棄物焼却炉	郡山市	0.094	5	○	郡山市
3	(株)福島県食肉流通センター	5.廃棄物焼却炉	郡山市	0.13	5	○	郡山市
4	あだたら環境共生センター	5.廃棄物焼却炉	二本松市	0.017	5	○	福島県
5	田村東部環境センター	5.廃棄物焼却炉	田村市	0.35	10	○	福島県
6	(株)秋山建材再生プラント	5.廃棄物焼却炉	白河市	0.014	5	○	福島県
7	ユニ・チャームプロダクツ(株)福島工場	5.廃棄物焼却炉	棚倉町	0.0000020	5	○	福島県
8	日曹金属化学(株)会津工場	5.廃棄物焼却炉	磐梯町	0.029	5	○	福島県
9	(株)あいづダストセンター	5.廃棄物焼却炉	柳津町	0.12	5	○	福島県
10	金井建設工業(株)	5.廃棄物焼却炉	南会津町	0.94	10	○	福島県
11	丸三製紙(株)	(2)ボイラー	南相馬市	0.0023	0.1 ※2	○	福島県
12	エヌ・イー大熊(株)	(2)ボイラー	大熊町	4.5	10 ※2	○	福島県
13	日化新菱(株)	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.031	1	○	いわき市
14	(有)たいら貨物	5.廃棄物焼却炉	いわき市	9.9	10	○	いわき市

環境保全領域調べ

※1「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

※2「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づくばい煙排出基準

48 平成18年度ダイオキシン類廃棄物焼却炉等放流水調査結果

番号	事業場名称	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※	適否	調査機関	備考
1	(株)東関東ダブル・ジー・ヤマギシ	福島市	17	10	×	福島県	
2	郡山市富久山清掃センター	郡山市	0.028	10	○	郡山市	
3	日本化学工業(株)福島第二工場	三春町	0.0089	10	○	福島県	
4	住友ゴム工業(株)白河工場	白河市	0.0012	10	○	福島県	
5	日曹金属化学(株)会津工場	磐梯町	4.3	10	○	福島県	
6	(株)あいづダストセンター	柳津町	0.019	10	○	福島県	
7	(株)ADEKA相馬工場	相馬市	0.00034	10	○	福島県	
8	三和化学工業(株)原町工場	南相馬市	1.1	10	○	福島県	最終放流口
			0.30	—	—	福島県	排水処理施設排水
9	富士フィルムファインケミカルズ(株)	広野町	0.090	10	○	福島県	
10	(株)クレハいわき工場	いわき市	2.0	10	○	いわき市	
11	東邦亜鉛(株)小名浜製錬所(リサイクル課)	いわき市	0.12	10	○	いわき市	
12	小名浜製錬(株)小名浜製錬所	いわき市	0.018	10	○	いわき市	

環境保全領域調べ

※「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

49-1 平成18年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場(周縁地下水)調査結果

番号	施設名	所在地	調査媒体	調査結果 (pg-TEQ/l)	環境基準 値※	適否	調査機関
1	小野ウェストパーク	小野町	周縁地下水	0.0003	1	○	福島県

環境保全領域調べ

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質環境基準

49-2 平成18年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場(放流水)調査結果

番号	施設名	所在地	調査媒体	調査結果 (pg-TEQ/l)	適用される 基準値※	適否	調査機関
1	小野ウェストパーク	小野町	放流水	0.000064	10	○	福島県
2	いわき市クリーンピーの森	いわき市	放流水	0	10	○	いわき市

環境保全領域調べ

※「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

50 平成18年度ダイオキシン類産業廃棄物最終処分場(放流水等)調査結果

番号	設置者(施設名)	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※	適否	調査機関
1	(株)商報舎(第1、第2)	二本松市	管理型	放流水	0.00019	10	○	福島県
2	(株)クリーンテック	福島市	管理型	放流水	0.21	10	○	福島県
3	福島製鋼(株)(松川処分場)	福島市	管理型	放流水	0.059	10	○	福島県
4	福島製鋼(株)(立子山処分場)	福島市	管理型	放流水	0.22	10	○	福島県
5	富岡興業(株)	川俣町	管理型	処理水	0.35	—	—	福島県
6	(株)東北エス・イー・ティー	小野町	管理型	放流水	0.089	10	○	福島県
7	東北ポール(株)	白河市	管理型	放流水	0.054	10	○	福島県
8	(株)あいづダストセンター(旧処分場)	柳津町	管理型	処理水	6.4	—	—	福島県
9	(株)あいづダストセンター(新処分場)	柳津町	管理型	処理水	0.53	—	—	福島県
10	丸三製紙(株)	南相馬市	管理型	放流水	0.23	10	○	福島県
11	(株)緑生(第1)	飯舘村	管理型	放流水	0.0055	10	○	福島県
12	(株)双葉産業廃棄物処理公社(クリーンセンターふたば)	大熊町	管理型	放流水	0.00015	10	○	福島県
13	東京電力(株)福島第1原子力発電所	大熊町	管理型	放流水	0.012	10	○	福島県
14	相馬市(産業廃棄物最終処分場)	相馬市	管理型	放流水	0.00018	10	○	福島県
15	加藤建材工業(株)	南相馬市	安定型	場外排水	0.14	—	—	福島県
16	(株)フクシマエコテック	富岡町	管理型	放流水	0.0033	10	○	福島県
17	(財)福島県いわき処分場保全センター	いわき市	管理型	放流水	0.00089	10	○	いわき市
18	(株)クレハ 広町・桜町処分場	いわき市	管理型	放流水	0.0074	10	○	いわき市
19	三山クリーン(株) 兔沢・大端地内	いわき市	管理型	放流水	0.00046	10	○	いわき市
20	ひめゆり総業(株) 町田・平太郎処分場	いわき市	管理型	放流水	0	10	○	いわき市

環境保全領域調べ

※「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

51-1 平成18年度環境ホルモン一般廃棄物最終処分場(放流水等)調査結果

【単位:µg/l】

No.	SP No.	施設名	試験区分	化学物質名	調査年月日	福島市 金沢最終 埋立処分場	安達地方 広城行政 組合安達 埋立処分場	須賀川市 旧岩瀬村 梅田 ごみ集積所	田村市 旧常葉町 最終処分場	田村市 旧滝根町 最終処分場	田村市 旧大蔵町 最終処分場	浅川町 危険物捨場	古殿町 廃棄物 処分場	石川地方 生活環境 施設組合 焼却灰捨場	矢祭町 東山不燃物 投棄場	東白衛生 組合塩沢 一般廃棄物 最終処分場	双葉地方 広城市町村圏 組合北部 埋立処分場
1	5	ペンタクロロフェノール				7.7	7.2	6.7	7.2	8.1	7.6	6.7	7.3	6.6	6.6	7.3	7.0
2	12	α-ヘキサクロロシクロヘキサン				<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
		β-ヘキサクロロシクロヘキサン				<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
		γ-ヘキサクロロシクロヘキサン				<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
		δ-ヘキサクロロシクロヘキサン				<0.025	0.027	0.027	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
3	36	アルキルフェノール				<0.01	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-tertブチルフェノール				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-n-ペンチルフェノール				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-n-ヘキシルフェノール				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-n-ヘプタシルフェノール				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-t-オクタシルフェノール				<0.01	<0.01	0.08	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-n-オクタシルフェノール				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		ノニルフェノール				<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
4	37	ビスフェノールA				<0.01	<0.01	0.91	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.05	0.02	<0.01	<0.01	<0.01
5	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル				<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
6	39	フタル酸ブチルベンジル				<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
7	40	フタル酸ジ-n-ブチル				<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
8	41	フタル酸ジシクロヘキシル				<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
9	42	フタル酸ジエチル				<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
10	43	ベンゾ(a)ピレン				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
11	44	2,4-ジクロロフェノール				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
12	46	ベンゾフェノン				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
13	47	4-ニトロトルエン				<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
14	48	オクタクロロスチレン				<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
15	52	マンゼブ				<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	欠測
	53	マンネブ															
	61	ジネブ															
16	62	ジラム				<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	欠測
17	63	フタル酸ジベンチル				<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
18	64	フタル酸ジヘキシル				<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
19	65	フタル酸ジプロピル				<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

マンゼブ、マンネブ、ジネブは、これらを含む類似化合物に由来する誘導体の含量をマンゼブに換算した測定値です。
ジラムはジラムを含む類似化合物に由来する誘導体の含量をジラムに換算した測定値です。

(注) 下線は検出されたことを示しています。

備考

51-2 平成18年度環境ホルモンの産廃廃棄物最終処分場(放流水等)調査結果

【単位: $\mu\text{g}/\text{l}$ 】

No.	SP 98 No.	施設名 (種類)	A社 (管理)	B社 (安定)	C社 (安定)	D社 (安定)	E社 (管理)	F社 (管理)	G社 (管理)	H社 (管理)	I社 (管理)	J社 (安定)	
													試料区分
—	—	化学物質名	H18.9.28	H18.9.26	H18.10.4	H18.10.11	H18.10.18	H18.9.27	H18.10.12	H18.10.12	H18.10.5	H18.10.5	
—	—	pH	7.2	8.1	7.5	6.5	7.4	7.3	7.3	7.2	7.4	7.2	
1	5	ペンタクロロブエノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	
2	12	ヘキサクロロシクロヘキサン α -ヘキサクロロシクロヘキサン β -ヘキサクロロシクロヘキサン γ -ヘキサクロロシクロヘキサン δ -ヘキサクロロシクロヘキサン	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	
3	36	アルキルブエノール 4- <i>t</i> -ブチルブエノール 4- <i>n</i> -ペンチルブエノール 4- <i>n</i> -ヘキシルブエノール 4- <i>n</i> -ヘプチルブエノール 4- <i>n</i> -オクチルブエノール 4- <i>n</i> -ノニルブエノール	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	0.24 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.28 < 0.01 1.1	53 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.17 < 0.01 0.8	0.99 < 0.01 < 0.01 < 0.01 5.1 < 0.01 9.0	1.0 < 0.01 < 0.01 < 0.01 3.9 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	2.9 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 2.4 < 0.01 1.4	120 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.28 < 0.01 0.9
4	37	ビスブエノールA	0.14	10	1,200	990	0.18	< 0.01	< 0.01	< 0.01	58	2,800	
5	38	フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチルヘキシル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
6	39	フタル酸ブチルベンジル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
7	40	フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
8	41	フタル酸ジシクロヘキシル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
9	42	フタル酸ジエチル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
10	43	ベンゾ(a)ピレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	
11	44	2,4-ジクロロブエノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	
12	46	ペンゾフェノン	< 0.01	0.06	0.13	0.04	0.26	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.44	0.91	
13	47	4-ニトロトルエン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	
14	48	オクタクロロスチレン	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	
15	52	マンゼブ	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
16	62	マンネブ	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
17	63	ジラム	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
18	64	フタル酸ジベンチル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
19	65	フタル酸ジヘキシル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
19	65	フタル酸ジプロピル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	
備考													

マンゼブ、マンネブ、ジラムは、これらを含む類似化合物に由来する誘導体の含量をマンゼブに換算した測定値です。
ジラムはジラムを含む類似化合物に由来する誘導体の含量をジラムに換算した測定値です。

(注) 下線は検出されたことを示しています。

52 平成18年度ダイオキシン類排出ガス自主測定実施状況

自治体名	報告対象施設	報告施設	未報告施設	基準超過
福島県(除中核市)	160	157	3	0
郡山市 ^{※1}	17	17	0	0
いわき市 ^{※1}	37	34	3	0
合計	214	208	6	0

環境保全領域調べ

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

53 平成18年度ダイオキシン類排水自主測定実施状況

自治体名	報告対象工場・事業場	報告工場・事業場	未報告工場・事業場	基準超過
福島県(除中核市)	11	11	0	0
郡山市 ^{※1}	3	3	0	0
いわき市 ^{※1}	9	9	0	0
合計	23	23	0	0

環境保全領域調べ

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

54 平成18年度ダイオキシン類ばいじん及び燃え殻等自主測定実施状況

測定媒体	自治体名	報告対象施設	報告施設	未報告施設	処理基準超過 ^{※1}
ばいじん	福島県(除中核市)	104	99	5	0
	郡山市 ^{※1}	10	10	0	1
	いわき市 ^{※1}	20	20	0	0
	合計	134	129	5	1
燃え殻等	福島県(除中核市)	126	123	3	0
	郡山市 ^{※1}	16	16	0	0
	いわき市 ^{※1}	25	22	3	0
	合計	167	161	6	0

環境保全領域調べ

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

大気関係

55 大気汚染に係る環境基準の概要

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント	昭和48.5.8環境庁告示第25号 昭和48.6.12環境庁大気保全局長通知
二酸化窒素	昭和53.7.11環境庁告示第38号 昭和53.7.17環境庁大気保全局長通知
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成9.2.4環境庁告示第4号 平成9.2.12環境庁大気保全局長通知
ジクロロメタン	平成13.4.20環境省告示第30号

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値(1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値)が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		

- (注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいいます。
 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について、適用しません。

56 大気監視測定局一覧

(1) 一般環境大気測定局

(平成19年3月31日現在)

市町村名	No.	測定局設置場所	用途地域	二氧化硫	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射線	テレメータ化	備考
福島市	1	南町 市立福島第一中学校	住	○	○	○	○			○	○				55	県
	2	森合 市立森合小学校	住	○	○	○	○		○	○	○	○			55	県
	3	古川 市立福島第三中学校	住	○		○	○			○	○				55	県
二本松市	4	二本松 福島県二本松合同庁舎	住				○			○	○				13	県
郡山市	5	芳賀 芳賀公民館	住	○		○	○			○	○				53	郡山市
	6	朝日 郡山市公害対策センター3階	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	53	郡山市
	7	堤下 市立橋小学校	住	○		○	○			○	○				53	郡山市
	8	日和田 市立日和田小学校	住	○		○	○			○	○				53	郡山市
	9	富久山 市立行健小学校	住	○		○	○			○	○				55	郡山市
	10	安積 檜下公園	住	○		○	○			○	○				55	郡山市
須賀川市	11	須賀川 須賀川市役所脇	住	○	○	○	○		○	○	○	○			54	県
矢吹町	12	矢吹 矢吹町役場	住				○			○	○				13	県
白河市	13	白河 市立第二小学校	住	○	○	○	○		○	○	○	○			54	県
磐梯町	14	大寺六区 磐梯字山の神 私有地	未	○						○					元	県
会津若松市	15	会津若松 県立葵高等学校	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	3	県
新地町	16	新地1 町立尚英中学校脇	未	○	○	○	○			○	○				4	県
	17	新地2 北狼沢上水道調整池	未	○	○					○	○				4	県
相馬市	18	相馬1 高池前公園	住	○	○	○	○			○	○				4	県
	19	相馬2 市立日立木小学校	未	○	○					○	○				4	県
南相馬市	20	鹿島寺内 町立鹿島中学校	未	○	○					○	○				4	県
	21	原町1 仲町児童センター	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	5	県
	22	原町2 矢川原配水池脇	未	○	○					○	○				5	県
	23	小高 東町遊園地	住	○	○	○	○			○	○				5	県
飯館村	24	飯館 旧草野中学校	他	○	○	○	○			○	○				5	県
浪江町	25	浪江 町立浪江中学校	住	○	○					○	○				55	県
双葉町	26	双葉 町立双葉南小学校	住	○						○	△				55	県
大熊町	27	大熊 町立大熊中学校	未	○	○	○	○			○	○				55	県
富岡町	28	富岡 町立富岡第二中学校	住	○	○	○	○			○	○				55	県
楡葉町	29	楡葉 町立楡葉南小学校	未	○	○	○	○		○	○	○	○			55	県
広野町	30	広野1 役場裏 町有地	未	○	○	○	○			○	○				55	県
	31	広野2 小滝平浄水場	未	○	○					○	○				55	県
川内村	32	川内 川内村コミュニティセンター	他	○	○	○	○		○	○	○				元	県
いわき市	33	大高 勿来町大高字坂ノ上 私有地	未	○						○					47	いわき市
	34	上中田 勿来授産所	準工	○		○	○			○	○				47	いわき市
	35	花ノ井 錦町字鬼越下 私有地	住	○	○					○	○				47	いわき市
	36	金山 金山公園	未	○						○					48	いわき市
	37	田部 渡辺公民館	未	○						○					47	いわき市
	38	下川 下川公民館	準工	○						○					47	いわき市
	39	滝尻 泉町滝尻字高見坪 私有地	住	○	○	○	○			○					47	いわき市
	40	愛宕下 市立小名浜第二小学校	住	○	○	○	○			○	○				47	いわき市
	41	大原 いわき市公害対策センター	住	○	○	○	○			○	○	○		○	47	いわき市
	42	南富岡 いわき市中部浄化センター	工専	○						○					47	いわき市
	43	鹿島 市立鹿島小学校	住	○		○	○			○					47	いわき市
	44	中原 小名浜字中原 私有地	工	○						○					49	いわき市
	45	西郷 磐崎公民館	住	○	○	○	○			○	○				63	いわき市
	46	揚土 市立平第一小学校	住	○	○	○	○			○	○				51	いわき市
	47	高坂 市営桜井団地	住	○		○	○			○					52	いわき市
	48	下神谷 県農業試験場いわき支場	未	○		○	○			○	○	○			55	いわき市

(注) 1 「温度・湿度」の欄の△は「温度」のみ測定している測定局です。 環境保全領域調べ
 2 「テレメータ化」の欄の数字はテレメータ化された年です。
 3 「備考」の欄は測定担当機関です。

(2) 自動車排出ガス測定局

(平成19年3月31日現在)

市町村名	No.	測定局	設置場所	用途 地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	二酸化炭素	ベンゼン・トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	水銀	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射線	テレメータ化	備考	
福島市	1	天神	福島市消防署3階屋上	商	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	54	福島市
郡山市	2	台新	台新公園	住	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	郡山市
いわき市	3	平	平市民運動場	商	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	いわき市

(注) 1 「テレメータ化」の欄の数字はテレメータ化された年です。
2 「備考」の欄は測定担当機関です。

環境保全領域調べ

(3) 環境大気測定車

(平成19年3月31日現在)

所	管	名称	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	二酸化炭素	ベンゼン・トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	水銀	風向・風速	温度・湿度	携帯電話によるデータの監視
環境センター		環境大気測定車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

環境保全領域調べ

57 発生源測定局一覧

(平成19年3月31日現在)

市町村名	測定局	設置場所	煙道数	測定項目									
				二酸化硫黄	窒素酸化物	酸素	燃料使用量	排ガス温度	排ガス量	発電量			
新地町	相馬共火	相馬共同火力発電所(新地発電所)	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南相馬市	原町火発	東北電力(原町火力発電所)	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広野町	広野火発	東京電力(広野火力発電所)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
いわき市	日本製紙	日本製紙(勿来工場)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	クレハ	クレハ(いわき工場)	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	共同火力	常磐共同火力(勿来発電所)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	堺化学	堺化学(小名浜事業所)	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	サミット小名浜エスパワー	サミット小名浜エスパワー(小名浜発電所)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小名浜製錬	小名浜製錬(小名浜製錬所)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日本化成	日本化成	日本化成(小名浜工場内(発電所))	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			日本化成(小名浜工場内(硝酸工場))	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			日本化成(小名浜工場内(カーボン工場))	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	東邦亜鉛	東邦亜鉛(小名浜製錬所)	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
有機合成	有機合成(有機合成薬品工業(常磐工場))	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
いわき大王製紙	いわき大王製紙	(1号ボイラー)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		(1, 2号焼却炉)	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

環境保全領域調べ

(注) 1 広野火力においては、大気温度、風向、風速は地上、上空78.8m及び180mの地点で、また、
2 いわき大王製紙の1, 2号焼却炉では、上記のほか、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度も測定

58 環境基準の達成状況の推移

測定項目等		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
二酸化硫黄	測定局数	44	44	44	46	46	46	46	46	46	46	46
	達成局数	44	44	44	46	46	45	46	46	46	46	46
	達成率(%)	100	100	100	100	100	98	100	100	100	100	100
二酸化窒素	測定局数	31	32	32	34	34	34	34	34	33	33	34
	達成局数	31	32	32	34	34	34	34	34	33	33	34
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	測定局数	30	30	30	32	31	34	34	34	34	34	34
	達成局数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	達成率(%)	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
一酸化炭素	測定局数	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成局数	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	測定局数	25	27	27	29	29	30	31	30	31	31	31
	達成局数	21	24	27	28	28	29	20	28	31	29	31
	達成率(%)	84	89	100	97	97	97	65	93	100	94	100

(注) 1 測定局とは、年間の測定時間が6,000時間以上の有効測定局数をいいます。(光化学オキシダントを除く)
 2 平成11年度から川内局及び飯館局を含みます。
 3 南富岡局は環境基準の適用除外局のため、計上していません。

59 二酸化硫黄濃度の測定結果(平成18年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間最高値 (ppm)	日2時間平均除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	環境基準の長期的評価の値 (適○・不適×)	環境基準の短期的評価の値 (適○・不適×)
							時間	(%)	日	(%)						
福島市	南町	100	住	363	8723	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.006	○	0	○	○
	森合	100	住	304	7360	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.005	○	0	○	○
	古川	100	住	281	6795	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.003	○	0	○	○
郡山市	芳賀	16	住	358	8618	0.002	0	0.0	0	0.0	0.019	0.005	○	0	○	○
	朝日	16	住	360	8683	0.001	0	0.0	0	0.0	0.030	0.004	○	0	○	○
	堤下	16	住	364	8703	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.003	○	0	○	○
	日和田	16	住	365	8722	0.002	0	0.0	0	0.0	0.020	0.005	○	0	○	○
	富久山	16	住	362	8685	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.003	○	0	○	○
	安積	16	住	362	8686	0.001	0	0.0	0	0.0	0.033	0.004	○	0	○	○
須賀川市	須賀川	100	住	361	8704	0.003	0	0.0	0	0.0	0.027	0.006	○	0	○	○
白河市	白河	100	住	362	8654	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.003	○	0	○	○
磐梯町	大寺六区	100	未	365	8725	0.003	0	0.0	0	0.0	0.014	0.006	○	0	○	○
会津若松市	会津若松	100	住	365	8722	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.006	○	0	○	○
新地町	新地1	100	未	362	8686	0.000	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002	○	0	○	○
	新地2	100	未	363	8710	0.000	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	○	0	○	○
相馬市	相馬1	100	住	356	8556	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0	○	○
	相馬2	100	未	363	8702	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0	○	○

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1 最高値 (ppm)	日2 平均除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	環長 境期 基的 準評 の 価 (適○・不適×)	環短 境期 基的 準評 の 価 (適○・不適×)
							(時間)	(%)	(日)	(%)						
南相馬市	鹿島寺内	100	未	362	8689	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0	○	○
	原町1	100	住	362	8691	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.003	○	0	○	○
	原町2	100	未	362	8598	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	0	○	○
	小高	100	住	362	8689	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0	○	○
飯館村	飯館	100	他	337	8177	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.004	○	0	○	○
浪江町	浪江	100	住	364	8716	0.000	0	0	0	0	0.013	0.002	○	0	○	○
双葉町	双葉	100	住	361	8685	0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	0	○	○
大熊町	大熊	100	未	364	8720	0.000	0	0	0	0	0.014	0.002	○	0	○	○
富岡町	富岡	100	住	361	8687	0.001	0	0	0	0	0.019	0.002	○	0	○	○
楢葉町	楢葉	100	未	363	8714	0.001	0	0	0	0	0.019	0.002	○	0	○	○
広野町	広野1	100	未	362	8687	0.002	0	0	0	0	0.013	0.004	○	0	○	○
	広野2	100	未	363	8704	0.001	0	0	0	0	0.037	0.002	○	0	○	○
川内村	川内	100	他	362	8695	0.000	0	0	0	0	0.011	0.002	○	0	○	○
いわき市	大高	17	未	365	8744	0.003	0	0	0	0	0.035	0.007	○	0	○	○
	上中田	17	準工	359	8612	0.003	0	0	0	0	0.015	0.006	○	0	○	○
	花ノ井	17	住	363	8739	0.003	0	0	0	0	0.018	0.005	○	0	○	○
	金山	17	未	365	8748	0.003	0	0	0	0	0.026	0.006	○	0	○	○
	田部	17	未	364	8745	0.003	0	0	0	0	0.031	0.006	○	0	○	○
	下川	17	準工	363	8666	0.003	3	0	0	0	0.130	0.01	○	0	○	×
	滝尻	17	住	364	8744	0.005	0	0	0	0	0.065	0.015	○	0	○	○
	愛宕下	17	住	363	8663	0.002	0	0	0	0	0.040	0.006	○	0	○	○
	大原	17	住	360	8645	0.004	0	0	0	0	0.048	0.012	○	0	○	○
	南富岡	17	工専	364	8728	0.004	0	0	0	0	0.075	0.012	○	0	(○)	(○)
	鹿島	17	住	363	8666	0.001	0	0	0	0	0.031	0.005	○	0	○	○
	中原	17	工	360	8666	0.007	1	0	0	0	0.107	0.017	○	0	○	×
	西郷	17	住	364	8742	0.004	0	0	0	0	0.028	0.007	○	0	○	○
	揚土	17	住	364	8626	0.001	0	0	0	0	0.023	0.003	○	0	○	○
高坂	17	住	364	8671	0.001	0	0	0	0	0.023	0.004	○	0	○	○	
下神谷	17	未	365	8708	0.002	0	0	0	0	0.022	0.005	○	0	○	○	

環境保全領域調べ

- (注) 1 「令別表第3の区分」は、大気汚染防止法施行令第5条の規定による硫黄酸化物の排出基準(K値)に係る地域の区分で、それぞれ100はK=17.5、16はK=11.5、17はK=6.0を示します。
 2 南富岡局は工業専用地域のため、環境基準は適用されません。

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1 最高値 (ppm)	日2 平均除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	環長 境期 基的 準評 の 価 (適○・不適×)	環短 境期 基的 準評 の 価 (適○・不適×)
							(時間)	(%)	(日)	(%)						
福島市	天神	100	商	363	8715	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.007	○	0	○	○

環境保全領域調べ

60 二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
福島市	南町	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	森合	住	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001
	古川	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
郡山市	芳賀	住	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	朝日	住	0.005	0.005	0.001	0.001	0.001
	堤下	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日和田	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002
	富久山	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	安積	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
須賀川市	須賀川	住	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
白河市	白河	住	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
磐梯町	大寺六区	未	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003
会津若松市	会津若松	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
新地町	新地1	未	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
	新地2	未	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
相馬市	相馬1	住	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
	相馬2	未	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
南相馬市	鹿島寺内	未	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	原町1	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	原町2	未	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001
	小高	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
飯館村	飯館	他	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
浪江町	浪江	住	0.002	0.002	0.003	0.002	0.000
双葉町	双葉	住	0.002	0.002	0.002	0.000	0.001
大熊町	大熊	未	0.002	0.002	0.002	0.002	0.000
富岡町	富岡	住	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001
楢葉町	楢葉	未	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
広野町	広野1	未	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	広野2	未	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
川内村	川内	他	0.003	0.002	0.002	0.000	0.000
いわき市	大高	未	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	上中田	準工	0.005	0.004	0.005	0.005	0.003
	花ノ井	住	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	金山	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	田部	未	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	下川	準工	0.006	0.006	0.005	0.004	0.003
	滝尻	住	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
	愛宕下	住	0.004	0.005	0.004	0.002	0.002
	大原	住	0.005	0.005	0.006	0.006	0.004
	南富岡	工専	0.005	0.005	0.006	0.005	0.004
	鹿島	住	0.003	0.003	0.004	0.003	0.001
	中原	工	0.007	0.008	0.008	0.007	0.007
	西郷	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	揚土	住	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
	高坂	住	0.004	0.001	0.002	0.002	0.001
下神谷	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
福島市	天神	商	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003

環境保全領域調べ

61 二酸化窒素濃度の測定結果(平成18年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日年平均値 ⁹⁸	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境による基準評価 (適○・不適×)
				(日)	(時間)				(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
福島市	南町	100	住	364	8716	0.015	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○	
	森合	100	住	365	8724	0.013	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	
	古川	100	住	359	8592	0.011	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○	
郡山市	芳賀	16	住	360	8681	0.014	0.087	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○	
	朝日	16	住	361	8684	0.014	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○	
	堤下	16	住	361	8682	0.013	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○	
	日和田	16	住	363	8706	0.010	0.048	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	○	
	富久山	16	住	357	8591	0.012	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○	
	安積	16	住	362	8692	0.012	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○	
須賀川市	須賀川	100	住	363	8723	0.012	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	
白河市	白河	100	住	359	8652	0.010	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	
会津若松市	会津若松	100	住	362	8692	0.009	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○	
新地町	新地1	100	未	357	8605	0.004	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0	○	
相馬市	相馬1	100	住	355	8538	0.006	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0	○	
南相馬市	原町1	100	住	361	8666	0.006	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0	○	
	小高	100	住	362	8682	0.006	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0	○	
飯館村	飯館	100	他	347	8261	0.003	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.007	0	○	
大熊町	大熊	100	未	362	8706	0.002	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.006	0	○	
富岡町	富岡	100	住	363	8656	0.004	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0	○	
楢葉町	楢葉	100	未	362	8671	0.008	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	○	
広野町	広野1	100	未	362	8685	0.004	0.024	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0	○	
川内村	川内	100	他	364	8709	0.002	0.020	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	○	
いわき市	上中田	17	準工	358	8485	0.011	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	○	
	滝尻	17	住	364	8723	0.012	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	
	愛宕下	17	住	363	8718	0.012	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○	
	大原	17	住	358	8562	0.012	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○	
	鹿島	17	住	363	8716	0.010	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	○	
	西郷	17	住	364	8632	0.010	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	○	
	揚土	17	住	363	8720	0.008	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	○	
	高坂	17	住	361	8668	0.010	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○	
	下神谷	17	未	362	8716	0.007	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	○	

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日年平均値 ⁹⁸	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境による基準評価 (適○・不適×)
				(日)	(時間)				(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
福島市	天神	100	商	363	8718	0.017	0.072	0.04	0.0	0	0.0	0	0.0	0	2	0.036	0	○	
郡山市	台新	16	住	349	8382	0.021	0.069	0.04	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.034	0	○	
いわき市	平	17	商	364	8629	0.014	0.06	0.03	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.026	0	○	

環境保全領域調べ

62 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	南町	住	0.019	0.020	0.019	0.015	0.015
	森合	住	0.014	0.014	0.014	0.012	0.013
	古川	住	0.011	0.012	0.011	0.013	0.011
郡山市	芳賀	住	0.017	0.017	0.017	0.016	0.014
	朝日	住	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014
	堤下	住	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013
	日和田	住	0.013	0.013	0.013	0.011	0.010
	富久山	住	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
	安積	住	0.014	0.010	0.013	0.013	0.012
須賀川市	須賀川	住	0.014	0.014	0.014	0.012	0.012
白河市	白河	住	0.013	0.012	0.013	0.011	0.010
会津若松市	会津若松	住	0.010	0.011	0.011	0.010	0.009
新地町	新地1	未	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
相馬市	相馬1	住	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
南相馬市	原町1	住	0.008	0.008	0.008	0.006	0.006
	小高	住	0.008	0.009	(0.008)	0.007	0.006
飯舘村	飯舘	他	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
大熊町	大熊	未	0.005	0.005	0.005	0.003	0.002
富岡町	富岡	住	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
楢葉町	楢葉	未	0.009	0.010	0.009	0.009	0.008
広野町	広野1	未	0.005	0.006	0.005	0.004	0.004
川内村	川内	他	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
いわき市	上中田	準工	0.015	0.015	0.014	0.013	0.011
	滝尻	住	0.015	0.015	0.016	0.014	0.012
	愛宕下	住	0.016	0.015	0.015	0.014	0.012
	大原	住	0.015	0.014	0.014	0.012	0.012
	鹿島	住	0.014	0.014	0.014	0.012	0.010
	西郷	住	0.015	0.013	0.011	0.010	0.010
	揚土	住	0.010	0.011	0.011	0.009	0.008
	高坂	住	0.013	0.011	0.012	0.011	0.010
下神谷	未	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	天神	商	0.019	0.019	0.020	0.017	0.017
郡山市	台新	住	0.021	0.020	0.020	0.021	0.021
いわき市	平	商	0.022	0.021	0.019	0.015	0.014

環境保全領域調べ

63 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化(日平均値の年間98%値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	南町	住	0.038	0.043	0.040	0.033	0.029
	森合	住	0.027	0.029	0.028	0.025	0.026
	古川	住	0.026	0.036	0.027	0.030	0.024
郡山市	芳賀	住	0.034	0.034	0.034	0.030	0.027
	朝日	住	0.036	0.033	0.030	0.027	0.027
	堤下	住	0.034	0.028	0.028	0.027	0.027
	日和田	住	0.031	0.029	0.032	0.023	0.022
	富久山	住	0.029	0.027	0.028	0.026	0.025
	安積	住	0.028	0.022	0.026	0.028	0.025
須賀川市	須賀川	住	0.029	0.030	0.028	0.027	0.026
白河市	白河	住	0.029	0.027	0.028	0.026	0.026
会津若松市	会津若松	住	0.027	0.031	0.030	0.031	0.024
新地町	新地 1	未	0.013	0.012	0.014	0.011	0.011
相馬市	相馬 1	住	0.017	0.017	0.016	0.014	0.014
南相馬市	原町 1	住	0.016	0.017	0.016	0.013	0.012
	小高	住	0.016	0.017	(0.014)	0.014	0.012
飯舘村	飯舘	他	0.009	0.008	0.008	0.009	0.007
大熊町	大熊	未	0.010	0.013	0.012	0.008	0.006
富岡町	富岡	住	0.012	0.014	0.012	0.009	0.009
楢葉町	楢葉	未	0.019	0.019	0.020	0.017	0.017
広野町	広野 1	未	0.013	0.014	0.013	0.010	0.010
川内村	川内	他	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005
いわき市	上中田	準工	0.025	0.024	0.024	0.022	0.018
	滝尻	住	0.030	0.033	0.031	0.032	0.026
	愛宕下	住	0.033	0.033	0.032	0.031	0.027
	大原	住	0.030	0.031	0.030	0.030	0.025
	鹿島	住	0.029	0.029	0.028	0.026	0.022
	西郷	住	0.028	0.026	0.024	0.024	0.020
	揚土	住	0.024	0.026	0.023	0.021	0.020
	高坂	住	0.025	0.023	0.024	0.025	0.021
下神谷	未	0.019	0.020	0.018	0.018	0.018	

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	天神	商	0.039	0.039	0.040	0.034	0.036
郡山市	台新	住	0.036	0.035	0.033	0.034	0.034
いわき市	平	商	0.044	0.038	0.037	0.029	0.026

環境保全領域調べ

64 光化学オキシダント濃度の測定結果(平成18年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途 地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼年間の平均1時間値の値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼最期の1高時間値の値	昼1年間の平均日最高値	環境による基準値
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○・不適×)
福島市	南町	住	365	5422	0.027	28	114	0	0	0.088	0.041	×
	森合	住	365	5409	0.025	9	18	0	0	0.067	0.036	×
	古川	住	365	5408	0.029	34	174	0	0	0.091	0.042	×
二本松市	二本松	住	362	5283	0.027	18	69	0	0	0.081	0.038	×
郡山市	芳賀	住	365	5432	0.027	31	164	0	0	0.084	0.039	×
	朝日	住	365	5421	0.030	29	143	0	0	0.088	0.042	×
	堤下	住	365	5431	0.027	37	184	0	0	0.086	0.039	×
	日和田	住	365	5432	0.030	43	216	0	0	0.085	0.042	×
	富久山	住	365	5428	0.032	44	270	0	0	0.092	0.046	×
	安積	住	365	5430	0.032	42	207	0	0	0.094	0.045	×
須賀川市	須賀川	住	365	5407	0.024	5	20	0	0	0.070	0.033	×
矢吹町	矢吹	住	365	5408	0.034	42	206	0	0	0.096	0.046	×
白河市	白河	住	365	5438	0.031	19	75	0	0	0.077	0.043	×
会津若松市	会津若松	住	365	5427	0.030	34	164	0	0	0.088	0.043	×
新地町	新地1	未	365	5422	0.034	33	153	0	0	0.086	0.044	×
相馬市	相馬1	住	342	5015	0.034	43	193	0	0	0.083	0.046	×
南相馬市	原町1	住	365	5427	0.036	49	257	0	0	0.096	0.048	×
	小高	住	365	5422	0.034	50	234	0	0	0.110	0.047	×
飯館村	飯館	他	349	5181	0.033	24	124	0	0	0.080	0.043	×
大熊町	大熊	未	365	5445	0.035	42	229	0	0	0.112	0.046	×
富岡町	富岡	住	365	5434	0.035	51	249	0	0	0.113	0.046	×
檜葉町	檜葉	未	365	5415	0.036	62	320	0	0	0.109	0.049	×
広野町	広野1	未	365	5433	0.035	38	152	0	0	0.100	0.045	×
川内村	川内	他	358	5216	0.033	22	119	0	0	0.078	0.044	×
いわき市	上中田	準工	365	5302	0.024	10	27	0	0	0.081	0.034	×
	滝尻	住	365	5330	0.021	1	3	0	0	0.075	0.030	×
	愛宕下	住	365	5444	0.033	44	170	1	1	0.121	0.047	×
	大原	住	365	5242	0.026	8	18	0	0	0.084	0.037	×
	鹿島	住	365	5444	0.033	51	231	1	3	0.126	0.048	×
	西郷	住	365	5439	0.030	38	147	1	2	0.127	0.045	×
	揚土	住	365	5423	0.032	25	81	0	0	0.100	0.044	×
	高坂	住	365	5358	0.030	18	61	0	0	0.103	0.042	×
	下神谷	未	364	5240	0.032	22	63	0	0	0.077	0.042	×

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途 地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼年間の平均1時間値の値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼最期の1高時間値の値	昼1年間の平均日最高値	環境による基準値
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○・不適×)
福島市	天神	商	365	5385	0.026	15	52	0	0	0.079	0.038	×

環境保全領域調べ

65 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化(昼間の1時間値の年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	南町	住	0.028	0.027	0.029	0.030	0.027
	森合	住	0.025	0.023	0.024	0.026	0.025
	古川	住	0.030	0.028	0.030	0.031	0.029
二本松市	二本松	住	0.026	0.026	0.027	0.028	0.027
郡山市	芳賀	住	0.032	0.029	0.029	0.030	0.027
	朝日	住	0.026	0.028	0.030	0.032	0.030
	堤下	住	0.033	0.032	0.034	0.034	0.027
	日和田	住	0.032	0.033	0.035	0.036	0.030
	富久山	住	0.033	0.032	0.034	0.035	0.032
	安積	住	0.031	0.031	0.034	0.034	0.032
須賀川市	須賀川	住	0.026	0.026	0.028	0.028	0.024
矢吹町	矢吹	住	0.037	0.035	0.036	0.034	0.034
白河市	白河	住	0.032	0.030	0.034	0.036	0.031
会津若松市	会津若松	住	0.030	0.029	0.031	0.032	0.030
新地町	新地 1	未	0.035	0.032	0.033	0.036	0.034
相馬市	相馬 1	住	0.036	0.034	0.036	0.036	0.034
南相馬市	原町 1	住	0.035	0.035	0.036	0.038	0.036
	小高	住	0.034	0.033	0.034	0.036	0.034
飯舘村	飯舘	他	0.032	0.033	0.037	0.036	0.033
大熊町	大熊	未	0.031	0.029	0.030	0.030	0.035
富岡町	富岡	住	0.034	0.031	0.032	0.040	0.035
楢葉町	楢葉	未	0.036	0.035	0.035	0.037	0.036
広野町	広野 1	未	0.035	0.032	0.036	0.035	0.035
川内村	川内	他	0.029	0.033	0.035	0.036	0.033
いわき市	上中田	準工	0.022	0.021	0.021	0.021	0.024
	滝尻	住	0.021	0.021	0.019	0.020	0.021
	愛宕下	住	0.023	0.022	0.024	0.030	0.033
	大原	住	0.023	0.023	0.024	0.021	0.026
	鹿島	住	0.025	0.021	0.027	0.029	0.033
	西郷	住	0.027	0.028	0.029	0.029	0.030
	揚土	住	0.026	0.023	0.024	0.027	0.032
	高坂	住	0.024	0.022	0.022	0.024	0.030
下神谷	未	0.029	0.028	0.028	0.027	0.032	

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	天神	商	0.026	0.025	0.027	0.028	0.026

環境保全領域調べ

66 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	南町	住	163	229	245	223	114
	森合	住	64	52	58	65	18
	古川	住	124	190	192	184	174
二本松市	二本松	住	78	129	118	128	69
郡山市	芳賀	住	221	303	258	206	164
	朝日	住	78	265	293	311	143
	堤下	住	334	397	400	354	184
	日和田	住	158	426	470	433	216
	富久山	住	355	377	406	404	270
	安積	住	269	365	413	390	207
須賀川市	須賀川	住	46	103	144	34	20
矢吹町	矢吹	住	486	464	364	384	206
白河市	白河	住	187	215	250	426	75
会津若松市	会津若松	住	177	301	246	313	164
新地町	新地 1	未	112	184	165	230	153
相馬市	相馬 1	住	192	215	278	273	193
南相馬市	原町 1	住	181	269	291	368	257
	小高	住	202	275	255	344	234
飯舘村	飯舘	他	77	103	267	247	124
大熊町	大熊	未	48	50	64	70	229
富岡町	富岡	住	230	103	182	426	249
楡葉町	楡葉	未	341	338	268	371	320
広野町	広野 1	未	107	116	222	167	152
川内村	川内	他	172	162	288	261	119
いわき市	上中田	準工	16	12	40	26	27
	滝尻	住	3	3	11	4	3
	愛宕下	住	5	28	36	152	170
	大原	住	24	40	43	8	18
	鹿島	住	31	30	113	136	231
	西郷	住	103	188	211	190	147
	揚土	住	13	6	45	45	81
	高坂	住	17	19	29	43	61
	下神谷	未	40	69	35	46	63

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	天神	商	44	88	72	105	52

環境保全領域調べ

67 浮遊粒子状物質濃度の測定結果(平成18年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途 地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその 割合		1最 時 間 高 値 の 値 (mg/m ³)	日2 平% 均除 値外 の 値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続 したことの有 無 (有×・ 無○)	環境基準の 長期的評価 による日平均 値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環長 境期 基的 準評 の価 (適○・ 不適×)	環短 境期 基的 準評 の価 (適○・ 不適×)
						(時間)	(%)	(日)	(%)						
福島市	南町	住	363	8723	0.016	0	0.0	0	0.0	0.163	0.044	○	0	○	○
	森合	住	358	8642	0.019	0	0.0	0	0.0	0.148	0.043	○	0	○	○
郡山市	朝日	住	358	8660	0.016	0	0.0	0	0.0	0.155	0.046	○	0	○	○
須賀川市	須賀川	住	363	8721	0.016	0	0.0	0	0.0	0.162	0.043	○	0	○	○
白河市	白河	住	364	8737	0.014	0	0.0	0	0.0	0.151	0.053	○	0	○	○
会津若松市	会津若松	住	362	8713	0.027	0	0.0	0	0.0	0.153	0.056	○	0	○	×
新地町	新地1	未	359	8672	0.022	0	0.0	0	0.0	0.126	0.053	○	0	○	×
	新地2	未	363	8716	0.019	0	0.0	0	0.0	0.127	0.050	○	0	○	○
相馬市	相馬1	住	355	8557	0.023	0	0.0	0	0.0	0.151	0.057	○	0	○	○
	相馬2	未	362	8704	0.027	0	0.0	0	0.0	0.158	0.064	○	0	○	×
南相馬市	鹿島寺内	未	359	8663	0.018	0	0.0	0	0.0	0.135	0.049	○	0	○	×
	原町1	住	336	8200	0.019	0	0.0	0	0.0	0.092	0.046	○	0	○	○
	原町2	未	361	8684	0.019	0	0.0	0	0.0	0.131	0.042	○	0	○	○
	小高	住	358	8640	0.016	0	0.0	0	0.0	0.119	0.042	○	0	○	○
飯舘村	飯舘	他	346	8324	0.018	0	0.0	0	0.0	0.139	0.044	○	0	○	○
浪江町	浪江	住	364	8736	0.015	0	0.0	0	0.0	0.114	0.047	○	0	○	○
大熊町	大熊	未	364	8738	0.013	0	0.0	0	0.0	0.125	0.045	○	0	○	○
富岡町	富岡	住	361	8710	0.016	0	0.0	0	0.0	0.133	0.047	○	0	○	○
楢葉町	楢葉	未	363	8715	0.025	0	0.0	0	0.0	0.187	0.056	○	0	○	×
広野町	広野1	未	362	8704	0.020	0	0.0	0	0.0	0.150	0.046	○	0	○	○
	広野2	未	361	8689	0.020	0	0.0	0	0.0	0.139	0.047	○	0	○	○
川内村	川内	他	362	8712	0.012	0	0.0	0	0.0	0.141	0.040	○	0	○	○
いわき市	花ノ井	住	363	8739	0.018	0	0.0	0	0.0	0.156	0.053	○	0	○	○
	滝尻	住	364	8744	0.021	0	0.0	0	0.0	0.179	0.061	○	0	○	×
	愛宕下	住	363	8663	0.019	0	0.0	0	0.0	0.183	0.055	○	0	○	×
	大原	住	360	8649	0.021	0	0.0	0	0.0	0.176	0.054	○	0	○	×
	西郷	住	364	8743	0.016	0	0.0	0	0.0	0.158	0.043	○	0	○	×
揚土	住	364	8628	0.019	0	0.0	0	0.0	0.157	0.049	○	0	○	○	

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途 地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその 割合		1最 時 間 高 値 の 値 (mg/m ³)	日2 平% 均除 値外 の 値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続 したことの有 無 (有×・ 無○)	環境基準の 長期的評価 による日平均 値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環長 境期 基的 準評 の価 (適○・ 不適×)	環短 境期 基的 準評 の価 (適○・ 不適×)
						(時間)	(%)	(日)	(%)						
福島市	天神	商	363	8715	0.016	0	0.0	0	0.0	0.131	0.043	○	0	○	○
郡山市	台新	住	361	8692	0.017	0	0.0	0	0.0	0.161	0.049	○	0	○	○
いわき市	平	商	361	8715	0.017	0	0.0	0	0.0	0.142	0.049	○	0	○	○

環境保全領域調べ

68 浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (mg/m ³)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	南町	住	0.019	0.017	0.018	0.018	0.016
	森合	住	0.021	0.020	0.021	0.020	0.019
郡山市	朝日	住	0.018	0.018	0.017	0.019	0.016
須賀川市	須賀川	住	0.023	0.022	0.015	0.016	0.016
白河市	白河	住	0.020	0.017	0.016	0.017	0.014
会津若松市	会津若松	住	0.032	0.031	0.027	0.027	0.027
新地町	新地1	未	0.023	0.024	0.023	0.024	0.022
	新地2	未	0.022	0.022	0.020	0.020	0.019
相馬市	相馬1	住	0.031	0.031	0.029	0.022	0.023
	相馬2	未	0.030	0.028	0.027	0.026	0.027
南相馬市	鹿島寺内	未	0.018	(0.022)	0.024	0.028	0.018
	原町1	住	0.022	0.020	0.019	0.025	0.019
	原町2	未	0.018	0.021	0.020	0.020	0.019
	小高	住	0.022	0.021	0.019	0.019	0.016
飯館村	飯館	他	0.016	0.015	0.020	0.020	0.018
浪江町	浪江	住	0.023	0.022	0.017	0.017	0.015
大熊町	大熊	未	0.019	0.018	0.015	0.016	0.013
富岡町	富岡	住	0.022	0.020	0.017	0.017	0.016
楢葉町	楢葉	未	0.029	0.029	0.026	0.025	0.025
広野町	広野1	未	0.015	0.016	0.020	0.021	0.020
	広野2	未	0.022	0.022	0.022	0.023	0.020
川内村	川内	他	0.017	0.016	0.013	0.013	0.012
いわき市	花ノ井	住	0.023	0.024	0.022	0.022	0.018
	滝尻	住	0.026	0.026	0.029	0.028	0.021
	愛宕下	住	0.029	0.027	0.025	0.023	0.019
	大原	住	0.027	0.028	0.025	0.025	0.021
	西郷	住	0.023	0.022	0.021	0.021	0.016
	揚土	住	0.023	0.023	0.022	0.021	0.019

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (mg/m ³)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	天神	商	0.023	0.023	0.020	0.019	0.016
郡山市	台新	住	0.019	0.019	0.020	0.018	0.017
いわき市	平	商	0.028	0.029	0.024	0.020	0.017

環境保全領域調べ

69 非メタン炭化水素濃度の測定結果(平成18年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における おけ平均値 (ppmC)	6～9時測定日数 (日)	6～9時3時間 平均値		6～9時3時間 平均値が 0.20ppmCを超 えた日数とその 割合		6～9時3時間 平均値が 0.31ppmCを超 えた日数とその 割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
							(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福島市	森合	住	8319	0.18	0.21	363	1.05	0.03	148	40.8	59	16.3
郡山市	朝日	住	8529	0.15	0.15	352	0.67	0.00	83	23.6	33	9.4
須賀川市	須賀川	住	8288	0.13	0.14	361	0.58	0.02	58	16.1	11	3.0
白河市	白河	住	8318	0.10	0.12	363	0.54	0.02	46	12.7	10	2.8
会津若松市	会津若松	住	7093	0.10	0.10	299	0.42	0.00	23	7.7	4	1.3
南相馬市	原町1	住	8620	0.21	0.23	363	0.96	0.11	177	48.8	59	16.3
楢葉町	楢葉	未	7907	0.09	0.09	330	0.38	0.02	3	0.9	2	0.6
川内村	川内	他	8409	0.06	0.07	358	0.57	0.00	10	2.8	4	1.1

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における おけ平均値 (ppmC)	6～9時測定日数 (日)	6～9時3時間 平均値		6～9時3時間 平均値が 0.20ppmCを超 えた日数とその 割合		6～9時3時間 平均値が 0.31ppmCを超 えた日数とその 割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
							(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福島市	天神	商	8507	0.18	0.20	357	0.69	0.06	142	39.8	39	10.9
郡山市	台新	住	8612	0.11	0.14	362	0.63	0.02	69	19.1	27	7.5
いわき市	平	商	8531	0.17	0.21	359	3.46	0	79	22	33	9.2

環境保全領域調べ

70 非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	6～9時における年平均値(ppmC)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	森合	住	0.22	0.23	0.20	0.18	0.21
郡山市	朝日	住	0.25	0.25	0.20	0.15	0.15
須賀川市	須賀川	住	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14
白河市	白河	住	0.14	0.15	0.12	0.12	0.12
会津若松市	会津若松	住	0.14	0.15	0.11	0.10	0.10
南相馬市	原町1	住	0.16	0.21	0.26	0.23	0.23
楢葉町	楢葉	未	0.07	0.10	0.12	0.11	0.09
川内村	川内	他	0.12	0.10	0.08	0.06	0.07

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	6～9時における年平均値(ppmC)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	天神	商	0.21	0.19	0.18	0.18	0.20
郡山市	台新	住	0.29	0.29	0.22	0.12	0.14
いわき市	平	商	0.20	0.21	0.18	0.16	0.21

環境保全領域調べ

71 一酸化炭素濃度の測定結果(平成18年度年間値)

自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間最高値 (ppm)	日2日平均除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	長期的評価の値 (適○・不適×)	短期的評価の値 (適○・不適×)
						(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)						
福島市	天神	商	361	8681	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.8	○	0	○	○
郡山市	台新	住	363	8702	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.4	0.6	○	0	○	○
いわき市	平	商	365	8734	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	0.8	○	0	○	○

環境保全領域調べ

72 一酸化炭素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福島市	天神	商	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
郡山市	台新	住	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
いわき市	平	商	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5

環境保全領域調べ

73-1 有害大気汚染物質モニタリング測定地点(平成18年度)

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	用途地域	測定機関
一般環境 (4)	郡山市	開成山公園	第一種低層住居専用地域	郡山市
	いわき市	揚土局	第二種住居地域	いわき市
	白河市	白河局	第一種住居地域	福島県
	南相馬市	南相馬合同庁舎	第一種住居地域	
発生源周辺 (4)	郡山市	芳賀公民館	第一種住居地域	郡山市
	いわき市	下川局	準工業地域	いわき市
		中原局	工業地域	
中島村	中島村内	指定なし	福島県	
沿道 (2)	福島市	県庁東分庁舎	第二種住居地域	福島県
	いわき市	平局	商業地域	いわき市

73-2 有害大気汚染物質モニタリングの結果（平成18年度）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※1）

物質名	地域分類	測定値（年平均値）						全国の状況※2		環境基準※3
		地点数				平均	測定値の範囲	平均	最大	
		福島県	郡山市	いわき市	計					
ベンゼン	一般環境	2	1	1	4	0.89	0.7~1.1	1.4	3.3	3
	発生源周辺		1	1	2	1.5	1.4~1.5	1.7	3.7	
	沿道	1		1	2	1.4	1.3~1.5	2.1	3.5	
トリクロロエチレン	一般環境	2	1	1	4	0.35	0.17~0.56	0.69	5.3	200
	発生源周辺		1		1	0.76	-	0.96	15	
テトラクロロエチレン	一般環境	2	1	1	4	0.15	0.012~0.46	0.27	1.6	200
	発生源周辺		1		1	0.33	-	0.29	2.1	
ジクロロメタン	一般環境	2	1	1	4	0.78	0.38~1.2	1.9	9.4	150
	発生源周辺	1	1	1	3	62	1~180	2.6	22	
アクリロニトリル	一般環境	2		1	3	0.072	0.058~0.081	0.083	0.88	2
塩化ビニルモノマー	一般環境	2	1	1	4	0.0079	0.0041~0.012	0.044	0.58	10
	発生源周辺		1		1	0.011	-	0.17	2.4	
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境	2		1	3	1.9	1.7~2.3	2.2	5.0	40
ニッケル化合物 (ng/m^3)	一般環境	2		1	3	2.0	1.5~2.7	4.3	23	25
	発生源周辺			2	2	5.0	2.9~7.0	7.7	27	
クロロホルム	一般環境		1		1	0.13	-	0.32	39	18
	発生源周辺		1		1	0.31	-			
1,2-ジクロロエタン	発生源周辺			1	1	0.12	-	0.13	2.7	1.6
1,3-ブタジエン	沿道	1		1	2	0.2	0.19~0.20	0.22	1.7	2.5
アセトアルデヒド	一般環境	2	1		3	1.5	1.1~1.8	2.8	6.7	-
	発生源周辺		1	2	3	2.0	1.5~2.4			
	沿道	1		1	2	1.8	1.7~1.8			
ヒ素及びその化合物	一般環境		1	1	2	2.1	0.79~3.4	1.9	18	-
	発生源周辺		1	2	3	11	0.86~26			
	沿道			1	1	4	-			
ベリリウム及びその化合物	一般環境			1	1	0.018	-	0.042	1.0	-
ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	一般環境			1	1	0.098	-	0.30	2.3	-
	沿道	1		1	2	0.22	0.15~0.28			
ホルムアルデヒド	一般環境	2	1		3	1.6	1.2~2.0	3.0	7.3	-
	発生源周辺		1	2	3	2.4	1.6~3.0			
	沿道	1		1	2	2.6	2.2~3.0			
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境		1	1	2	16	11~20	33	240	-
	発生源周辺		1		1	15	-			
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境			1	1	5.2	-	6.9	81	-

※1 水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ベンゾ[a]ピレン、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物の単位は、 ng/m^3 である。

※2 出典：平成17年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の平均及び最大は地域分類ごとの値、それ以外の10項目の平均及び最大は全調査地点の値である。

※3 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては指針値。

74 一般環境アスベスト濃度調査の結果（平成18年度）※1

調査地点		調査時期	調査年月日	アスベスト濃度 (本/L※2)	測定値の 範囲
市町村名	地点名				
福島市	大気測定局 (森合局)	春期	平成18年 5月22、23、24日	0.16	0.11 ~ 0.30
		夏期	平成18年 7月 5、6、7日	0.11	
		秋期	平成18年11月 6、7、8日	0.30	
		冬期	平成19年 1月24、25、26日	0.29	
白河市	大気測定局 (白河局)	春期	平成18年 5月22、23、24日	0.29	0.16 ~ 0.78
		夏期	平成18年7月31日、8月1、2日	0.16	
		秋期	平成18年11月15、16、17日	0.78	
		冬期	平成19年 2月 6、7、8日	0.25	
会津 若松市	会津 保健福祉 事務所	春期	平成18年 4月24、25、26日	0.24	0.16 ~ 0.32
		夏期	平成18年 7月14、20、25日	0.16	
		秋期	平成18年10月10、11、12日	0.32	
		冬期	平成19年 1月29、30、31日	0.29	
南会津町	南会津 合同庁舎	春期	平成18年 5月16、17、18日	0.22	0.20 ~ 0.30
		夏期	平成18年 8月 9、10、11日	0.20	
		秋期	平成18年11月30日、12月1、4日	0.30	
		冬期	平成19年 2月 5、6、7日	0.25	
南相馬市	南相馬 合同庁舎	春期	平成18年 4月24、25、26日	0.14	0.14 ~ 0.29
		夏期	平成18年 8月16、17、18日	0.14	
		秋期	平成18年10月30、31日、11月1日	0.24	
		冬期	平成19年 2月 7、8、9日	0.29	
郡山市	郡山市 公害対策 センター	春期	平成18年 5月24、25、26日	0.22	0.22 ~ 0.30
		夏期	平成18年 8月 8、9、10日	0.22	
		秋期	平成18年11月14、15、16日	0.30	
		冬期	平成19年 2月 6、7、8日	0.23	
いわき市	いわき市 環境監視 センター	春期	平成18年5月22、23、24日	0.74	0.54 ~ 0.86
		夏期	平成18年8月 1、3、25日	0.86	
		秋期	平成18年11月13、14、16日	0.54	
		冬期	平成19年 1月22、23、24日	0.54	
全国の 測定結果※3		秋期 ~ 冬期	平成18年 9月~平成19年 1月	平均※4 0.22	最大 1.11

※1 大気試料は1季節につき3日、それぞれ4時間連続で2,400L採取し、粉じんをろ紙に捕集しました。捕集後、光学顕微鏡を用いてろ紙上のアスベスト繊維を計数しました。アスベスト濃度はろ紙毎に得られた3つの値を幾何平均して求めました。アスベスト繊維数が0(不検出)のときには、「計数した視野(50視野)で1本の繊維が計数された」と仮定して計算に用いています。

※2 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数です。

※3 出典：平成18年度アスベスト大気濃度調査結果(環境省)

※4 全国の測定結果の平均値は、調査地点毎のアスベスト濃度の幾何平均値です。

75 ばい煙発生施設届出件数等

(平成18年度)

施設の 番号	施設の種類	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	計	
1	ボイラー (小型除く)	429 (1)	113	191	268	31	109 (28)	270	278 (8)	1689 (37)	
	小型ボイラー	377 (1)	145	102	201	37	176	237	669 (1)	1944 (2)	
2	ガス発生炉	0 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0 (3)	
3	焙焼炉・焼結炉	0	0	0	0	0	0	0	8	8	
5	溶解炉	51	12	27	37	2	13	1	12	155	
6	金属加熱炉	36	9	23	25	0	9	2	9	113	
9	熔融炉	6	1	1	0	8	0	14	0	30	
	焼成炉	3	3	1	8	0	0	38	23	76	
10	反応炉	0	0	0	0	0	0	10	6	16	
11	骨材乾燥炉	7	8	4	11	3	6	10	9	58	
	その他の乾燥炉	10	5	5	15	1	3	13	14	66	
12	電気炉	4	0	0	3	0	0	0	0	7	
13	廃棄物焼却炉	16	14	15	14	8	22 (2)	3	24	116 (2)	
14	銅・鉛又は 亜鉛の 精錬用	焙焼炉	1	0	0	2	0	0	0	1	4
		焼結炉	0	0	0	0	0	0	0	2	2
		溶鉱炉	0	0	0	0	0	0	0	3	3
		転炉	0	0	0	0	0	0	0	5	5
		溶解炉	0	3	0	0	0	0	0	3	6
		乾燥炉	0	0	0	0	0	0	0	2	2
17	塩化第二鉄製造用溶解炉	0	0	0	0	0	0	5	0	5	
19	塩素反応施設	0	1	0	1	0	7	13	28	50	
	塩化水素反応施設	0	0	0	3	0	0	0	4	7	
	塩化水素吸収施設	0	0	0	0	0	4	3	5	12	
21	複合肥料等 製造用	反応施設	0	0	0	0	0	0	3	3	
27	硝酸製造用	吸収施設	0	0	0	0	0	0	2	2	
		濃縮施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1
29	ガス タービン	常用	0	0	0 (5)	0 (7)	0	0 (1)	0 (5)	0 (1)	0 (19)
		非常用	0 (25)	0	0 (2)	0 (8)	0 (1)	0 (10)	0 (15)	2 (11)	2 (72)
30	ディーゼル 機関	常用	0 (54)	0 (11)	3 (9)	9 (23)	0	1 (17)	2 (30)	3 (14)	18 (158)
		非常用	2 (75)	0 (27)	0 (8)	6 (52)	0 (4)	3 (65)	9 (34)	16 (48)	36 (313)
31	ガス機関	常用	0 (1)	0	0 (8)	0 (1)	0	0	0	0 (1)	0 (11)
		非常用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設数	合計	942 (160)	314 (38)	372 (32)	603 (91)	90 (5)	353 (123)	630 (84)	1132 (84)	4436 (617)	
	構成比(%)	21.2	7.1	8.4	13.6	2.0	8.0	14.2	25.5	100	
工場・事業場数	合計	428 (101)	170 (27)	165 (16)	284 (59)	55 (5)	147 (43)	232 (58)	245 (68)	1726 (377)	
	構成比(%)	24.8	9.8	9.6	16.5	3.2	8.5	13.4	14.2	100	

環境保全領域調べ

(注) 上表中()内の数字は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく施設及び工場・事業場数を示し、届出件数等には含まれません。

76 揮発性有機化合物排出施設届出件数等

(平成18年度)

施設の種類	施設の名称	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0	3	0	0	0	2	3	6	14
2	塗装施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
3	塗装の用に供する乾燥施設	0	1	0	1	0	0	13	0	15
4	印刷回路用銅箔積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	0	3	15	0	0	0	0	1	19
5	接着の用に供する乾燥施設	2	0	0	0	0	0	0	3	5
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷)	1	0	10	0	0	0	0	0	11
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0	0	0	0	3	1	4
施設数	合計	3	7	26	1	0	2	21	11	71
	構成比(%)	4.2	9.7	37.5	1.4	0.0	2.8	29.2	15.3	100.0
工場・事業場数	合計	2	4	4	1	0	2	6	5	24
	構成比(%)	8.3	16.7	16.7	4.2	0.0	8.3	25.0	20.8	100.0

環境保全領域調べ

77 一般粉じん発生施設届出件数等

(平成18年度)

施設の種類	施設の名称	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	計
2	堆積場	31	17 (7)	16	42	4	29 (5)	27	67 (16)	233 (28)
3	コンベア	122	25 (1)	105	65	6	176 (42)	50	145 (58)	694 (101)
4	破砕機・摩砕機	45	22 (5)	45	56	7	72 (8)	39	39 (4)	325 (17)
5	ふるい	29	31 (1)	32	21	3	44 (4)	20	30 (1)	210 (6)
施設数	合計	227	95 (14)	198	184	20	321 (59)	136	281 (79)	1462 (152)
	構成比(%)	15.5	6.5	13.5	12.6	1.4	22.0	9.3	19.2	100.0
工場・事業場数	合計	37	23 (4)	31	71	7	44 (2)	30	61 (3)	304 (9)
	構成比(%)	15.2	9.5	12.8	29.2	2.9	18.1	12.3	20.1	100.0

(注)上表中()内の数字は、電気事業法に基づく施設数等を示し、届出件数等には含まれません。

環境保全領域調べ

78 ばい煙等の立入検査実施状況

(平成18年度)

調査数	事業場数	煙道排ガス調査 届出状況等 確認調査	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	計
			施設数	煙道排ガス調査 届出状況等 確認調査	6	4	5	6	2	5	1
煙道排ガス調査検査項目	有害物質	大 防 法	4	2	3	3	1	3	0	11	27
		上 記 外	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	ばいじん	大 防 法	6	4	3	3	1	3	0	11	31
		条 例	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 記 外	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	有害物質	大 防 法	1	1	3	3	1	3	1	11	24
		上 記 外	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	合計	大 防 法	4	2	2	2	3	3	1	4	21
		条 例	0	8	0	0	0	0	0	2	10
		上 記 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	大 防 法	15	9	11	11	6	12	2	37	103
		条 例	0	8	0	0	0	0	0	2	10
		上 記 外	0	0	0	0	0	0	0	3	3

環境保全領域調べ

79 ばい煙等の立入検査による指導状況

業種	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	調査工場数	指件 指導 勧告数	調査工場数	指件 指導 勧告数	調査工場数	指件 指導 勧告数	調査工場数	指件 指導 勧告数	調査工場数	指件 指導 勧告数
食料品・たばこ製造業	36	1	34	1	32	2	21	0	23	0
繊維工業	9	0	8	0	6	0	9	0	5	0
木材・木製品製造業	6	1	1	0	7	2	4	0	7	0
家具・装備品製造業	2	1	5	0	7	0	1	0	2	0
パルプ・紙・紙加工製造業	5	1	9	0	7	0	9	0	8	0
化学工業	20	0	28	0	26	0	28	0	26	0
石油製品・石炭製造業	14	0	6	0	15	1	13	0	6	0
プラスチック製品製造業	5	0	1	0	8	0	4	0	2	0
ゴム製品製造業	4	0	4	0	1	0	4	0	4	0
窯業・土石製品製造業	26	0	28	0	36	1	34	0	28	0
鉄鋼業	4	0	7	0	6	1	3	0	12	0
非鉄金属製造業	8	0	13	0	10	0	12	0	10	0
金属製品製造業	3	0	4	0	7	1	8	0	5	0
一般機械器具製造業	4	0	6	0	6	0	6	0	1	0
電気機械器具製造業	15	0	11	0	19	0	14	0	4	0
輸送用機械器具製造業	3	0	8	0	4	0	1	0	8	0
精密機械器具製造業	5	0	3	0	4	0	3	0	0	0
その他の製造業	3	1	5	0	6	0	7	0	6	0
電気業	0	0	7	0	6	0	4	0	2	0
各種商品卸売業	2	0	4	0	1	0	0	0	7	0
繊維・機械器具・建築材等卸売業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
旅館・その他の宿泊所	26	4	35	1	13	1	22	0	16	0
医療業	11	0	9	0	18	0	19	0	16	0
保健及び廃棄物処理業	17	1	26	1	27	2	24	0	34	0
教育	13	0	7	0	12	0	17	0	14	0
その他のサービス業	12	3	26	1	14	2	18	0	19	0
その他	72	2	60	1	79	5	62	0	39	0
計	325	15	355	5	377	18	348	0	304	0

環境保全領域調べ

水質関係

80 水質汚濁に係る環境基準

環境基準(「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下この表、(2)の表において「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる内容
シマジ	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる内容
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる内容
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

(注) 付表1～9は省略します。

(参考)要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	オキシシン銅(有機銅)	0.04mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	トルエン	0.6mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	キシレン	0.4mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	ニッケル	-
EPN	0.006mg/ℓ以下	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/ℓ以下	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
フェノカルブ(BPMC)	0.03mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
イプロベンホス(IBP)	0.008mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
クロロニトロフェン(CNP)	-	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	全マンガ	0.2mg/ℓ以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/ℓ以下	ウ	0.002mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下		

※ 平成11年2月22日付け環境庁告示第14号、第16号による環境基準健康項目の変更に伴い、要監視項目及びその指針値が変更になりました。

※ 平成16年4月5日付け環境省環境管理局水環境部長通知により、要監視項目及び指針値が変更になりました。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

(ア) 河 川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/ℓ以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備 考							
<p>1 基準値は、日間平均値とします(湖沼、海域もこれに準じます。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とします。(湖沼もこれに準じます。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいいます(湖沼、海域もこれに準じます。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいいます(湖沼、海域もこれに準じます。) 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認められたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か、又は、大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は、代替数が大腸菌群陰性となるよう適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b		項目		基準値		該当水域
類型	項目	水性生物の生息状況の適応性		全 重 鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域			0.03mg/l以下		別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域			0.03mg/l以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域			0.03mg/l以下		
生物C	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域			0.03mg/l以下		
測定方法				規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表9の1(1)による。)		
備考 1 基準値は年間平均値とします(湖沼、海域もこれに準ずる)。						

(イ) 湖 沼(天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4時間以上である人工湖)

a		項目					当該水域
類型	利用目的の適応性	基準値					
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しません。							

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅴ	水産3種水全 工業用水全 農業用水全 環境保	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.2、45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は年間平均値とします。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用します。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しません。				

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1 種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2 種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3 種:コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水性生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		福島県において未設定
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表9の1(1)による。)		

イ 海 域

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	
A	水産1級 浴 水 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1.000MPN/ 100ml以下	検出されないこ と	別に水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこ と	
C	工業用水2級 環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法(ただし、B 類型の工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の利 水点における測 定方法はアルカ リ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	最確数による定 量法	付表10に掲げる 方法	
備 考							
1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とします。							
2 アルカリ性とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 COD(O ₂ mg/ℓ)=0.08×[(b)-(a)]×fNa ₂ S ₂ O ₃ ×1,000/50 (a):チオ酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の滴定値(ml) (b):蒸留水について行った空試験値(ml) fNa ₂ S ₂ O ₃ :チオ酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の力価							

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの(水 産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	別に水域 類型ごと に指定す る水域
II	水産1種 浴 水 及びIII以下の欄に掲げるもの(水 産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種 及びIV以下の欄に掲げるもの(水 産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備 考				
1 基準値は年間平均値とします。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとします。				
(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全				
2 水産1種:底生魚類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される				
" 2種:一部の底生魚類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される				
" 3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される				
3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度				

C		基準値	該当水域
項目	水性生物の生息状況の適応性	全 重 鉛	
生物A	水性生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	福島県において未設定
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表9の1(1)による。)	X

(参 考) 要監視項目の水域類型及び指針値

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/ℓ以下
		生物 特 A	0.006mg/ℓ以下
		生物 B	3mg/ℓ以下
		生物 特 B	3mg/ℓ以下
	海 域	生物 A	0.8mg/ℓ以下
		生物 特 A	0.8mg/ℓ以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/ℓ以下
		生物 特 A	0.01mg/ℓ以下
		生物 B	0.08mg/ℓ以下
		生物 特 B	0.01mg/ℓ以下
	海 域	生物 A	2mg/ℓ以下
		生物 特 A	0.2mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/ℓ以下
		生物 特 A	1mg/ℓ以下
		生物 B	1mg/ℓ以下
		生物 特 B	1mg/ℓ以下
	海 域	生物 A	0.3mg/ℓ以下
		生物 特 A	0.03mg/ℓ以下

81 水質環境基準の類型あてはめ一覧表

(1) 河川
ア BOD等に係るもの

水系名	水域	類型	達成期間	設定年月日
阿武隈川	阿武隈川上流(堀川合流点より上流)	A	直ちに	46.5.25 閣議決定
	阿武隈川中流(1)(堀川合流点から五百川合流点まで)	B	直ちに	H14.7.15 環境省告示 45号
	阿武隈川中流(2)(五百川合流点から内川合流点まで)	B	5年以内	46.5.25 閣議決定
	社川(全域)	A	直ちに	51.3.30 県告示354号
	釈迦堂川(影沼橋より上流)	A	直ちに	
	釈迦堂川(影沼橋より下流)	B	直ちに	H18.3.24 県告示277号
	大滝根川(谷田川を含む)	A	直ちに	
	逢瀬川(馬場川合流点より上流)	A	直ちに	
	逢瀬川(馬場川合流点から幕ノ内橋まで)	B	直ちに	
	逢瀬川(幕ノ内橋より下流)	C	直ちに	
	五百川	A	直ちに	
	荒川(日ノ倉橋より上流)(pHを除く)	A	直ちに	
	荒川(日ノ倉橋より下流)(pHを除く)	B	直ちに	
	松川(pHを除く)	A	直ちに	
	摺上川	A	直ちに	
	広瀬川(館の腰橋より上流及び小国川)	A	直ちに	H13.3.27
	広瀬川(館の腰橋より下流)	B	直ちに	
	今出川(北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	B	5年を超える期間 ですみやかに	H13.3.27
	北須川(千五沢ダム貯水池より上流)	A	直ちに	県告示306号
	阿賀野川	阿賀野川(1)(大川橋より上流で大川ダム貯水池(全域)に係る部分を除く)	A	直ちに
阿賀野川(2)(大川橋から日橋川合流点まで)		A	直ちに	H14.7.15 環境省告示45号
阿賀野川(3)(日橋川合流点から新郷ダムまで)		A	5年以内	48.3.31
阿賀野川(4)(新郷ダムより下流)		A	直ちに	環境庁告示21号
只見川(田子倉貯水池より下流)		A	直ちに	49.3.26
伊南川		A	直ちに	県告示285号
湯川(滝見橋より上流)		A	直ちに	57.6.22 県告示818号
湯川(滝見橋より下流)		B	5年以内	
旧湯川		B	5年以内	
宮川		A	直ちに	
旧宮川		B	直ちに	
日橋川(pHを除く)		A	直ちに	
田付川(猫ノ尾橋より上流)		A	5年以内	5年を超える期間 ですみやかに
田付川(猫ノ尾橋より下流)		B	5年以内	
濁川(濁川橋より上流)		A	直ちに	
濁川(濁川橋より下流)	B	直ちに		
久慈川	久慈川	A	5年以内	50.3.17
那珂川	黒川	A	直ちに	県告示265号
小泉川	小泉川(小泉橋より上流)	A	直ちに	53.4.7
	小泉川(小泉橋より下流)	C	直ちに	県告示458号
宇多川	宇多川(清水橋より上流)	A	直ちに	49.3.26
	宇多川(清水橋より下流)	A*	直ちに	県告示285号
真野川	真野川(桜田橋より上流)	A	直ちに	51.3.30
	真野川(桜田橋より下流)	B	直ちに	県告示354号
新田川	新田川(新田橋より上流)	A	直ちに	48.3.31
	新田川(新田橋より下流)	A*	直ちに	県告示273号
小高川	小高川(大江橋より上流)	A	直ちに	53.4.7
	小高川(大江橋より下流)	B	直ちに	県告示458号
請戸川	請戸川	A	直ちに	48.3.31
	高瀬川	A	直ちに	県告示273号

*宇多川についてはH19.10.5付け県告示677号で、新田川についてはH19.10.5付け県告示676号で改正。

水系名	水 域	類型	達成期間	設定年月日
木戸川	木戸川	A	直ちに	50.3.17 県告示265号
浅見川	浅見川	A	直ちに	53.4.7 県告示458号
大久川	大久川及び小久川	A	直ちに	H18.3.24 県告示277号
夏井川	夏井川(好間川合流点より上流)	A	5年以内	49.3.26
	夏井川(好間川合流点より下流)	A*	直ちに	県告示285号
	好間川(町田橋より上流)	A	直ちに	H18.3.24
	好間川(町田橋より下流)	B	直ちに	県告示277号
	仁井田川	A	直ちに	
藤原川	藤原川	C	5年を超える期間 ですみやかに	48.3.31 県告示273号
鮫川	鮫川(山田川合流点より上流)	A	直ちに	49.3.26
	鮫川(山田川合流点より下流)	B	直ちに	県告示285号
蛭田川	蛭田川	C	5年を超える期間 ですみやかに	48.3.31 県告示273号

(注) 阿武隈川水系荒川及び同水系松川、阿賀野川水系目橋川については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。

*夏井川についてはH19.10.5付け県告示677号で改正。

イ 水生生物の保全に係るもの

水系名	水 域	類型	達成期間	設定年月日
久慈川	久慈川(福島県に属する水域に限る。)	生物A	直ちに	H19.3.30
小泉川	小泉川	生物B	直ちに	県告示242号
宇多川	宇多川(福島県に属する水域に限る。ただし、松川浦(全域)を除く。)	生物A	直ちに	
真野川	真野川(真野ダム(全域)を除く。)	生物A	直ちに	
新田川	新田川	生物A	直ちに	
請戸川	請戸川(大柿ダム(全域)を除く。)	生物A	直ちに	
	高瀬川	生物A	直ちに	
木戸川	木戸川	生物A	直ちに	
浅見川	浅見川	生物A	直ちに	
夏井川	夏井川	生物A	直ちに	
	仁井田川	生物A	直ちに	
	好間川	生物A	直ちに	
藤原川	藤原川	生物B	直ちに	
鮫川	鮫川(高柴ダム(全域)を除く。)	生物A	直ちに	
蛭田川	蛭田川(小埴橋より上流)	生物A	直ちに	
	蛭田川(小埴橋より下流)	生物B	直ちに	

備考

- 1 該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。
- 2 環境基準地点は、いずれもBOD等に係る環境基準地点と同一地点である。

(2) 湖 沼

ア COD等に係るもの

水 域	類型	達成期間	設定年月日	水 域	類型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖 (pHを除く)	A	直ちに	49.3.26 県告示285号	沼 沢 沼	A	直ちに	53.4.7 県告示458号
桧原湖	A	5年以内		奥只見貯水池(福島県に 属する水域に限る)	A	直ちに	H18.3.24 県告示277号
小野川湖	A	〃			尾 瀬 沼	A	直ちに
秋元湖	A	〃		東山ダム貯水池	A	直ちに	H13.3.27
曾原湖	A	〃		千五沢ダム貯水池	A	暫定目標を達成し つつすみやかに	県告示306号
雄国沼	A	〃			大川ダム貯水池	A	直ちに
磐梯五色沼湖沼群 (pHを除く)	A	〃					
田子倉貯水池(大 鳥ダムより下流)	A	直ちに					
羽 鳥 湖	A	〃					

(注) 猪苗代湖及び磐梯五色沼湖沼群については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。
千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標COD5.0mg/lが設定されています。

イ 全窒素に係るもの

水	域	類型	達成期間	設定年月日
千五沢ダム貯水池		Ⅲ	暫定目標を達成しつづみやかに	H13.3.27 県告示306号

(注) 千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標 全窒素1.0mg/ℓが設定されています。

ウ 全^{リン}に係るもの

水	域	類型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖		Ⅱ	直ちに	61.3.11
檜原湖		Ⅱ	〃	県告示366号
小野川湖		Ⅱ	〃	
秋元湖		Ⅱ	〃	
東山ダム貯水池		Ⅱ	暫定目標を達成しつづみやかに	H13.3.27 県告示306号
千五沢ダム貯水池		Ⅲ	やかに	
大川ダム貯水池		Ⅲ	直ちに	H15.3.27 環境省告示36号

(注) 東山ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標 全^{リン}0.014mg/ℓが設定されています。
千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標 全^{リン}0.052mg/ℓが設定されています。

(3) 海 域
ア COD等に係るもの

水 域	類型	達成期間	設定年月日
<p>相馬港及び相馬地先海域 次のアからカまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦に係る部分を除く。)</p> <p>ア 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 イ 点アから真方位90度の線上5,000m地点 ウ 相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点 エ 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500mの地点 オ 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点と点エとを結ぶ線が点カから真方位90度の線と交差する地点 カ 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から、336度30分の線上1,650mの地点</p>	A	直ちに	H18.3.24 県告示277号
<p>松川浦 (共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について定めた件(昭和48年福島県告示第487号)の公示番号区第1号から区第6号までに定める漁場の区域)</p>	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>原町市地先海域 次のアからエまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 ア 原町市(現南相馬市)及び相馬郡小高町(現南相馬市)境の標柱 イ 相馬郡小高町(現南相馬市)及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点とを結ぶ線が点アから真方位90度の線と交差する地点 ウ 相馬郡小高町(現南相馬市)及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点とを結ぶ線が原町市(現南相馬市)及び鹿島町境の標柱から真方位90度の線と交差する地点 エ 原町市(現南相馬市)及び鹿島町境の標柱</p>	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>相双地区地先海域 次のアからオまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦及び原町市地先海岸に係る部分並びに次のaからfまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に係る部分を除く。)</p> <p>a 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 b 点aから真方位90度の線上5,000m地点 c 相馬市と相馬郡新地町旧駒ヶ根と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点 d 相馬市と相馬郡新地町旧駒ヶ根と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500m地点 e 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点と点dとを結ぶ線が点fから真方位90度の線と交差する地点 f 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から、336度30分の線上1,650mの地点</p> <p>ア いわき市久ノ浜町地点及び双葉郡広野町境の標柱 イ いわき市四倉町及び同市久ノ浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000m地点と双葉郡富岡町及び同郡楢葉町境の標柱から真方位90度の線が交差する地点 ウ 相馬郡小高町(現南相馬市)及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上の9,000m地点 エ 福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点 オ 福島県及び宮城県境の標柱</p>	A	直ちに	50.3.17 県告示265号
<p>いわき市地先海域 次のアからサまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(久之浜港、四倉港、豊間漁港、江名港及び中之作港に係る部分を除く。)</p> <p>ア 三崎防波堤基部 イ いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690mの地点 ウ 点イから真方位193度の線上764mの地点 エ 点ウから真方位160度の線上2,000mの地点 オ いわき市平豊間及び同市江名境の標柱から真方位131度45分の線上3,000mの地点</p>	A	直ちに	49.3.26 県告示285号

水 域	類型	達成期間	設定年月日
<p>いわき市地先海域</p> <p>カ いわき市平豊間塩屋崎灯台から真方位95度の線上4,000mの地</p> <p>キ いわき市平沼之内及び同市平薄磯境の標柱から真方位95度の線上3,000の地点</p> <p>ク 夏井川舞子橋中央点(旧夏井村及び旧草野村境の標柱)から真方位105度の線上3,000の地点</p> <p>ケ いわき市四倉町及び同市久ノ浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000mの地点</p> <p>コ 双葉郡富岡町及び同郡檜葉町境の標柱から真方位90度の線上6,160mの地点と点ケを結ぶ線上で、いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱から真方位90度の線が交差する地点</p> <p>サ いわき市久ノ浜町及び双葉郡広野町境の標柱</p>	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>久之浜港</p> <p>(東防波堤、同防波堤先端と防波堤Aの先端を結ぶ線、沖防波堤A、防波堤B、防波堤C及び同防波堤の陸地への延長戦並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)</p>	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>四倉港</p> <p>(南防波堤、同防波堤先端と沖防波堤南端を結ぶ線、沖防波堤、同防波堤の東防波堤への延長線、東防波堤、同防波堤東端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)</p>	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>豊間漁港</p> <p>(豊間地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤南端を結ぶ線、北防波堤及び同防波堤の陸地への延長戦並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域並びに沼之内船溜地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)</p>	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>江名港</p> <p>(南防波堤、西防波堤、同防波堤先端と東内防波堤先端を結ぶ線及び東内防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)</p>	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>中之作港</p> <p>(防波堤A、防波堤B、防波堤C、防波堤D、防波堤E、同防波堤先端と防波堤Fの先端を結ぶ線、防波堤F、沖東防波堤、同防波堤先端と東防波堤先端を結ぶ線及び東防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)</p>	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>小名浜港</p> <p>(三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第一西防波堤(同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第三曲点まで)、同防波堤第三曲点から158度950mの地点まで引いた線、同地点から第二西防波堤の基点まで引いた線、第二西防波堤(基点から第二曲点まで)、同防波堤第二曲点から160度1,110mの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)</p>	B	直ちに	47.3.31 県告示273号
<p>常磐沿岸海域</p> <p>次のアからキまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域</p> <p>ア 福島県、茨城県境鶉の子崎に設置した標柱</p> <p>イ 福島県、茨城県境鶉の子崎に設置した標柱より真方位79度30分の線上4,500mの地点</p> <p>ウ 勿来竜宮崎西端の標柱より真方位269度の線上370mの点より真方位159度20分の線上4,000mの点</p> <p>エ 照島中央より145度15分の線上3,000mの点</p> <p>オ 泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400mの点</p> <p>カ 泉町地内八崎突端真方位223度の線上100mの点</p> <p>キ 泉町地内八崎突端</p>	A	直ちに	48.3.31 県告示273号
<p>常磐沿岸海域(小名浜港沖)</p> <p>次のアからクまでの点を順次結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域で小名浜港(三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第一西防波堤(同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第三曲点まで)、同防波堤第三曲点から158度950mの地点まで引いた線、同地点から第二西防波堤の基点まで引いた線、第二西防波堤(基点から第二曲点まで)、同防波堤第二曲点から160度1,110mの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)を除いた海域に限る。</p> <p>ア 三崎防波堤基部</p> <p>イ いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690mの点</p> <p>ウ 点イから真方位193度の線上764mの点</p>	A	直ちに	53.4.7 県告示458号

水	域	類型	達成期間	設定年月日
常磐沿岸海域(小名浜港沖)		A	直ちに	53.4.7 県告示458号
エ	点ウから真方位160度の線上2,000mの点			
オ	照島中央より145度15分の線上3,000mの点			
カ	いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400mの点			
キ	いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上100mの点			
ク	いわき市泉町地内八崎突端			

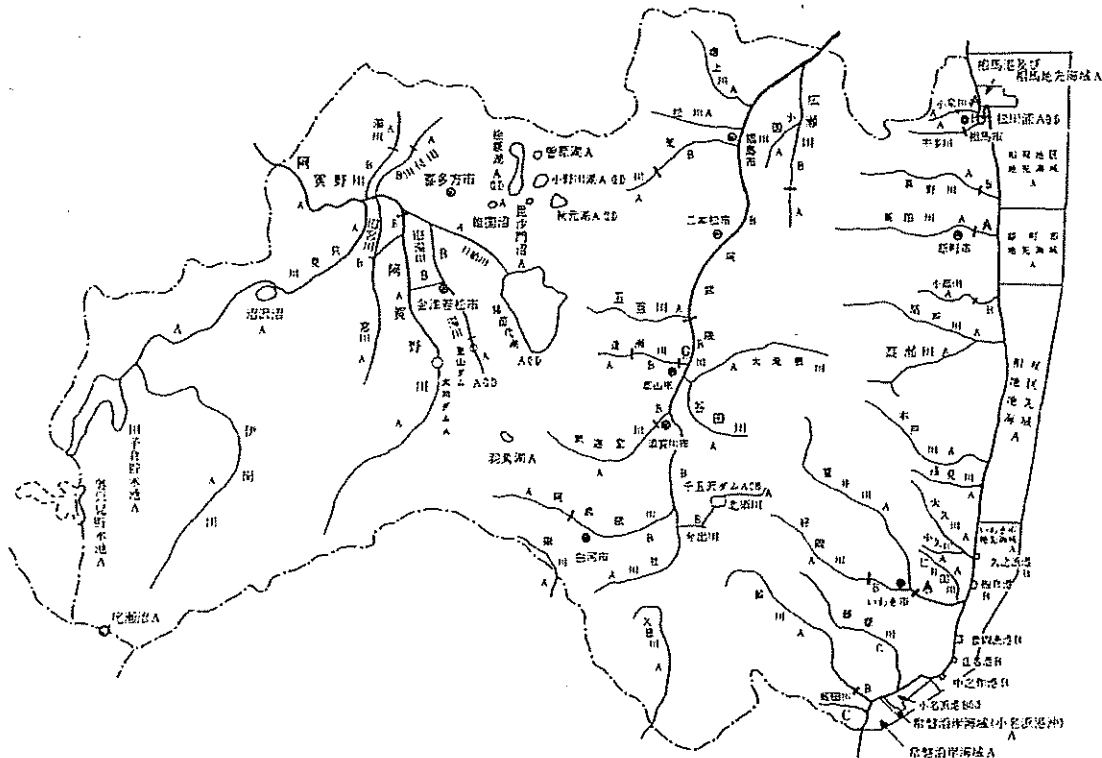
イ 全窒素及び全^{リン}に係るもの

水	域	類型	達成期間	暫定目標※ (平成22年度)	設定年月日
松川浦	相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港(松川浦地区)囲堤東端を結ぶ線、同囲堤、同漁港防砂堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	II	直ちに		H9.3.14 県告示234号
小名浜港	小名浜港三崎防波堤、同防波堤西端と三崎波除堤南端を結んだ線、同波除堤、第一西防波堤、同防波堤と第二西防波堤の東側延長線との交点と同防波堤東端を結んだ線、同防波堤、同防波堤と大剣防波堤の南側延長線との交点と同防波堤南端を結んだ線、同防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	III	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.7mg/l H18.3.24 県告示277号改正	H10.3.13 県告示224号

※全^{リン}については、引き続き類型IIIの基準値が維持されるように務めるものとする。

82 河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況

(平成19年12月31日現在)



83 窒素及び磷の排水規制対象湖沼

(1)窒素の規制対象湖沼

No.	湖沼名	所在地
1	千五沢ダム貯水池 (母畑湖)	石川郡石川町、同郡玉川村 及び同郡平田村
2	四時ダム貯水池 (四時湖)	いわき市

(2)磷の排水規制対象湖沼

No.	湖沼名	所在地	No.	湖沼名	所在地
1	大笹生ダム貯水池	福島市	28	秋元湖	耶麻郡北塩原村及び同郡猪苗代町
2	藤倉ダム貯水池	伊達郡桑折町	29	大深沢ダム貯水池 (大深沢調整池)	喜多方市
3	深田ダム貯水池	郡山市	30	宮川ダム貯水池	大沼郡会津美里町
4	笠松ダム貯水池	須賀川市	31	沼沢沼 (沼沢湖)	大沼郡金山町
5	藤沼ダム貯水池 (藤沼貯水池)	須賀川市	32	田島ダム貯水池 (舟鼻湖)	南会津町
6	滑川ダム貯水池	須賀川市	33	大内ダム貯水池	南会津郡下郷町
7	羽鳥ダム貯水池 (羽鳥湖)	岩瀬郡天栄村	34	尾瀬沼	南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村
8	龍生ダム貯水池	岩瀬郡天栄村	35	奥只見ダム貯水池 (奥只見湖)	南会津郡檜枝岐村及び新潟県北魚沼郡湯之谷村
9	千五沢ダム貯水池 (母畑湖)	石川郡石川町、同郡玉川村 及び同郡平田村	36	田子倉ダム貯水池 (田子倉湖)	南会津郡只見町
10	三春ダム貯水池 (さくら湖)	田村郡三春町	37	大鳥ダム貯水池	南会津郡只見町及び新潟県北魚沼郡湯之谷村
11	長久保ダム貯水池	田村郡小野町	38	四時ダム貯水池 (四時湖)	いわき市
12	南湖ため池 (南湖)	白河市	39	千軒平ダム貯水池 (千軒平ため池)	いわき市
13	赤坂ダム貯水池	西白河郡西郷村	40	小玉ダム貯水池 (こだま湖)	いわき市
14	西郷ダム貯水池 (西郷貯水池)	西白河郡西郷村	41	高柴ダム貯水池 (たかしぼ湖)	いわき市
15	犬神ダム貯水池	白河市	42	高の倉ダム貯水池	南相馬市
16	東山ダム貯水池 (湯の入り湖)	会津若松市	43	鉄山ダム貯水池	南相馬市
17	吉ヶ平ダム貯水池	会津若松市	44	横川ダム貯水池	南相馬市
18	大川ダム貯水池 (若郷湖)	会津若松市及び南会津郡下郷町	45	玉野ため池	相馬市
19	猪苗代湖	会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町	46	中富ため池 (中富堤)	相馬市
20	関柴ダム貯水池	喜多方市	47	館山ため池	双葉郡富岡町
21	大平沼 (大平沼堤)	喜多方市	48	坂下ダム貯水池	双葉郡富岡町及び同郡大熊町
22	日中ダム貯水池 (ひざわ湖)	喜多方市	49	大柿ダム貯水池	南相馬市及び双葉郡浪江町
23	雄国沼	耶麻郡北塩原村	50	唐神ため池	南相馬市
24	小野川湖	耶麻郡北塩原村	51	横峰ため池	南相馬市
25	曾原湖	耶麻郡北塩原村	52	岩部ダム貯水池	相馬郡飯館村
26	檜原湖	耶麻郡北塩原村	53	真野ダム貯水池 (はやま湖)	相馬郡飯館村
27	毘沙門沼	耶麻郡北塩原村	(注)昭和60年5月30日環境庁告示第27号		

84 窒素及び磷の排水規制対象海域

No.	海域名	所在地	範囲
1	松川浦	相馬市	相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港囲堤先端を結んだ線。同囲堤及び陸岸により囲まれた海域
2	小名浜港	いわき市	小名浜港三崎防波堤、同防波堤先端と三崎波除堤先端を結ぶ線、三崎波除堤、第一西防波堤、第二西防波堤の延長線と第一西防波堤との交点と第二西防波堤東端を結ぶ線、第二西防波堤、大剣防波堤の延長線と第二西防波堤との交点と大剣防波堤先端を結ぶ線、大剣防波堤及び陸岸により囲まれた海域

(注) 平成5年8月27日 環境庁告示第67号

85 阿賀野川水系の水質測定結果

(平成18年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
阿賀野川	◎ 田 島 橋	A	イ	6.7 ~ 7.4	10	0.9	0.0	1.2	3	1.6E+03
	大川橋上流			6.8 ~ 7.5	10	0.8	0.0	1.0	1	4.7E+02
	馬 越 橋	A	イ	6.6 ~ 7.2	10	0.5	0.0	<0.5	2	6.6E+02
	◎ 宮 古 橋			6.4 ~ 7.6	10	0.8	8.3	0.7	6	1.6E+03
	山科地先	A	ハ	6.4 ~ 7.2	10	0.6	0.0	0.5	13	1.4E+04
	◎ 新 郷 ダ ム			6.6 ~ 7.2	11	0.8	0.0	0.9	5	3.9E+03
只見川	◎ 西 谷 橋	A	イ	6.6 ~ 6.9	11	0.7	0.0	0.8	5	6.2E+02
	◎ 藤 橋			6.6 ~ 7.0	11	0.8	0.0	0.8	3	1.1E+03
伊南川	◎ 青 柳 橋	A	イ	6.6 ~ 7.6	11	0.7	0.0	0.8	5	3.8E+02
	◎ 黒 沢 橋			6.7 ~ 8.0	11	0.7	0.0	0.8	5	6.6E+02
田付川	◎ 大 橋	A	口	6.9 ~ 7.5	11	0.7	0.0	0.8	4	9.0E+02
	◎ 下川原橋	B	ハ	6.8 ~ 7.4	11	1.3	0.0	1.4	6	7.9E+03
宮 川	◎ 細工名橋	A	イ	6.8 ~ 7.2	11	1.1	0.0	1.2	5	7.2E+03
旧宮川	◎ 丈 助 橋	B	イ	6.8 ~ 7.2	10	1.8	0.0	1.9	9	1.8E+04
濁 川	◎ 濁 川 橋	A	イ	6.9 ~ 7.4	10	1.1	8.3	1.2	4	2.4E+04
	◎ 山 崎 橋	B	イ	6.8 ~ 7.4	11	1.1	0.0	1.1	7	1.3E+04
日橋川	◎ 南 大 橋	A	イ	5.8 ~ 7.5	11	0.6	0.0	<0.5	3	2.0E+03
湯 川	◎ 滝 見 橋	A	イ	6.8 ~ 7.5	11	1.0	0.0	1.1	2	7.0E+02
	◎ 新湯川橋	B	口	6.9 ~ 8.3	10	3.2	16.7	2.9	15	5.7E+04
	阿賀野川合流前			7.0 ~ 7.3	10	3.3	50.0	3.6	9	4.6E+04
旧湯川	◎ 栗ノ宮橋	B	口	6.7 ~ 7.3	11	1.5	0.0	1.8	9	3.2E+04
押切川	押切川橋	—	—	6.8 ~ 6.9	10	1.0	—	0.8	4	8.4E+03
大塩川	東 栄 橋	—	—	7.1 ~ 7.8	11	1.5	—	1.5	9	5.0E+04
瀬 川	館ノ内橋	—	—	6.9 ~ 7.2	11	1.4	—	1.5	13	3.6E+04
高橋川	新 橋	—	—	7.1 ~ 7.4	10	1.0	—	1.0	9	9.1E+03
小黒川	梅 の 橋	—	—	7.2 ~ 7.3	9.7	1.9	—	1.9	10	4.0E+04
長瀬川	小 金 橋	—	—	3.7 ~ 6.5	9.9	0.8	—	0.8	7	1.8E+02
酸 川	酸 川 野	—	—	3.0 ~ 3.5	9.6	0.8	—	0.8	3	7.2E+00
舟津川	舟 津 橋	—	—	7.0 ~ 7.3	11	0.7	—	0.8	1	2.3E+03
管 川	三浜橋上流	—	—	7.2 ~ 7.4	11	0.7	—	0.6	1	3.8E+03
常夏川	大作橋上流	—	—	6.9 ~ 7.2	10	0.7	—	0.8	3	2.7E+04

(注) 1 ◎印は環境基準点を示します。(以下同じ。)

環境保全領域調べ

2 結果は特にことわりのない限り年平均値です。(以下同じ。)

86 阿武隈川水系の水質測定結果

(平成18年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	BOD			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
阿武隈川	◎羽太橋	A	イ	7.0 ~ 7.7	10	0.7	0.0	0.8	3	3.3E+03
	田町大橋上流 400m	B	イ	7.1 ~ 7.7	11	1.1	0.0	1.3	4	6.7E+03
	川ノ目橋			6.8 ~ 7.6	10	1.7	0.0	2.0	7	2.3E+04
	江持橋			7.2 ~ 8.9	10	1.1	0.0	1.5	7	4.5E+03
	御代田橋			7.3 ~ 8.8	9.9	1.2	0.0	1.7	7	1.0E+04
	◎阿久津橋			7.3 ~ 8.6	10	1.5	0.0	2.0	10	7.6E+03
	阿武隈橋			7.3 ~ 8.0	9.7	1.7	0.0	2.0	11	8.5E+03
	高田橋	B	ロ	7.3 ~ 8.0	9.7	2.1	16.7	2.8	10	8.3E+03
	蓬萊橋			7.3 ~ 8.3	9.9	1.5	0.0	1.7	6	2.9E+03
	◎大正橋			7.1 ~ 8.6	10	1.2	0.0	1.4	7	3.7E+03
広瀬川	◎館ノ腰橋上流	A	イ	7.0 ~ 7.7	10	1.0	8.3	1.1	9	1.4E+04
	地蔵川原橋	B	イ	7.0 ~ 7.8	11	1.3	0.0	1.5	3	1.0E+04
	◎阿武隈川合流前			7.3 ~ 8.8	10	1.2	0.0	1.6	12	9.4E+03
小国川	◎広瀬川合流前	A	イ	7.0 ~ 8.0	11	1.9	41.7	2.3	4	1.4E+04
摺上川	十綱橋	A	イ	6.9 ~ 7.5	11	1.0	0.0	1.2	3	7.9E+03
	◎阿武隈川合流前			7.1 ~ 7.9	11	0.8	0.0	0.8	9	4.5E+03
松川	◎阿武隈川合流前	A	イ	5.8 ~ 7.0	10	0.5	0.0	0.5	14	1.1E+03
荒川	◎日ノ倉橋上流	A	イ	7.2 ~ 7.8	9.9	0.5	0.0	0.5	5	2.9E+03
	◎阿武隈川合流前	B	イ	6.2 ~ 7.0	9.5	0.5	0.0	<0.5	12	3.3E+03
五百川	石筵川合流後	A	イ	7.2 ~ 7.6	11	0.8	0.0	1.0	2	8.2E+03
	上関下橋			7.1 ~ 8.2	11	0.9	0.0	0.8	2	8.1E+03
	◎阿武隈川合流前			7.2 ~ 8.2	11	1.3	16.7	1.6	4	9.7E+04
逢瀬川	◎馬場川合流点上流	A	イ	7.2 ~ 7.5	11	1.1	0.0	1.5	7	1.8E+04
	◎幕ノ内橋上流	B	イ	7.3 ~ 7.4	11	2.3	16.7	2.5	12	6.4E+04
	◎阿武隈川合流前	C	イ	7.3 ~ 7.8	10	3.0	0.0	3.4	10	1.2E+04
大滝根川	船引橋	A	イ	7.2 ~ 7.8	10	1.8	16.7	1.6	6	1.9E+04
	◎阿武隈川合流前			7.4 ~ 7.9	11	1.3	8.3	1.9	10	3.6E+04
谷田川	谷田川橋	A	イ	7.4 ~ 7.7	10	1.5	25.0	1.9	12	4.4E+04
釈迦堂川	◎須賀川市水道 取水点	A	イ	7.3 ~ 9.6	11	1.3	8.3	1.5	5	8.4E+03
	◎阿武隈川合流前	B	イ	7.3 ~ 8.9	10	1.2	0.0	1.5	4	7.5E+03
社川	社川橋	A	イ	6.9 ~ 7.5	10	1.3	0.0	1.6	5	9.2E+03
	◎王子橋			7.3 ~ 8.3	11	1.7	16.7	1.9	7	3.2E+04
産ヶ沢川	新川橋	-	-	7.1 ~ 7.9	11	1.5	-	1.5	4	4.1E+04
東根川	阿武隈川合流前	-	-	6.8 ~ 7.3	9.3	3.2	-	4.1	16	2.6E+04
滝川	富士見橋	-	-	7.1 ~ 7.8	11	1.6	-	2.0	5	1.7E+04
佐久間川	阿武隈川合流前	-	-	7.1 ~ 8.5	11	1.9	-	2.1	8	5.1E+05
八反田川	八反田橋	-	-	6.7 ~ 7.3	11	2.0	-	2.0	9	2.9E+04
濁川	大森川合流前	-	-	7.1 ~ 7.6	9.9	3.0	-	3.2	10	6.9E+04
	阿武隈川合流前	-	-	7.2 ~ 7.5	9.6	3.9	-	2.9	19	1.2E+05
須川	須川橋	-	-	3.4 ~ 3.7	10	0.6	-	0.6	2	1.9E+01
水原川	下藤内橋	-	-	7.1 ~ 7.7	10	1.4	-	1.5	8	1.8E+04
女神川	鶴巻橋	-	-	7.2 ~ 7.7	10	3.0	-	2.9	4	7.9E+04
移川	小瀬川橋	-	-	7.2 ~ 7.7	10	0.9	-	0.7	6	1.5E+04
油井川	油井川橋	-	-	7.2 ~ 7.3	10	1.2	-	1.4	4	6.9E+03

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
杉田川	落合橋	—	—	7.2 ~ 7.5	11	1.2	—	1.1	3	9.0E+03
藤田川	阿武隈川合流前	—	—	7.4 ~ 7.5	11	2.2	—	2.6	6	3.9E+04
桜川	小泉橋	—	—	7.2 ~ 7.9	11	2.1	—	1.9	3	1.7E+04
亀田川	逢瀬川合流前	—	—	7.5 ~ 7.6	9.6	6.4	—	3.6	4	1.1E+05
牧野川	大滝根川合流前	—	—	7.4 ~ 8.2	11	1.6	—	1.8	4	1.5E+04
笹原川	新橋	—	—	7.3 ~ 8.1	10	1.7	—	2.1	13	1.8E+04
滑川	旧4号国道下	—	—	7.2 ~ 8.4	11	1.8	—	1.9	9	1.3E+04
今出川	◎猫啼橋	B	ハ	7.3 ~ 7.8	11	2.1	0.0	2.5	9	3.8E+04
北須川	◎やなぎ橋	A	イ	7.3 ~ 7.7	11	1.1	8.3	1.0	5	1.2E+04
藤野川	社川合流前	—	—	7.2 ~ 8.4	11	1.6	—	1.7	6	1.4E+04
谷津田川	阿武隈川合流前	—	—	7.1 ~ 7.4	9.5	3.6	—	5.2	8	4.0E+04
堀川	阿武隈川合流前	—	—	7.5 ~ 8.1	11	1.6	—	1.7	3	1.6E+04
泉川	阿武隈川合流前	—	—	7.3 ~ 7.8	11	2.5	—	2.9	11	2.7E+04
鯉川	阿武隈川合流前	—	—	7.3 ~ 7.8	9.9	6.6	—	8.6	2	8.9E+04
六角川	阿武隈川合流前	—	—	7.3 ~ 7.7	8.2	10	—	11	28	3.0E+05

環境保全領域調べ

87 久慈川、川上川、黒川の水質測定結果

(平成18年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
久慈川	◎松岡橋	A	ロ	7.0 ~ 8.5	11	1.1	0.0	1.3	3	6.4E+03
	◎高地原橋			7.1 ~ 7.8	11	1.1	0.0	1.2	5	4.2E+03
川上川	久慈川合流前	—	—	7.1 ~ 7.6	11	1.1	—	1.3	6	9.5E+03
黒川	◎栃木県境	A	イ	7.1 ~ 8.3	10	0.9	0.0	1.0	2	2.7E+03

環境保全領域調べ

88 相双地区河川の水質測定結果

(平成18年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
小泉川	◎小泉橋	A	イ	7.2 ~ 7.5	10	1.7	16.7	1.9	7	4.5E+04
	◎百間橋	C	イ	7.3 ~ 8.2	9.6	1.5	0.0	2.1	9	1.6E+04
宇多川	◎堀坂橋	A	イ	7.2 ~ 7.8	11	0.8	0.0	1.1	2	3.1E+03
	◎百間橋	B	イ	7.2 ~ 8.5	11	1.1	0.0	1.3	4	9.0E+03
真野川	◎落合橋	A	イ	6.9 ~ 7.7	10	1.0	0.0	1.0	3	1.1E+04
	◎真島橋	B	イ	7.1 ~ 7.9	9.6	1.1	0.0	1.3	9	6.7E+03
新田川	◎木戸内橋	A	イ	7.2 ~ 7.8	11	0.8	0.0	0.9	3	3.6E+03
	◎蛙川橋	B	イ	7.0 ~ 7.4	11	1.1	0.0	1.3	4	4.9E+03
小高川	◎善丁橋	A	イ	7.1 ~ 7.5	10	1.2	0.0	1.4	4	1.8E+04
	◎ハツカラ橋	B	イ	7.0 ~ 8.0	9.5	1.3	0.0	1.5	12	1.7E+04
請戸川	室原橋	A	イ	7.2 ~ 7.5	11	1.0	0.0	0.9	1	1.1E+03
	◎請戸橋			6.9 ~ 7.6	11	1.0	0.0	1.3	4	1.0E+04
高瀬川	◎慶応橋	A	イ	6.9 ~ 7.5	11	0.9	0.0	1.1	4	6.1E+03
木戸川	西山橋	A	イ	6.8 ~ 7.1	11	0.9	0.0	1.0	3	8.7E+02
	◎長瀬橋			6.9 ~ 7.4	11	0.8	0.0	0.9	4	2.2E+03
	◎木戸川橋			6.9 ~ 7.3	11	0.8	0.0	1.0	4	3.1E+03
浅見川	◎坊田橋	A	イ	7.0 ~ 7.3	10	0.8	0.0	0.9	2	4.1E+03
	広野町水道取水点上流			7.0 ~ 7.3	11	0.6	0.0	0.7	1	2.5E+02

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
地蔵川	山崎前橋	—	—	7.3 ~ 7.6	10	1.4	—	1.8	11	1.1E+04
太田川	丸山橋	—	—	6.9 ~ 7.2	9.7	1.0	—	1.1	5	4.7E+03
前田川	中浜橋	—	—	7.0 ~ 7.3	9.9	1.4	—	1.3	7	6.6E+03
熊川	三熊橋	—	—	7.1 ~ 7.4	10	1.2	—	1.2	3	2.0E+03
富岡川	小浜橋	—	—	7.1 ~ 7.6	11	1.0	—	1.1	2	6.8E+03
井出川	本釜橋	—	—	7.1 ~ 7.5	11	1.0	—	1.0	1	1.9E+03

環境保全領域調べ

89 いわき地区河川の水質測定結果

(平成18年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
夏井川	◎北ノ内橋	A	口	7.2 ~ 7.6	11	1.2	0.0	1.7	8	2.8E+04
	◎久太夫橋			7.3 ~ 7.7	11	0.9	0.0	1.3	4	8.1E+03
	◎六十枚橋	B	口	7.2 ~ 7.4	10	1.2	0.0	1.6	6	1.8E+04
好間川	◎岩穴つり橋	A	イ	7.4 ~ 7.8	11	0.9	0.0	1.2	2	6.3E+03
	◎夏井川合流前	B	イ	7.2 ~ 7.7	11	1.9	16.7	2.2	5	1.2E+05
藤原川	◎愛谷川橋	C	ハ	7.3 ~ 7.9	10	2.2	0.0	2.5	5	—
	島橋			7.5 ~ 7.7	8.3	9.1	66.7	13.0	13	—
	◎みなと大橋			7.3 ~ 7.8	5.5	3.9	8.3	4.3	11	—
蛭田川	◎小塙橋	C	ハ	7.2 ~ 7.6	11	1.8	0.0	2.5	6	—
	◎蛭田橋			7.1 ~ 7.4	8.9	3.5	8.3	4.4	4	—
大久川	◎蔭磯橋	A	イ	6.8 ~ 7.9	9.8	1.4	8.3	1.9	4	8.7E+04
小久川	連郷橋	A	イ	7.3 ~ 7.5	9.7	1.4	16.7	1.9	5	1.2E+04
仁井田川	霞田橋	A	イ	7.5 ~ 8.0	12	1.1	0.0	1.3	5	1.3E+04
	◎松葉橋			7.2 ~ 8.0	10	1.4	8.3	1.8	11	1.7E+04
鮫川	◎井戸沢橋	A	イ	7.4 ~ 7.8	11	1.1	0.0	1.4	2	1.8E+04
	◎鮫川橋	B	イ	7.2 ~ 7.5	10	1.6	0.0	1.9	2	1.9E+04
新川	古川橋	—	—	7.0 ~ 7.2	9.1	2.2	—	2.1	8	5.5E+04
	一之矢橋	—	—	7.2 ~ 7.6	10	2.6	—	2.6	7	9.4E+04
滑津川	高久橋	—	—	7.5 ~ 7.9	9.1	4.0	—	3.6	10	—
矢田川	矢田川橋	—	—	7.4 ~ 7.5	6	4.9	—	5.8	9	—
宝珠院川	藤原川合流前	—	—	6.8 ~ 7.2	7.3	11.0	—	9.3	13	—
四時川	小室橋	—	—	7.2 ~ 7.6	11	1.1	—	1.3	3	1.4E+03
	鮫川合流前	—	—	7.5 ~ 7.8	12	1.3	—	1.3	2	4.3E+03
境川	6号国道下	—	—	7.2 ~ 7.5	7.5	15	—	13	13	2.9E+06
神白川	下神白橋	—	—	7.3 ~ 7.6	9.5	3.6	—	4.3	9	4.8E+04
湯本川	藤原川合流前	—	—	7.6 ~ 7.7	8.8	3.9	—	3.8	29	8.8E+04
渋川	植田橋	—	—	7.2 ~ 7.5	8.8	4.7	—	5.5	7	1.1E+05

環境保全領域調べ

90 湖沼の水質測定結果

ア COD等に係るもの

(平成18年度)

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	C O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)			
大川ダム貯水池	◎湖	心	A	イ	6.4 ~ 7.3	8.8	2.0	8.3	2.2	4	8.8E+02
尾瀬沼	◎湖	心	A	イ	6.5 ~ 7.6	8.4	3.6	60.0	4.2	1	3.0E+03
	長蔵小屋南西250m	7.0 ~ 7.5			9.3	3.7	60.0	4.3	1	2.2E+03	
奥只見貯水池	◎湖	心	A	イ	6.8 ~ 7.9	9.6	1.9	0.0	2.2	2	8.9E+01
田子倉貯水池	◎湖	心	A	イ	6.7 ~ 8.6	10.0	1.7	0.0	2.2	2	2.6E+02
沼沢沼	◎湖	心	A	イ	6.8 ~ 8.1	11	1.5	0.0	1.8	1	1.8E+02
猪苗代湖	◎湖	心	A	イ	6.1 ~ 6.8	11	0.8	0.0	0.8	1	2.8E+02
	小石ヶ浜水門	6.4 ~ 6.8			9.5	0.8	0.0	0.9	1	3.2E+02	
	天神浜	4.7 ~ 6.9			9.4	1.0	0.0	1.2	1	7.3E+02	
	安積疏水取水口	6.4 ~ 6.8			9.7	0.9	0.0	0.9	1	4.6E+02	
	浜路浜	6.4 ~ 6.7			9.7	0.9	0.0	1.0	<1	3.2E+02	
	舟津港	6.5 ~ 7.0			9.8	1.0	0.0	1.2	<1	5.3E+02	
	青松ヶ浜	6.5 ~ 6.8			9.8	0.9	0.0	1.1	<1	5.2E+02	
	高橋川河口付近	6.4 ~ 7.2			10	1.5	12.5	1.3	3	5.2E+03	
桧原湖	◎湖	心	A	ロ	6.5 ~ 7.6	8.9	2.0	0.0	2.4	2	2.2E+01
	湖北部	6.9 ~ 7.7			9.3	2.1	0.0	2.7	2	1.8E+01	
	湖南部	6.9 ~ 7.6			9.3	2.1	0.0	2.6	1	3.1E+01	
小野川湖	◎湖	心	A	ロ	6.9 ~ 7.4	9.0	2.1	0.0	2.6	1	6.0E+01
	湖東部	6.9 ~ 7.4			9.1	2.2	0.0	2.7	1	8.8E+01	
	湖西部	6.9 ~ 7.3			9.0	2.4	0.0	2.6	1	4.6E+02	
秋元湖	◎湖	心	A	ロ	6.8 ~ 7.5	9.0	3.3	57.1	3.9	2	1.9E+02
	湖東部	7.0 ~ 7.5			9.0	3.3	57.1	3.9	2	3.5E+02	
	湖西部	7.0 ~ 7.5			9.0	3.0	57.1	3.8	1	2.1E+02	
曾原湖	◎湖	心	A	ロ	6.9 ~ 7.3	8.5	2.4	0.0	2.9	1	1.6E+02
雄国沼	◎湖	心	A	ロ	6.6 ~ 6.9	9.1	4.1	71.4	5.0	3	3.4E+02
毘沙門沼	◎湖	心	A	ロ	6.2 ~ 6.5	8.8	1.0	0.0	1.1	1	6.5E+01
羽鳥湖	◎湖	心	A	イ	6.6 ~ 7.4	9.4	2.1	0.0	2.4	2	1.5E+02
東山ダム貯水池	◎東山ダムサイト		A	イ	6.3 ~ 8.7	7.4	3.0	44.4	3.4	2	5.8E+01
千五沢ダム貯水池	◎千五沢ダムサイト		A	ニ	7.0 ~ 10.1	9.7	4.9	100	5.5	7	6.9E+02
四時ダム貯水池	四時ダムサイト		—	—	6.8 ~ 8.6	8.3	2.2	—	2.5	3	2.4E+02

環境保全領域調べ

イ 全窒素及び全^酸に係るもの

(平成18年度)

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	全 ^酸 (mg/ℓ)	全窒素(mg/ℓ)	
大川ダム貯水池	◎湖	心	Ⅲ	イ	0.012	0.48
尾瀬沼	湖	心	—	—	0.006	0.22
	長蔵小屋南西250m		—	—	0.005	0.20
奥只見貯水池	湖	心	—	—	0.007	0.13
田子倉貯水池	湖	心	—	—	0.009	0.16
沼沢沼	湖	心	—	—	0.005	0.15

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	全磷(mg/l)	全窒素(mg/l)
猪苗代湖	◎湖心	II	イ	<0.003	0.24
	小石ヶ浜水門			0.004	0.25
	天神浜	II	イ	0.006	0.25
	安積疏水取水口			0.004	0.26
	浜路浜			0.004	0.26
	舟津港			0.004	0.26
	青松ヶ浜			0.003	0.26
	高橋川河口付近			0.012	0.3
桧原湖	◎湖心	II	イ	0.006	0.17
	湖北部			0.007	0.19
	湖南部			0.007	0.17
小野川湖	◎湖心	II	イ	0.007	0.21
	湖東部			0.007	0.23
	湖西部			0.008	0.21
秋元湖	◎湖心	II	イ	0.007	0.25
	湖東部			0.007	0.24
	湖西部			0.007	0.25
曾原湖	湖心	-	-	0.007	0.21
雄国沼	湖心	-	-	0.011	0.25
毘沙門沼	湖心	-	-	0.006	0.07
羽鳥湖	湖心	-	-	0.006	0.28
寒山ダム貯水池	◎東山ダムサイト	II	ニ	0.013	0.32
四時ダム貯水池	四時ダムサイト	-	-	0.050	0.53
千五沢ダム貯水池	◎千五沢ダムサイト	III	ニ	0.063	1.2

(注)全磷、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。

環境保全領域調べ

91 海域の水質測定結果

ア COD等に係るもの

(平成18年度)

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	C O D			油分 (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
相双地区 地先海域	◎釣師浜漁港沖 約2,000m付近	A	イ	8.2 ~ 8.3	9.2	1.2	0.0	1.3	N.D	1.5E+02
	◎真野川沖 約2,000m付近			8.2 ~ 8.3	9.1	1.1	0.0	1.2	N.D	8.6E+01
	◎請戸川沖 約2,000m付近			8.2 ~ 8.3	9.0	1.1	0.0	1.3	N.D	4.6E+01
	東電第1原発沖 約1,000m付近			8.2 ~ 8.3	9.1	1.2	0.0	1.2	N.D	4.4E+01
	東電第2原発沖 約1,000m付近			8.2 ~ 8.3	8.8	1.2	0.0	1.3	N.D	8.8E+01
	東電広野火発沖 約1,000m付近			8.1 ~ 8.3	9.0	1.1	0.0	1.3	N.D	6.6E+01
松川浦	◎漁業権区域区 1号中央付近	A	イ	7.9 ~ 8.4	8.5	1.0	0.0	1.2	N.D	3.1E+02
	◎漁業権区域区 3号中央付近			7.9 ~ 8.3	8.6	1.2	0.0	1.3	N.D	8.3E+02
	浦の出入口付近			7.9 ~ 8.3	8.8	0.9	0.0	1.0	N.D	6.9E+02
相馬港及 び相馬地 先海域	◎地蔵川沖 約2,500m付近	A	イ	8.2 ~ 8.4	9.3	1.2	0.0	1.3	N.D	2.3E+02
	◎相馬港南防波 堤屈曲部西約 200m付近			8.0 ~ 8.6	8.9	1.3	0.0	1.5	N.D	1.5E+02

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	C O D			油分 (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
原町市地先海域	◎ 原町市特別都市下水路沖約1,000m付近	A	イ	8.2 ~ 8.3	9.1	1.2	0.0	1.3	N.D	1.1E+02
	◎ 新田川沖約1,000m付近			8.1 ~ 8.2	8.8	1.1	0.0	1.2	N.D	3.4E+02
	◎ 新田川沖約5,000m付近			8.2 ~ 8.3	9.4	1.1	0.0	1.2	N.D	3.6E+01
いわき市地先海域	◎ 中之作港沖1,000m付近	A	イ	8.1 ~ 8.4	9.1	1.2	0.0	1.3	N.D	4.0E+00
	◎ 豊間漁港沖約1,500m付近			8.1 ~ 8.3	8.9	1.4	16.7	1.5	N.D	3.2E+01
	◎ 夏井川沖約1,500m付近			8.1 ~ 8.3	9.0	1.4	16.7	1.6	N.D	2.2E+02
久之浜港	◎ A・B防波堤接部西約150m	B	イ	8.0 ~ 8.2	8.5	1.3	0.0	1.6	N.D	—
四倉港	◎ 埠頭先東約30m	B	イ	8.1 ~ 8.3	9.1	1.6	0.0	1.9	N.D	—
豊間漁港	◎ 中防波堤先西約30m	B	イ	8.0 ~ 8.2	8.6	1.4	0.0	1.8	N.D	—
	◎ 漁港内中央付近			8.1 ~ 8.3	8.4	1.3	0.0	1.5	N.D	—
江名港	◎ 東内防波堤先北西約50m	B	イ	8.0 ~ 8.2	8.5	1.7	0.0	2.2	N.D	—
中之作港	◎ 西防波堤先南約200m	B	イ	8.1 ~ 8.3	8.8	1.3	0.0	1.5	N.D	—
小名浜港	◎ 4号埠頭先	B	イ	8.1 ~ 8.4	8.9	1.5	0.0	1.8	N.D	—
	西防波堤第2の北約400m			8.1 ~ 8.3	8.5	1.5	0.0	2.2	—	—
	漁港区内			8.0 ~ 8.3	8.4	1.7	16.7	2.0	—	—
常磐沿岸海域	◎ 蛭田川沖南南東約2,500m	A	イ	8.1 ~ 8.3	8.9	1.4	0.0	1.5	N.D	2.5E+02
	◎ 鮫川沖南約2,000m付近			8.1 ~ 8.3	8.7	1.3	0.0	1.9	N.D	2.5E+03
	◎ 照島東南東約800m			8.1 ~ 8.4	8.7	1.3	0.0	1.4	—	—
	◎ 蛭田川沖東約1,000m			8.1 ~ 8.3	8.9	1.3	0.0	1.6	—	—
	◎ 勿来港外の漁港区内			8.1 ~ 8.4	9.2	1.4	0.0	1.6	—	—
	◎ 小浜港外の漁港区内			8.1 ~ 8.4	8.8	1.4	0.0	1.7	—	—
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	◎ 番所灯台真方位245度線上2,000m	A	イ	8.1 ~ 8.4	9.1	1.1	0.0	1.4	N.D	4.0E+00
	◎ 八崎灯台真方位115度線上1,500m			8.1 ~ 8.3	8.9	1.2	0.0	1.7	N.D	5.7E+01

環境保全領域調べ

イ 全窒素及び全燐に係るもの

(平成18年度)

海域名	測定地点	類型	達成期間	全燐 (mg/l)	全窒素 (mg/l)
松川浦	◎ 漁業権区域区1号中央付近	II	イ	0.029	0.24
	◎ 漁業権区域区3号中央付近			0.032	0.27
	浦の出入口付近			0.028	0.24
小名浜港	◎ 4号埠頭先	III	ニ	0.035	0.61
	西防波堤第2の北約400m			0.058	1.3
	漁港区内			0.060	0.55

(注) 全燐、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。

環境保全領域調べ

92 水浴場の水質測定結果

(1) 遊泳期間前における水浴場の水質測定結果

(平成18年度)

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質									油 膜	判 定	平成 17年 度
				ふん便性大腸菌 群数(個/100m ³)			COD(mg/l)			pH		透明度 (m)			
				最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	最大 (平均)			
1	つるし師は浜	新地町	5/18, 5/19	<2	<2	<2	1.5	2.1	1.9	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
2	はらがま釜・お尾は浜	相馬市	5/18, 5/22	<2	<2	<2	0.6	1.8	1.3	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
3	みぎた田は浜	南相馬市	5/18, 5/19	<2	<2	<2	1.4	2.3	1.8	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
4	きたいずみ泉	南相馬市	5/18, 5/22	<2	8	2	<0.5	1.7	1.1	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
5	むらかみ上	南相馬市	5/18, 5/22	<2	<2	<2	0.5	1.8	1.1	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
6	つ請ど戸	浪江町	5/18, 5/22	<2	2	<2	0.7	1.6	1.2	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
7	ふたば葉	双葉町	5/18, 5/22	<2	<2	<2	0.5	1.4	1	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
8	くまがわ川	大熊町	5/19, 5/22	<2	10	5	0.7	2.5	1.5	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
9	いわさわ沢	楢葉町	5/19, 5/22	<2	16	7	0.8	2.2	1.6	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
10	ひさのはま・はつち波立	いわき市	5/9, 5/16	2	6	4	0.8	1.9	1.4	8	8.2	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
11	よつくら倉	〃	5/9, 5/16	9	60	26	<0.5	2.4	1.5	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
12	しんまいこ新舞子ビーチ	〃	5/9, 5/16	<2	14	6	<0.5	1.9	1.2	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
13	うす磯	〃	5/9, 5/16	<2	4	2	1.1	1.7	1.6	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
14	とよま間	〃	5/9, 5/16	2	5	3	<0.5	2.1	1.4	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
15	ながさき崎	〃	5/9, 5/16	4	34	19	<0.5	1.9	1.2	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
16	おほま浜	〃	5/9, 5/16	<2	2	<2	0.5	1.6	1.1	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
17	なこそ来	〃	5/9, 5/16	<2	6	<2	<0.5	2.7	1.5	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
18	ながはま浜	猪苗代町	5/15, 5/22	<2	<2	<2	0.6	1.5	1.1	6.3	6.8	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
19	てんじん神は浜	〃	5/17, 5/22	<2	<2	<2	0.5	0.8	0.7	4.9	6.5	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
20	しだ田は浜	〃	5/15, 5/22	<2	<2	<2	0.7	1.8	1.2	6.4	6.5	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
21	じょうこ戸は浜	〃	5/15, 5/22	<2	<2	<2	0.6	0.9	0.8	6.3	6.5	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
22	きつかわ川は浜	会津若松市	5/15, 5/22	<2	<2	<2	0.7	2	1.1	6.2	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
23	なかだ田は浜	〃	5/15, 5/22	<2	<2	<2	0.7	0.8	0.8	6.2	6.4	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
24	こいしが石ヶ浜	〃	5/15, 5/22	<2	<2	<2	0.7	1.8	1	6.2	6.7	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
25	はまじ路は浜	郡山市	5/16, 5/22	<2	<2	<2	0.6	0.6	0.6	6.4	6.5	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質									判定	平成 17年 度	
				ふん便性大腸菌 群数(個/100mℓ)			COD(mg/ℓ)			pH		透明度 (m) 最大 (平均)			油 膜
				最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大				
26	よこざわ 横 沢 浜	郡山市	5/16, 5/22	<2	<2	<2	0.6	1	0.9	6.5	6.8	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
27	たて 館 浜	"	5/16, 5/22	<2	13	4	1.1	2	1.5	6.5	6.6	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
28	ふなつ 舟 津 浜	"	5/16, 5/22	<2	<2	<2	0.7	1.8	1	6.5	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
29	ふなつ 舟 津 公園	"	5/16, 5/22	<2	<2	<2	0.6	1.1	0.8	6.4	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
30	せいし 青 松 ヶ 浜	"	5/16, 5/22	<2	3	<2	0.6	0.8	0.8	6.5	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
31	あきや 秋 や 山 浜	"	5/16, 5/22	<2	<2	<2	0.7	1	0.9	6.5	6.5	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA

(注) 調査の実施主体は、10～17がいわき市、25～31が郡山市、それ以外は福島県です。

環境保全領域調べ

備考 環境省による水浴場水質判定基準(2)の表も同じ

区分	項目	ふん便性 大腸菌群 数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 AA	不検出(検出限界2個/100mℓ)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は 3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
	水質 A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は 3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
可	水質 B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C	1,000個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mℓを超える	常時油膜が認められる	8mg/ℓ超	50cm未満*

(注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

3 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

4 「改善対策を要するもの」については、以下のとおりとする。

(1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mℓを超える測定値が1以上あるもの。

(2) 常時油膜が認められたもの。

(2) 遊泳期間中における水浴場の水質測定結果

(平成18年度)

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質									判定	平成 17年 度	
				ふん便性大腸菌 群数(個/100mℓ)			COD(mg/ℓ)			pH		透明度 (m) 最大 (平均)			油 膜
				最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大				
1	つるし 釣 師 浜	新地町	8/8, 8/9	2	6	4	1.4	2	1.8	8.1	8.6	>1 (>1)	無	水質 A	水質 B
2	はらが 原 釜 尾 浜	相馬市	8/8, 8/9	16	96	54	1.6	1.9	1.8	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
3	みぎ 右 田 浜	南相馬市	8/8, 8/9	<2	6	3	1.4	1.6	1.5	8	8.3	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
4	きた 北 泉	南相馬市	8/8, 8/10	6	28	18	1.5	1.6	1.6	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
5	むら 村 上	南相馬市	8/8, 8/10	<2	8	3	1.2	1.5	1.4	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
6	せ 請 戸	浪江町	8/8, 8/10	14	144	66	1.2	1.3	1.3	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質									油膜	判 定	平成 17年 度
				ふん便性大腸菌 群数(個/100ml)			COD(mg/l)			pH		透明度 (m) 最大 (平均)			
				最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大				
7	双葉	双葉町	8/8, 8/10	<2	6	2	1.1	1.2	1.2	8	8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
8	熊が川	大熊町	8/9, 8/10	46	124	86	1.2	1.6	1.4	8	8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
9	いわき	檜葉町	8/9, 8/10	38	242	172	1	1.4	1.3	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 B	水質 A
10	ひさの 久之浜・波立	いわき市	8/2, 8/5	2	50	18	0.8	2	1.4	8.3	8.5	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
11	四つくら倉	〃	8/2, 8/5	34	62	47	<0.5	2.3	1.4	8.3	8.5	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
12	しんまいこ 新舞子ビーチ	〃	8/2, 8/5	2	300	93	1.2	2.7	1.9	8.3	8.3	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
13	うす 薄磯	〃	8/2, 8/5	<2	32	10	0.5	2.4	1.5	8.3	8.5	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
14	とよま 豊間	〃	8/2, 8/5	4	8	6	<0.5	2.2	1.4	8.2	8.5	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
15	ながさ 永崎	〃	8/2, 8/5	24	40	31	1.5	1.9	1.8	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
16	おほま 小浜	〃	8/2, 8/5	4	90	35	<0.5	2.2	1.4	8.3	8.3	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
17	なこも 勿来	〃	8/2, 8/5	2	150	43	0.9	2.5	2	8.3	8.3	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
18	ながは 長浜	猪苗代町	7/26, 8/2	<2	6	2	1.2	1.4	1.4	6.7	7	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
19	てんじん 天神	〃	7/31, 8/1	4	16	11	2.2	2.8	2.6	7.1	7.2	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
20	しだ 志田	〃	7/26, 8/1	4	48	19	1.1	1.5	1.3	6.6	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
21	じょう 上戸	〃	7/26, 8/1	<2	12	4	1.1	1.4	1.2	6.7	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
22	さか 崎川	会津若松市	7/26, 8/1	2	2	2	1.2	1.3	1.3	6.7	6.9	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
23	なかだ 中田	〃	7/26, 8/1	2	12	7	1.1	1.5	1.4	6.8	6.9	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
24	こいしが 小石ヶ	〃	7/26, 8/1	<2	6	3	1.2	3.2	2	6.7	6.9	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
25	はまじ 浜路	郡山市	7/11, 7/18	<2	3	3	0.6	1.1	0.9	6.5	6.9	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
26	よこざ 横沢	〃	7/11, 7/18	2	18	7	<0.5	1	0.9	6.6	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
27	たて 館	〃	7/11, 7/18	<2	9	4	0.7	1.9	1.3	6.7	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
28	ふなつ 舟津	〃	7/11, 7/18	<2	10	4	0.8	1.2	1.1	6.8	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
29	ふなつ 舟津公園	〃	7/11, 7/18	<2	<2	<2	0.6	1.4	1.1	6.7	6.9	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
30	せいしょう 青松ヶ	〃	7/11, 7/18	<2	20	8	0.6	1.1	1	6.8	6.9	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
31	あきや 秋山	〃	7/11, 7/18	<2	<2	<2	0.7	1.5	1.2	6.7	7	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A

(注) 調査の実施主体は、10～17がいわき市、25～31が郡山市、それ以外は福島県です。

環境保全領域調べ

93 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準

(単位:mg/l)

項 目	環 境 基 準	判 断 基 準
カ ド ミ ウ ム	0.01 以下	検出されないこと(0.001)
全 シ ア ン	検出されないこと	検出されないこと(0.1)
鉛	0.01 以下	検出されないこと(0.005)
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	検出されないこと(0.02)
砒 素	0.01 以下	検出されないこと(0.005)
総 水 銀	0.0005 以下	検出されないこと(0.0005)
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	検出されないこと(0.0005)
P C B	検出されないこと	検出されないこと(0.0005)
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	検出されないこと(0.02)
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	検出されないこと(0.0002)
1,2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 以下	検出されないこと(0.0004)
1,1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.02 以下	検出されないこと(0.002)
シス - 1,2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 以下	検出されないこと(0.004)
1,1,1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1 以下	検出されないこと(0.0005)
1,1,2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006 以下	検出されないこと(0.0006)
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03 以下	検出されないこと(0.002)
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 以下	検出されないこと(0.0005)
1,3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	0.002 以下	検出されないこと(0.0002)
チ ウ ラ ム	0.006 以下	検出されないこと(0.0006)
シ マ ジ ン	0.003 以下	検出されないこと(0.0003)
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下	検出されないこと(0.002)
ベ ン ゼ ン	0.01 以下	検出されないこと(0.001)
セ レ ン	0.01 以下	検出されないこと(0.002)
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 以下	検出されないこと(0.1)
ふ っ 素	0.8 以下	検出されないこと(0.08)
ほ う 素	1 以下	検出されないこと(0.02)

- (備考) 1 環境基準は年平均値で評価します。ただし、全シアンについてのみ最高値で評価します。
- 2 検出の有無の判断基準は、平成9年3月13日付け環境省告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ること(検出されないこと)であり、その値は()内の数値としています。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とします。

94 管内別特定事業場数及び排水規制対象特定事業場数

(平成18年度)

号番号	業種及び施設	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	福島市 (政令市)	郡山市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
1	鉱業・水洗炭業	—	2 (1)	—	—	—	—	—	—	—	2 (1)
1の2	豚房・牛房・馬房	178 (—)	106 (5)	187 (2)	211 (—)	6 (—)	128 (4)	31 (—)	132 (—)	66 (3)	1,045 (14)
2	畜産食料品	18 (6)	3 (—)	2 (2)	7 (2)	—	9 (2)	5 (3)	4 (3)	5 (2)	53 (20)
3	水産食料品	4 (2)	—	—	—	—	21 (2)	3 (—)	—	90 (20)	118 (24)
4	農産保存食料品	16 (5)	4 (2)	10 (5)	94 (4)	34 (2)	10 (4)	9 (6)	3 (—)	11 (2)	191 (30)
5	みそ・しょうゆ・調味料	24 (2)	23 (1)	6 (—)	35 (2)	4 (—)	7 (—)	10 (2)	7 (1)	38 (—)	154 (8)
6	小麦粉	—	1 (—)	—	—	—	—	—	—	—	1 (0)
7	砂糖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
8	パン・菓子・製あん	2 (—)	4 (—)	2 (—)	1 (—)	—	6 (—)	3 (—)	—	5 (2)	23 (2)
9	米菓・こうじ	3 (—)	—	1 (1)	1 (1)	—	—	—	—	—	5 (2)
10	飲料	16 (3)	12 (2)	11 (3)	45 (9)	6 (—)	5 (—)	2 (—)	7 (2)	19 (—)	123 (19)
11	動物系飼料・有機肥料	2 (—)	4 (2)	—	—	—	—	1 (—)	4 (—)	—	11 (2)
12	動植物油脂	—	—	—	1 (—)	1 (—)	—	1 (—)	2 (2)	—	5 (2)
13	イースト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
14	でん粉・化工でん粉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
15	ぶどう糖・水あめ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
16	めん類	2 (1)	8 (—)	—	19 (—)	2 (—)	6 (—)	5 (2)	5 (—)	12 (—)	59 (3)
17	豆腐・煮豆	83 (—)	87 (—)	33 (1)	151 (—)	27 (—)	47 (—)	95 (1)	36 (3)	38 (—)	597 (5)
18	インスタントコーヒー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
18の2	冷凍調理食品	4 (1)	2 (2)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	11 (8)
18の3	たばこ	—	1 (—)	—	—	—	—	—	—	—	1 (0)
19	紡績・繊維製品	11 (10)	13 (2)	1 (1)	8 (1)	1 (—)	3 (1)	1 (—)	2 (—)	8 (1)	48 (16)
20	洗毛業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
21	化学繊維	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
21の2	一般製材・木材チップ	—	2 (—)	2 (1)	—	—	—	1 (—)	—	—	5 (1)
21の3	合板	—	—	—	—	—	—	—	1 (—)	—	1 (0)
21の4	パーティクルボード	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
22	木材薬品処理	1 (—)	6 (—)	2 (—)	1 (1)	—	5 (1)	2 (—)	3 (—)	29 (—)	49 (2)
23	パルプ・紙・紙加工品	—	—	2 (2)	1 (1)	—	1 (1)	—	—	3 (2)	7 (6)
23の2	新聞・出版・印刷・製版	4 (—)	6 (1)	6 (—)	2 (—)	—	2 (—)	18 (—)	8 (1)	6 (—)	52 (2)
24	化学肥料	—	—	—	—	—	—	—	1 (1)	4 (3)	5 (4)
25	水銀電解か性ソーダ・カリ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)
26	無機顔料	—	—	—	—	—	—	—	—	2 (2)	2 (2)

号番号	業種及び施設	東北地方 振興局	関東地方 振興局	関東地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	山形県 (政令市)	山形市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
27	その他の無機化学工業製品	(-)	1 (1)	(-)	2 (2)	(-)	4 (3)	(-)	4 (4)	7 (7)	18 (17)
28	アセチレン誘導品	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
29	コーラタール製品	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
30	発酵工業	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
31	メタン誘導品	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
32	有機顔料・合成染料	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	2 (2)	4 (4)
33	合成樹脂	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	2 (1)	4 (3)
34	合成ゴム	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
35	有機ゴム薬品	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	1 (1)
36	合成洗剤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
37	その他の石油化学工業	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	1 (1)
38	石けん	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
39	硬化油	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
40	脂肪酸	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
41	香料	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	2 (1)	(-)	1 (1)	(-)	3 (2)
42	ゼラチン・にかわ	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
43	写真感光材料	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	1 (1)
44	天然樹脂	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
45	木材化学工業	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
46	その他の有機化学工業製品	(-)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	(-)	5 (5)	(-)	4 (4)	9 (9)	21 (20)
47	医薬品	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	4 (3)	10 (9)
48	火薬	(-)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)
49	農薬	1 (1)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	2 (2)	(-)	5 (2)
50	有害物質含有試薬	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
51	石油精製	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
51の2	タイヤ・工業用ゴム	(-)	3 (1)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	4 (1)
51の3	医療・衛生用ゴム	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	1 (0)
52	皮革	1 (1)	1 (1)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	3 (0)
53	ガラス・ガラス製品	2 (1)	22 (20)	12 (4)	9 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (1)	6 (4)	2 (2)	60 (44)
54	セメント製品	10 (-)	14 (2)	10 (2)	13 (1)	4 (-)	9 (-)	6 (-)	11 (1)	27 (3)	104 (9)
55	生コンクリート	14 (-)	12 (2)	5 (2)	24 (4)	13 (2)	10 (2)	9 (-)	6 (-)	15 (4)	108 (16)
56	有機質砂壁材	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)
57	人造黒鉛電極	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
58	窯業原料の精製	(-)	(-)	(-)	4 (2)	(-)	(-)	(-)	2 (1)	(-)	6 (3)
59	砕石	2 (-)	3 (-)	7 (1)	4 (-)	5 (-)	9 (-)	(-)	(-)	7 (4)	37 (5)

号番号	業種及び施設	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	高知 政令 市	郡山市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
60	砂利採取	3 (-)	8 (-)	7 (-)	22 (4)	6 (-)	3 (-)	1 (1)	4 (-)	12 (1)	66 (6)
61	鉄鋼	2 (-)	2 (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (-)	1 (1)	8 (3)
62	非鉄金属	1 (-)	- (-)	3 (1)	7 (6)	- (-)	3 (2)	- (-)	2 (1)	4 (3)	20 (13)
63	金属製品・機械器具	17 (13)	21 (11)	17 (8)	5 (4)	1 (1)	5 (1)	4 (4)	7 (5)	23 (16)	100 (63)
63の2	空きびん卸売業	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	2 (1)
63の3	石炭燃料火力発電施設	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	- (-)	- (-)	2 (1)	5 (4)
64	ガス供給・コークス	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (1)
64の2	水道・工業用水道	1 (-)	1 (-)	1 (1)	4 (3)	- (-)	4 (3)	1 (-)	2 (-)	6 (2)	20 (9)
65	酸・アルカリ表面処理	17 (10)	28 (19)	23 (19)	18 (12)	1 (-)	19 (9)	9 (3)	7 (2)	17 (13)	139 (87)
66	電気めっき	2 (2)	8 (8)	5 (5)	7 (7)	- (-)	7 (6)	4 (4)	10 (9)	4 (4)	47 (45)
66の2	旅館	103 (25)	165 (31)	118 (27)	771 (109)	410 (20)	214 (5)	190 (75)	157 (34)	274 (92)	2402 (418)
66の3	共同調理場	7 (3)	1 (1)	3 (3)	3 (1)	- (-)	1 (-)	4 (4)	2 (2)	6 (5)	27 (19)
66の4	弁当仕出屋等	1 (1)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (-)	5 (3)	4 (4)	13 (10)
66の5	飲食店等	10 (2)	7 (2)	5 (2)	27 (12)	7 (7)	2 (2)	8 (3)	6 (-)	8 (8)	80 (38)
66の6	そば・うどん・すし店等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (0)
66の7	料亭・バー・キャバレー等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (0)
67	洗たく	52 (7)	63 (8)	37 (4)	104 (19)	12 (1)	55 (7)	42 (8)	57 (15)	99 (11)	521 (80)
68	写真現像	6 (-)	9 (-)	6 (-)	23 (-)	4 (-)	9 (-)	10 (-)	14 (-)	10 (-)	91 (0)
68の2	病院	- (-)	2 (2)	2 (2)	4 (4)	- (-)	1 (-)	- (-)	5 (5)	1 (1)	15 (14)
69	と畜・へい獣取扱	- (-)	1 (-)	1 (1)	4 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	2 (2)	9 (5)
69の2	中央卸売市場	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	1 (0)
69の3	地方卸売市場	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (-)	2 (1)
70	廃油処理施設	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (1)
70の2	自動車分解整備事業	- (-)	1 (-)	- (-)	2 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	7 (-)	- (-)	12 (0)
71	自動式車両洗浄施設	55 (1)	54 (4)	48 (6)	78 (-)	11 (-)	63 (-)	89 (-)	148 (-)	92 (7)	638 (18)
71の2	科学技術の試験・研究機関	2 (-)	7 (3)	6 (4)	10 (6)	2 (1)	13 (7)	13 (7)	13 (8)	13 (9)	79 (45)
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	2 (2)	5 (2)	1 (1)	1 (-)	2 (-)	4 (-)	3 (2)	2 (2)	3 (2)	23 (11)
71の4	産業廃棄物処理施設	1 (-)	- (-)	4 (1)	1 (-)	- (-)	2 (1)	1 (1)	4 (2)	2 (1)	15 (6)
71の5	TCE・PCE・DCMの洗浄施設	14 (13)	14 (14)	10 (9)	8 (6)	2 (1)	6 (5)	- (-)	8 (7)	3 (3)	65 (58)
71の6	TCE・PCE・DCMの蒸留施設	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	2 (2)
72	し尿処理施設	24 (24)	53 (53)	70 (70)	41 (41)	13 (13)	33 (30)	31 (31)	44 (43)	36 (36)	345 (341)
73	下水道終末処理施設	4 (4)	5 (5)	4 (4)	19 (19)	3 (3)	15 (15)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	59 (59)
74	特定事業場排水の処理施設	- (-)	2 (2)	- (-)	8 (7)	- (-)	1 (-)	1 (1)	4 (4)	- (-)	16 (14)
合計		724 (141)	800 (211)	674 (199)	1809 (304)	580 (54)	763 (131)	626 (166)	769 (178)	1041 (301)	7786 (1685)

(注) 排水規制対象特定事業場数は()内数値です。

環境保全領域調べ

95 業種別特定事業場数及び排水規制対象特定事業場数

(1) 特定事業場数

(平成18年度)

順位	業種(又は施設)名	事業所数	構成比(%)	順位	業種(又は施設)名	事業所数	構成比(%)
1	旅館業	2402	30.9	7	窯業・土石製品製造業	322	4.1
2	食料品・たばこ製造業	1352	17.4	8	表面処理・電気めっき施設	186	2.4
3	豚房・牛房・馬房	1045	13.4	9	金属・機械器具製造業	128	1.6
4	車両洗浄・自動車分解整備	650	8.3	10	共同調理場・飲食店等	121	1.6
5	洗濯業	521	6.7		その他	714	9.2
6	し尿処理施設	345	4.4		合 計	7786	100

(注) 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含む

環境保全領域調べ

(2) 規制対象特定事業場数

(平成18年度)

順位	業種(又は施設)名	事業所数	構成比(%)	順位	業種(又は施設)名	事業所数	構成比(%)
1	旅館業	418	24.8	7	化学工場	68	4.0
2	し尿処理施設	341	20.2	8	共同調理場・飲食店等	67	4.0
3	表面処理・電気めっき施設	132	7.8	9	下水道終末処理施設	59	3.5
4	食料品・たばこ製造業	125	7.4	10	TCE・PCE・DCMの洗浄施設	58	3.4
5	洗濯業	80	4.7		その他	258	15.3
6	金属・機械器具製造業	79	4.7		合 計	1685	100

(注) 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含む

環境保全領域調べ

土 壤 関 係

96 土 壤 の 汚 染 に 係 る 環 境 基 準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>	

騒音・振動・悪臭関係

97 騒音に係る環境基準

(1) 騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

ア 一般地域(道路に面しない地域)

地域の類型	基準値		本県における地域の類型の当てはめ地域 昭和56年4月 いわき市及び白河市指定 昭和57年3月 福島市、会津若松市及び郡山市指定 昭和60年3月 二本松市指定 平成4年10月 原町市、須賀川市、喜多方市、本宮町及び石川町指定 平成11年4月 西郷村指定 平成17年12月 南相馬市指定
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日の6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域(県内では未指定)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	Aを当てはめる地域:専ら住居の用に供される地域 Bを当てはめる地域:主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められたときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(注) 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付け環大企大第257号)により、次のとおり定められている。

- 1 幹線交通を担う道路:高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表す。
- 2 幹線交通を担う道路に近接する空間:以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定される。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートルまでの範囲
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートルまでの範囲

(2)航空機騒音に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第154号)

地域の類型	基準値	あてはめる地域	本県におけるあてはめ地域
I	70WECPNL	専ら住居の用に供される地域	未指定
II	75WECPNL	I以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域	平成17年5月 須賀川市、石川町及び玉川村の一部を指定

(注) 福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除かれます。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値	本県におけるあてはめ地域(昭和52年12月指定、同52年12月指定、同61年4月一部見直し)
I	70デシベル以下	12市町村(*1)のうち、東北新幹線の軌道中心から両側へそれぞれ300m以内の地域(以下「沿線地域」という。)であって、原則として、都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域(*2)であって新幹線の付近に住居が存在する地域
II	75デシベル以下	沿線地域のうち、原則として、都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域外の地域(*2)であってI以外の地域

(注) トンネル上部、河川敷、工業専用地域等については適用されません。

*1 「12市町村」とは、福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、矢吹町、天栄村及び西郷村です。

*2 「用途地域以外の地域」とは、用途地域が定められていない都市計画区域、市街化調整区域及び都市計画区域外の地域です。

98 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例による騒音規制の概要

区分	騒音規制法	福島県生活環境の保全等に関する条例
工場・事業場騒音	特定施設	金属加工機械等11施設(資料-103)
	適用される地域	左記11施設にガソリンエンジン等を追加した計15施設
	規制基準	県内全域(ただし、騒音規制法第3条に基づく指定地域内の法適用工場・事業場は除く)
	規制・指導主体	地域及び時間区分別の敷地境界における音量基準(資料-99)
建設作業騒音	特定施設	くい打機等を使用する作業等の8種類の作業(資料-105)
	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ
	規制基準	届出の受理は全市町村長、指導、勧告等は、法律に基づく指定地域を有する市町村の場合は当該市町村長、その他の市町村の場合は県の出先機関(*2)
	規制・指導主体	敷地境界における音量、作業を行う時刻、時間、期間等の基準(資料-100)
自動車騒音	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ
	規制基準	地域区分別の敷地境界における音量、作業を行う時刻、時間、期間等の基準(資料-100)
	規制・指導主体	工場・事業場騒音と同じ
	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ
拡声機騒音	特定施設	商業宣伝等のために用いられる拡声機の使用
	適用される地域	県内全域
	規制基準	拡声機の種類別の音量、使用方法等の基準及び一部地域での拡声機放送の禁止(資料-111)
	規制・指導主体	法律に基づく指定地域を有する場合は当該市町村長、その他の場合は県の出先機関(*2)
深夜営業騒音	特定施設	音響機器を使用する飲食店、喫茶店、カラオケハウス
	適用される地域	県内26市町村の深夜騒音規制地域内(資料-110)
	規制基準	夜10時以降の敷地境界の音量基準及び11時以降の音響機器の原則使用禁止(資料-110)
	規制・指導主体	県内26の市町村長

*1 「21市町村」=福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、鏡石町、柳津町、会津美里町、矢吹町、石川町、富岡町、西郷村及び泉崎村(平成19年3月31日現在)

*2 「県の出先機関」=県北、県中、県南、会津、南会津及び相双の各地方振興局

99 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場に係る騒音規制基準

(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (7時～19時)	朝・夕 6時～7時 19時～22時	夜間 (22時～6時)	備 考
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域相当
第2種区域	55	50	45	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域相当、用途地域以外の地域(条例の規制のみ適用)
第4種区域	65	60	55	工業地域相当
第5種区域	75	70	65	工業専用地域(条例の規制のみ適用)

- (注) 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上です。
 2 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です(ただし、第1種区域を除きます)。

100 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業騒音及び騒音指定建設作業騒音に係る勧告基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における 騒音基準	作業時刻に 関する基準	※作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	85デシベル	7時～19時の時間 内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間 内であること	1日14時間を超えないこと		

- (注) 1 この基準が適用されるのは、騒音規制法に基づく指定地域(法律に基づく基準)及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲80mの地域(条例に基づく基準)です。
 2 第1号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1種、第2種及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲80mの地域であり、第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です。なお、条例に基づく基準では、区域の区分はなく、作業時刻は7時～19時の時間内のみであり、作業時間は1日10時間を超えないことのみが適用になります。
 3 音量基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、騒音防止対策のほか、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。
 4 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しません。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しません。

101 工場・事業場に係る振動規制法に基づく規制基準及び県振動防止対策指針に基づく基準

基準種別 区域の区分	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	備 考
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域、用途地域以外の地域(指針のみ適用)

- (注) 1 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です。
 2 振動規制法に基づく指定地域を有する市町村は、次のとおりです。
 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、鏡石町、西郷村、矢吹町、石川町(計16市町村)

102 建設作業に係る振動規制法に基づく規制基準及び県振動防止対策指針に基づく基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における 振動基準	作業時刻に 関する基準	※作業時間 に関する基準	作業期間 に関する 基準	作業日に 関する 基準
第1号区域	75デシベル	7時～19時の時間内 であること	1日10時間を超えないこと	連続6日 を超えないこと	日曜・休 日でない こと
第2号区域		6時～22時の時間内 であること	1日14時間を超えないこと		

(注) 1 この基準が適用されるのは、振動規制法に基づく指定地域(法律に基づく基準)及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲80mの地域(指針に基づく基準)です。

2 第1号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域であり、第2号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域です。なお、指針に基づく基準では、区域の区分はなく、作業時刻は7時から19時の時間内のみであり、作業時間では1日10時間を超えないことのみが適用になります。

3 振動基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、振動防止対策のほか、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。

4 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

103 騒音規制法に基づく地域別の騒音特定施設設置状況

(平成19年3月31日現在)

特定施設の種類の	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	合計
1 金属加工機械	464	152	3	54	40	314	136	1,163
2 空気圧縮機及び送風機	1,576	273	56	721	267	1,231	735	4,859
3 土石、鉱物用破砕機等	12	21	0	11	38	30	5	117
4 織機	695	12	0	52	0	0	0	759
5 建設用資材製造機械	7	6	0	4	3	10	17	47
6 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	14	11	25
7 木材加工機械	98	166	0	120	57	115	173	729
8 抄紙機	0	0	0	0	7	1	0	8
9 印刷機械	319	27	0	41	18	196	135	736
10 合成樹脂用射出成形機	193	2	8	43	41	48	148	483
11 鋳造型機	43	0	0	0	2	10	21	76
施設数合計	3,407	659	67	1,046	473	1,969	1,381	9,002
工場数合計	367	73	12	141	110	299	249	1,251

環境保全領域調べ

104 振動規制法に基づく地域別の振動特定施設設置状況

(平成19年3月31日現在)

特定施設の種類の	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	合計
1 金属加工機械	326	143	3	56	57	303	304	1,192
2 圧縮機	564	129	156	150	85	398	376	1,858
3 土石、鉱物用破砕機等	22	7	3	5	1	32	37	107
4 織機	797	12	0	19	0	1	0	829
5 コンクリートブロック マシン等	9	4	12	0	1	6	6	38
6 木材加工機械	5	0	2	10	4	2	26	49
7 印刷機械	121	25	8	6	4	70	43	277
8 ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機	35	0	24	0	0	0	7	66
9 合成樹脂用射出成形機	305	27	33	76	12	65	118	636
10 鋳造型機	64	0	3	0	0	6	54	127
施設数合計	2,248	347	244	322	164	883	971	5,179
工場数合計	175	53	50	66	46	145	186	721

環境保全領域調べ

105 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の実施状況(平成18年度)

(1) 騒音

特定施設作業の種類	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	合計
1 くい打機・くい抜機等を使用する作業	6	1	0	0	0	2	1	10
2 錨打ち機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 削岩機を使用する作業	28	1	0	6	3	67	18	123
4 空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	0	0	2	3	5
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	2	0	2
6 バックホウを使用する作業	0	0	0	1	2	2	5	10
7 トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	2	2
8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	1	1
届出件数合計	34	2	0	7	5	75	30	153

環境保全領域調べ

(2) 振動

特定施設作業の種類	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	合計
1 くい打機を使用する作業	5	1	2	0	0	12	1	21
2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
4 プレーカーを使用する作業	26	1	0	6	2	58	17	110
届出件数合計	31	2	2	6	2	70	18	131

環境保全領域調べ

106 平成4年中央公害対策審議会中間答申及び平成7年中央環境審議会答申において示された許容限度設定目標値

(単位:デシベル)

自動車の種類別		許容限度設定目標値			施行年		
		加速	定常	近接			
大型車	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	全輪駆動車、トラック及びクレーン車		82	83	99	平成13年
		トラック		81	82	99	平成13年
		バス		81	82	99	平成10年
中型車	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	全輪駆動車		81	80	98	平成13年
		全輪駆動車以外	トラック	80	79	98	平成13年
小型車	車両総重量が3.5t以下のもの	軽自動車以外	軽自動車	76	74	97	平成12年
			軽自動車	76	74	97	平成11年
		軽自動車	ボンネット型のもの	76	74	97	平成11年
			キャブオーバー型(ボンネット型以外)のもの	76	74	97	平成12年
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	乗車定員6人超えのもの		76	72	96 (100)	平成11年
		乗車定員6人以下のもの		76	72	96 (100)	平成10年
二輪自動車	小型二輪自動車	排気量0.250ℓを超えるもの		73	72	94	平成13年
	軽二輪自動車	排気量0.125ℓを超え、0.250ℓ以下のもの		73	71	94	平成10年
原動機付自転車	第二種原動機付自転車	排気量0.050ℓを超え、0.125ℓ以下のもの		71	68	90	平成13年
	第一種原動機付自転車	排気量0.050ℓ以下のもの		71	65	84	平成10年

(注) 1 ()はリアエンジン車を示す。

2 施行年が平成10年の車種については平成8年12月20日、平成11年の車種については平成9年12月12日、平成12年の車種については平成10年12月8日、平成13年の車種については平成12年2月21日にそれぞれ告示された。

107 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌日の6時)
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

資料-102に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

- (注) 1 車線とは、1縦列の自動車(2輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。
- 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表します。
- 3 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離により特定される範囲です。
- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートルまでの範囲
 - ・2車線を超える車線を有する道路 20メートルまでの範囲
- 4 区分の区域について
- (1) a区域 専ら住居の用に供される区域
 - (2) b区域 主として住居の用に供される区域
 - (3) c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

108 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 区域の区分は資料-96と同じです。

109 福島空港周辺の騒音測定結果(平成18年度)

測定地点	測定時期	離着陸機数 (機/週)	騒音の測定結果 (単位WECPNL)	年間平均値 (単位 WECPNL)	環境基準値 (単位 WECPNL)
須賀川市雨田地区	春季	36	59	58	75以下
	夏季	9	57		
	秋季	23	58		
	冬季	7	57		
玉川村小高地区	春季	72	65	65	
	夏季	83	65		
	秋季	83	66		
	冬季	72	65		
玉川村川辺地区	春季	57	63	65	
	夏季	64	64		
	秋季	75	65		
	冬季	68	66		
石川町中野地区	春季	53	61	61	
	夏季	58	59		
	秋季	47	60		
	冬季	39	62		

(注) 1 離着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した機数です。

2 騒音の測定結果は、1日ごとのWECPNL値をパワー平均したものです。

110 県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜営業騒音の規制概要

区域の区分	規制内容	音響機器の使用禁止時間帯	音量規制	
			時間帯	基準値(デシベル)
A 区 域		午後11時から翌日の午前6時まで	午後10時から	45
B 区 域			翌日の午前6時まで	55

- (注) 1 A区域:原則として第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、準住居地域及びこれに準ずる地域
 B区域:原則として近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域
 2 深夜騒音規制地域を有する市町村(平成19年3月31日現在)
 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、川俣町、本宮市、鏡石町、会津坂下町、西郷村、泉崎村、矢吹町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、三春町、小野町及び富岡町
 (計26市町村)

111 県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機の使用基準

項目	区分	移動放送(車両搭載)	移動放送以外(街頭など)	航空機からの放送
1 騒音のレベル等		音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	地上1.2mの高さで、音量の測定値の最大から3個のピーク値の算術平均値が70デシベル以下
2 使用時間		午前7時から午後7時まで	左に同じ	午前9時から午後5時まで(日曜、祝日は午前10時から)
3 使用場所等		幅員5m以上の道路	・幅員5m以上の道路 ・拡声機の中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内 ・拡声機の設置高さは地上10m未満	
4 放送時間		1地点における1回の連続放送時間は10分を越えないこと。	1回の連続放送時間は1時間を超えないものとし、かつ、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における旋回は、2回以内とすること。
5 放送禁止場所		学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	

112 うつくしまの音30景

No.	音の名称	市町村名	季節・時期	分類
1	吾妻修験道の不動滝にしみいるエゾハルゼミの声	福島市町庭坂字神ノ森	6月上旬～7月中旬	昆虫
2	二本松のちょうちん祭り・祭囃子	二本松市旧市内	10月4日～6日	祭
3	霊山太鼓	霊山町内	8月	祭
4	和紙の里 上川崎「紙を漉く音」	二本松市安達町上川崎字本仏谷	冬期間	産業・文化
5	県民の森の野鳥のさえずり	大玉村県民の森	通年	鳥
6	如宝寺のイボナシの鐘の音	郡山市堂前町	通年、朝6時・夕5時	鐘
7	古寺山松並木の松籟	須賀川市上小山田字古寺	初冬～早春	植物
8	二岐溪谷溪流の音	天栄村湯本字二俣	一年中	溪流
9	東野清流のせせらぎの音	玉川村四辻新田字東野	通年	川
10	古殿八幡神社「流鏝馬」と「笠懸」の駒が駆けゆく蹄の音	古殿町古殿八幡神社	10月第二土曜日	祭
11	三春の盆太鼓	三春町内全域	8月15日～16日	祭
12	東堂山の鐘の音	小野町東堂山	通年、朝5時50分頃	鐘
13	入水鍾乳洞の地下水の滝の音	田村市滝根町菅谷字東釜山 地内	通年	滝
14	鳥峠の小鳥のさえずり	泉崎村鳥峠	通年、特に春から夏	鳥
15	久慈川の清流とカジカガエルの鳴き声	埴町台宿字下川原	晩夏～夏	両生類
16	喜多方市の清流に生息するセキレイのさえずり	喜多方市内押切川、濁川、田付川	春～秋	鳥
17	裏磐梯の山鳴らしの葉音	北塩原村檜原字小野川原	初夏～初秋	植物
18	磐越西線一ノ戸橋梁の列車の通過する音	喜多方市山都町木曾地内	通年	産業・文化
19	猪苗代湖の白鳥の鳴き声	猪苗代町白鳥ヶ浜、長浜、三城、潟浜、志田浜	12月～翌3月	鳥
20	圓蔵寺と奥之院の夕暮れに沈む鐘の音	柳津町本庁9区、阿久津	通年、日暮れ前	鐘
21	祇園祭 大屋台のかけごえ	南会津町田島	7月22日～23日	祭
22	前沢ふるさと公園の水車とバッテリーが杵をつく音	南会津町前沢ふるさと公園	冬期(覆雪時)を除く 常時	産業・文化
23	尾瀬「三条ノ滝」の瀑布音	檜枝岐村燧ヶ岳	5月～11月	滝
24	恵みの森にざわめくブナの葉音	只見町布沢恵みの森	通年	植物
25	相馬野馬追 法螺貝の音	南相馬市内・相馬市内	7月23日～25日	祭
26	平伏沼のモリアオガエルの鳴き声	川内村平伏沼	6月中旬～7月上旬	両生類
27	大堀相馬焼貫入音	浪江町大堀地区	通年	産業・文化
28	じゃんがら念仏踊りの音	いわき市内	8月13日～15日	産業・文化
29	薄磯海岸の潮騒とかもめの鳴き声	いわき市薄磯海岸	通年	海
30	豊間海岸の鳴き砂の音	いわき市豊間海岸	通年	海

(参考)

「環境省選定音風景100選」(3件)

- 福島市小鳥の森 (福島市)
- 大内宿の自然用水 (下郷町)
- からむし織のはた音 (昭和村)

「環境省選定かおり風景100選」(2件)

- 須賀川牡丹園の牡丹焚火 (須賀川市)
- 郡山の高柴デコ屋敷 (郡山市)

113 悪臭防止法に基づく規制対象物質

物質名	分子式	臭いの質	主な発生源	臭気強度に対応する濃度			排出口における規制基準	排出水中における規制基準
				2.5	3.0	3.5		
アンモニア	NH ₃	し尿臭	畜産、化製場、し尿処理	1	2	5	有	
メチルメルカプタン	CH ₃ SH	腐った玉ねぎ臭	パルプ製造業、化製場	0.002	0.004	0.01		有
硫化水素	H ₂ S	腐った卵臭	畜産、化製場、し尿処理	0.02	0.06	0.2	有	有
硫化メチル	(CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、化製場	0.01	0.05	0.2		有
二硫化メチル	(CH ₃) ₂ S ₂	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、化製場	0.009	0.03	0.1		有
トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	腐った魚臭	畜産、水産加工場	0.005	0.02	0.07	有	
アセトアルデヒド	CH ₃ -CHO	刺激性果実臭	化学工場、たばこ製造工場	0.05	0.1	0.5		
スチレン	C ₆ H ₅ -CH=CH ₂	刺激性芳香族臭	化学工場、FRP製造工場	0.4	0.8	2		
プロピオン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	酸っぱい刺激臭	油脂製造工場、染色工場	0.03	0.07	0.2		
ノルマル酪酸	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗くさい臭い	畜産、化製場、でん粉工場	0.001	0.002	0.006		
ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下臭	畜産、化製場、でん粉工場	0.0009	0.002	0.004		
イソ吉草酸	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	むれた靴下臭	畜産、化製場、でん粉工場	0.001	0.004	0.01		
トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	10	30	60	有	
キシレン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	1	2	5	有	
酢酸エチル	CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	3	7	20	有	
メチルイソブチルケトン	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃)	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	1	3	6	有	
イソブタノール	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激的な発酵臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	0.9	4	20	有	
プロピオンアルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.05	0.1	0.5	有	
ノルマルブチルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.009	0.03	0.08	有	
イソブチルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.02	0.07	0.2	有	
ノルマルバレルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.009	0.02	0.05	有	
イソバレルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.03	0.006	0.01	有	

(注) 「臭気強度に対応する濃度」の欄の単位はppm。
臭気強度は、次の6段階臭気強度法による表示を用いました。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 0: 無臭 | 3: 楽に感知できる臭い |
| 1: やっと感知できる臭い(検知閾値濃度) | 4: 強い臭い |
| 2: 何の臭いかわかる弱い臭い(認知閾値濃度) | 5: 強烈な臭い |

114 県内の悪臭防止法による悪臭の規制

(1) 規制地域の区域区分

区域の区分	あ て は め 地 域
A 区 域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域
B 区 域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域
C 区 域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域

(2) 規制地域の指定状況(最終改正:平成19年1月告示、同年同月施行)

区 分	市町村数	市 町 村 名
A、B、Cの3区域を指定	26	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、西郷村、玉川村
A、Bの2区域を指定	4	浅川町、古殿町、泉崎村、鮫川村
Bの1区域を指定	1	平田村
合 計	31	(12市14町5村)

(3) 規制基準の指定状況(最終改正:平成8年4月告示、同年同月施行)

特定悪臭物質名	A区域	B区域	C区域	特定悪臭物質名	A区域	B区域	C区域
ア ン モ ニ ア	1	2	5	イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	ト ル エ ン	10	30	60
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2	キ シ レ ン	1	2	5
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	0.2	酢 酸 エ チ ル	3	7	20
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1	メチルイソブチルケトン	1	3	6
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	4	20
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ス チ レ ン	0.4	0.8	2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07	0.2	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.006	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.004	イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01

- (注) 1 アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド及びイソバレールアルデヒドについては、この表のほかに排出口に係る規制基準も設定しています。
- 2 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルについては、この表のほかに排出水中における規制基準も設定しています。

115 県悪臭防止対策指針に基づく基準

(平成10年9月施行)

区域の区分	工場等の敷地境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		5m～30m	30m～50m	50m以上
第1種区域	10	28	30	33
第2種区域	15	33	35	38
第3種区域	18	36	38	41

- (注) 1 表中の数値の単位は、臭気指数です。
 ・臭気指数 = $10 \times \log x$
 x (臭気濃度): 三点比較式臭袋法で求めたパネルの悪臭判定最大希釈倍率。
- 2 第1種区域とは、悪臭防止法に基づくA区域並びに都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域をいいます。
- 3 第2種区域とは、悪臭防止法に基づくB区域並びに都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域をいいます。
- 4 第3種区域とは、悪臭防止法に基づくC区域並びに都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域をいいます。
- 5 工場等の排出口における基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用されません。

116 環境汚染を伴う事故の発生件数の推移

	大気汚染					水質汚濁					悪臭					合計				
	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
県北地方振興局						2	8	7	7	6						2	8	7	7	6
県中地方振興局						2	2	2	1	3						2	2	2	1	3
県南地方振興局						1	2	1	1	2						1	2	1	1	2
会津地方振興局							2	1	3	3							2	1	3	3
南会津地方振興局								1	3									1	3	
相双地方振興局	1					1		3	3	2						2		3	3	2
いわき市						1		2								1		2		
郡山市							3	1									3	1		
計	1	0	0	0	0	7	17	18	18	16	0	0	0	0	0	8	17	18	18	16

環境保全領域調べ

117 公害防止管理者等選任届出の状況

(平成19年3月31日現在)

業種	項目	選任特定工場	公害防止統括者	主任管理者	公害防止管理者															
					合計	大気関係				水質関係				騒音関係	振動関係	特定粉じん関係	一般粉じん関係	ダイオキシン類関係		
						計	第1種	第2種	第3種	第4種	計	第1種	第2種						第3種	第4種
鉱業		3	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
製造業		408	372	27	653	208	38	17	37	116	236	32	150	15	39	33	24	0	136	16
電気供給業		7	7	2	12	5	0	0	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	4	0
ガス供給業		1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱供給業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理業		1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
総計		420	383	29	671	214	38	17	42	117	239	35	150	15	39	35	24	0	143	16

環境保全領域調べ

公害対策関係

118 工場立地件数

業種	区分	平成17年1月～12月			平成18年1月～12月		
		特定工場	その他工場	計	特定工場	その他工場	計
食料品		2	1	3	1	2	3
飲料		-	-	0	-	-	0
繊維工業		-	-	0	-	1	1
衣服		-	-	0	-	-	0
木材・木製品		2	-	2	-	4	4
家具・装備品		-	-	0	-	-	0
パルプ・紙		1	-	1	-	1	1
印刷		2	1	3	1	2	3
化学工業		9	-	9	5	-	5
石油・石炭		-	-	0	-	-	0
プラスチック		6	2	8	6	6	12
ゴム		3	-	3	1	-	1
皮革		-	-	0	-	1	1
窯業・土石		4	1	5	6	3	9
鉄鋼		3	2	5	-	-	0
非鉄金属		4	-	4	3	1	4
金属		5	4	9	3	7	10
一般機械		8	7	15	4	8	12
電気機械		4	3	7	5	2	7
情報通信機械		2	1	3	3	2	5
電子部品・デバイス		1	-	1	5	3	8
輸送用機械		5	1	6	7	5	12
精密機械		1	-	1	2	2	4
その他		3	-	3	1	-	1
計		65	23	88	53	50	103

(注) 1 特定工場 (敷地面積 9,000㎡以上、又は建築面積 3,000㎡以上) 地域経済領域調べ
 2 その他工場 (敷地面積 1,000㎡以上9,000㎡未満)

119 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度	種類	典型7公害							小計	典型以外7公害	合計	前年比%
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染				
苦情件数	平成14年度	190	69	113	4	165	0	4	545	143	688	△25.2
	平成15年度	151	76	107	17	148	0	1	500	107	607	△11.8
	平成16年度	206	86	150	11	159	0	1	613	111	724	19.3
	平成17年度	180	77	129	8	181	0	4	579	90	669	△7.3
	平成18年度	150	99	132	12	154	1	1	549	82	631	△5.7
構成比%	平成14年度	27.6	10.0	16.4	0.6	24.0	0.0	0.6	79.2	20.8	100	
	平成15年度	24.9	12.5	17.6	2.8	24.4	0.0	0.2	82.4	17.6	100	
	平成16年度	28.5	11.9	20.7	1.5	22.0	0.0	0.1	84.7	15.3	100	
	平成17年度	26.9	11.5	19.3	1.2	27.1	0.0	0.6	86.5	13.5	100	
	平成18年度	23.8	15.7	20.9	1.9	24.4	0.2	0.2	87.0	13.0	100	

環境保全領域調べ

120 公害の発生源別苦情件数(平成18年度)

	典型7公害								計	典型7 公害 以外	合計	構成比 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭					
農業	9	6	-	3	-	-	18	36	1	37	10.3	
林業	2	-	-	-	-	-	-	2	1	3	0.8	
漁業	1	-	-	1	-	-	-	2	-	2	0.6	
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	0.6	
建設業	22	4	-	32	6	-	8	72	4	76	21.2	
製造業	29	17	-	21	1	-	39	107	3	110	30.7	
電機・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	1	1	-	1	3	-	3	0.8	
情報通信業	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	0.3	
運輸業	3	1	-	4	-	-	1	9	-	9	2.5	
卸売・小売業	8	5	-	10	-	-	5	28	-	28	7.8	
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
不動産業	1	-	-	-	-	-	2	3	1	4	1.1	
飲食店・宿泊業	1	4	-	15	-	-	6	26	1	27	7.5	
医療・福祉	1	1	-	1	-	-	-	3	-	3	0.8	
教育・学習支援	1	-	-	4	-	-	1	6	-	6	1.7	
複合サービス事業	2	-	-	3	-	-	-	5	-	5	1.4	
サービス業	6	8	1	12	-	-	15	42	-	42	11.7	
公務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
分類不能の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
合計	86	47	1	107	8	-	96	345	13	358	100	

※ 「個人」を発生源とするものを除く。

環境保全領域調べ

121 典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数の推移

年度	区域	都市計画法による都市計画区域										小計	区都市 域計 外画
		住居 地域	地近 隣商 地域	商業 地域	地商 域業 計系	地準 工 域業	工業 地域	地工 業専 域用	地工 域業 計系	調市 整街 地 域化	区そ の 他 域の		
苦情 件数	平成14年度	222	12	16	28	44	55	9	108	67	73	498	47
	平成15年度	188	16	39	55	47	49	8	104	79	34	460	40
	平成16年度	242	19	39	58	49	44	18	111	92	75	578	35
	平成17年度	237	17	38	55	41	46	17	104	89	32	517	62
	平成18年度	224	23	23	46	34	58	13	105	68	30	473	76
構成 比%	平成14年度	40.7	2.2	3.0	5.2	8.1	10.1	1.6	19.8	12.3	13.4	91.4	8.6
	平成15年度	37.6	3.2	7.8	11.0	9.4	9.8	1.6	20.8	15.8	6.8	92.0	8.0
	平成16年度	39.5	3.1	6.4	9.5	8.0	7.2	2.9	18.1	15.0	12.2	94.3	5.7
	平成17年度	40.9	2.9	6.6	9.5	7.1	7.9	2.9	17.9	15.4	5.5	89.2	10.7
	平成18年度	40.8	4.2	4.2	8.4	6.2	10.6	2.4	19.2	12.4	5.5	86.3	13.8

環境保全領域調べ

122 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度		種類	健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
苦情件数	平成14年度		4	13	12	477	39	545
	平成15年度		2	5	10	437	46	500
	平成16年度		1	19	10	537	46	613
	平成17年度		3	8	13	522	33	579
	平成18年度		3	11	9	492	34	549
構成比 %	平成14年度		0.7	2.4	2.2	87.5	7.2	100
	平成15年度		0.4	1.0	2.0	87.4	9.2	100
	平成16年度		0.2	3.1	1.6	87.6	7.5	100
	平成17年度		0.5	1.4	2.2	90.2	5.7	100
	平成18年度		0.6	2.0	1.6	89.6	6.2	100

環境保全領域調べ

123 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

年度	件数								構成比 (%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
平成14年度	53	201	119	98	4	28	185	688	7.7	29.2	17.3	14.2	0.6	4.1	26.9	100
平成15年度	53	181	75	96	5	33	164	607	8.7	29.8	12.4	15.8	0.8	5.4	27.0	100
平成16年度	53	217	90	95	3	56	210	724	7.3	30.0	12.4	13.1	0.4	7.7	29.0	100
平成17年度	76	231	46	76	16	44	180	669	11.4	34.5	6.9	11.4	2.4	6.6	26.9	100
平成18年度	53	220	48	93	24	51	142	631	8.4	34.9	7.6	14.7	3.8	8.1	22.5	100

環境保全領域調べ

124 公害苦情処理係属件数の推移

年度	区分 公害苦情処理係属件数 (A)=(B)+(C)-(E)	受理件数		処理件数				処理率 (D)÷(A)×100(%)
		新規直接受理件数 (B)	前年度から繰越 (C)	直接処理 (D)	他へ移送 (E)	翌年度へ繰越 (F)	その他 (G)	
平成14年度	749	688	69	650	8	87	12	86.8
平成15年度	647	607	51	598	11	44	5	92.4
平成16年度	737	724	29	672	16	29	36	91.2
平成17年度	688	669	27	615	8	44	29	89.4
平成18年度	660	631	40	607	11	40	13	91.6

環境保全領域調べ

(注) 1 (H)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

2 前年度の(G)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(D)欄の「前年度からの繰越」の件数の差は、繰越で処理していたが、その後の苦情が発生しないため既に解決したこととして取り扱うものなどがあるからです。

125 市町村別公害苦情件数(平成18年度)

市町村名		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	7公害以外	合計
県北	福島市	2	23	1	11	1		10	3	(0) 51
	二本松市							1		(0) 1
	桑折町								1	(0) 1
小計		(0) 2	(0) 23	(0) 1	(0) 11	(0) 1	(0) 0	(0) 11	(0) 4	(0) 53
県中	郡山市	61	1		43	8		30	51	(0) 194
	須賀川市	(2) 5	2		7	1		(1) 5	1	(3) 21
	田村市		(1)		1					(1) 1
小計		(2) 66	(1) 3	(0) 0	(0) 51	(0) 9	(0) 0	(1) 35	(0) 52	(4) 216
県南	白河市	1	4		3			11	(2) 1	(2) 20
	西郷村	1	(1) 2		1			1	(1)	(2) 5
	泉崎村		(1)					(1)		(2) 0
	中島村								(1)	(1) 0
	矢吹町	5			2			4	2	(0) 13
	矢祭町	1			1					(0) 2
	鮫川村		1							(0) 1
小計		(0) 8	(2) 7	(0) 0	(0) 7	(0) 0	(0) 0	(1) 16	(4) 3	(7) 41
会津	会津若松市	34	(2) 10		13		1	(1) 19	9	(3) 86
	北塩原村							(1)		(1) 0
	猪苗代町		(1)							(1) 0
	会津坂下町		(1)					1		(1) 1
小計		(0) 34	(4) 10	(0) 0	(0) 13	(0) 0	(0) 1	(2) 20	(0) 9	(6) 87
南会津	下郷町		(1)					(1)	(1)	(3) 0
	只見町		(2)		(1)			(1)		(4) 0
	南会津町	(2) 1	(3) 5		2				(3) 1	(8) 9
小計		(2) 1	(6) 5	(0) 0	(1) 2	(0) 0	(0) 0	(2) 0	(4) 1	(15) 9
	相馬市	(1)	2		6			6		(1) 14
	南相馬市	2	13		4			(1) 6	1	(1) 26
	広野町		1							(0) 1
	大熊町							(2)		(2) 0
	双葉町				1					(0) 1
	浪江町		1					1	1	(0) 3
	新地町				1					(0) 1
	飯館町		1							(0) 1
小計		(1) 2	(0) 18	(0) 0	(0) 12	(0) 0	(0) 0	(3) 13	(0) 2	(4) 47
いわき市		32	20		35	2		50	3	(0) 142
計		(5) 145	(13) 86	(0) 1	(1) 131	(0) 12	(0) 1	(9) 145	(8) 74	(36) 595

環境保全領域調べ

(注) 1 ()は各地方振興局で受け付けた件数です。

2 苦情がなかった市町村は掲載していません。

【い】

一酸化炭素 (CO) 炭素又は炭素化合物の不完全燃焼などにより発生する。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。

一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類している。一般廃棄物とは産業廃棄物以外のすべての廃棄物であると定義されているが、具体的には、し尿や家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどを指している。

【お】

汚水処理人口普及率 下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合のことをいう。

【か】

環境基準 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の環境上の条件について健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、国が定めたもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質) ホルモン類似作用を持ち、生体内に取り込まれて内分泌系に影響を及ぼして健康や生体影響を生じるおそれのある化学物質を環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質)と呼んでいる。ノニルフェノールやビスフェノール A など、環境ホルモンとして疑われている物質の濃度と人体への影響や生態系への影響など不明な点が多く、その解明が急がれている。

【こ】

公害 環境基本法では「公害」を次のとおり規定している。

「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。」

これらの7公害を通常「典型7公害」と呼んでいる。

国立公園/国定公園 国立公園は、自然公園法に基づき、「保護」及び「利用」を目的として、優れた自然の風景地のうち、特に我が国を代表する火山景観、山岳景観、海岸景観などの傑出した地域について、国により指定される。

国定公園は、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定し都道府県が管理する公園である。

国立公園や国定公園などの自然公園は、優れた自

然の風景地及びその環境を保全するとともに、自然観察や野外レクリエーション等の自然とふれあう場として重要な役割を果たしている。

【さ】

最終処分場 廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立又は海洋投入処分により環境中に放出される。最終処分は埋立が原則とされており、処分の大部分は埋立により行われている。最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造の遮断型処分場、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等の産業廃棄物の飛散及び流出を防止する構造の安定型処分場、一般廃棄物及び遮断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物の浸出液による汚染を防止する構造の管理型処分場の三つのタイプに分けられる。

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、多くは処理に特別な技術を要する。

【し】

COD(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示す。単位は mg/l で表される。

自然環境保全地域 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湿原等の区域など、良好な自然環境を有する一定の要件を満たす地域で環境大臣が自然環境保全法に基づき指定した地域をいう。

都道府県においても、条例に基づき、周辺の自然的社会的諸条件から見て当該自然環境を保全することが特に必要なものを、都道府県自然環境保全地域として指定することができる。

【そ】

総量規制 大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、ばい煙等の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法で、地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準より厳しい基準が設けられる。

【た】

ダイオキシン類 ダイオキシン類とは、有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、物の燃焼過程等で非意図的に生成される。ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い2,3,7,8-TCDFについては、人に対する発がん性が確認されている。

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で非意図的に生成され、ごみの焼却による燃焼工程等の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生す

る。また、森林火災、火山活動など自然界でも発生する。

【ち】

窒素酸化物 (NO_x) 物が燃える際に、空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物 (NO_x) が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素 (NO) が発生し、その後さらに酸化されて安定な二酸化窒素 (NO₂) となる。通常、この一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) とを合わせて窒素酸化物 (NO_x) と呼ぶ。窒素酸化物は、それ自体が人の健康に影響を与えるほか、紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

【て】

デシベル (dB) 音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は刺激の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧の尺度として対数を用い、その基準の値として最小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルを表す。振動についてもデシベルが用いられる。

TEQ (毒性等量) ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンを基準として換算した量のこと。

【と】

土壤汚染 土壤汚染は、汚染物質が直接土壤に混入する場合と、大気汚染や水質汚濁を通じ間接的に土壤を汚染する場合がある。土壤汚染は一旦生じると農作物や地下水等に長期にわたり影響する蓄積性があり、改善は非常に困難になる。また、有機塩素化合物等による土壤汚染は、地下水汚染につながる事が多く、水質汚濁の問題と密接に関わっている。
トリクロロエチレン トリクロロエチレンは、有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれている。常温では液体で蒸発しやすく、様々な有機物質を溶かす力が強いいため、油分や繊維製品のよごれを溶かす目的で、工場や事業所などで広く使用されてきた。しかし、トリクロロエチレンは、環境中で分解されにくい化学物質で、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、動物実験では、がんを引き起こす恐れのある物質であることがわかってきた。また近年、トリクロロエチレンによる地下水汚染が、各地域で顕在化している。

【に】

二酸化硫黄 (SO₂) 石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分 (S) が燃焼により、空気中の酸素 (O₂) と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

二酸化炭素 (CO₂) 有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や醗酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

二酸化窒素 (NO₂) 主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素 (NO) がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い間吸

入した場合は、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【は】

ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質を総称してばい煙という。ばいじんとは、ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質を言い、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

【ひ】

pH (水素イオン濃度指数) 水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指数であり、中性の水は pH 7 で、7 より小さいものは酸性、7 より大きいものはアルカリ性という。通常の水は pH 7 前後で、海水はややアルカリ性で pH 8 前後である。

BOD (生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示す。

非メタン炭化水素 光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗装や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車などである。

【ふ】

浮遊粒子状物質 大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが 10 μm (マイクロメートル: 1mm の 1000 分の 1) 以下のものをいう。工場での物の粉砕時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

浮遊物質 (懸濁物質) (SS) 水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度 (濁りの程度を示す指標)・BOD・COD が高くなる原因になる。

【よ】

溶存酸素 (DO) 水中に溶けている酸素量を mg/l で表したものであり、数値が大きいほど水中の酸素量も多い。溶存酸素は水域の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

【れ】

レッドデータブック 野生動植物の中から絶滅のおそれのある種をリストアップし、これらの分布、生息状況などを明らかにしたデータ集。国際的には国際自然保護連合 (IUCN) が、世界的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その現状を明らかにした資料として作成している。(1966 年初版発行)。その本の表紙が赤色であったため、以後、こうした内容を持つ資料集がレッドデータブックと呼ばれるようになった。国内では、環境庁が動物のレッドデータブックを、また、(財)日本自然保護協会と(財)世界自然保護基金 (WWF) 日本委員会

が植物のレッドデータブックを作成している。
レッドリスト 絶滅のおそれのある野生生物の種
のリスト。レッドリストに掲載された種について生
息状況等を取りまとめ、編さんしたものがレッドデ
ータブックである。レッドリストは生物学的観点か
ら個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したもの
で、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めてい
くための基礎的な資料として広く活用されること
を目的とするものである。

【重さの単位】

kg (キログラム)	10^3 g
g (グラム)	
mg (ミリグラム)	10^{-3} g (千分の1グラム)
μ g (マイクログラム)	10^{-6} g (100万分の1グラム)
ng (ナノグラム)	10^{-9} g (10億分の1グラム)
pg (ピコグラム)	10^{-12} g (1兆分の1グラム)

【濃度の単位】

ppm (parts per million)

100万分の1を1 ppm という。

大気汚染物質の場合は、 1 m^3 中の 1 cm^3 の
ガス容量を表している。なお、大気中の炭化水
素類については、炭素原子数で換算した ppmc
で表す。

ppb (parts per billion)

10億分の1を1 ppb と表している。

1 ppm の 1000 分の 1 を表している。

ppt (parts per trillion)

1兆分の1を1 ppt と表している。

1 ppb の 1000 分の 1 を表している。